

特 116

148

帝國憲法



始



特116
148



法學士福田虎造著

帝國憲法

大正
15. 6. 4
内交

五箇條ノ御誓文

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一、上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメントトヲ要ス
 - 一、舊來の陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

皇祖ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆皇祖ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ遠テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

告 文

皇 朕レ謹ミ畏ミ

皇 祖

皇宗ノ神靈ニ詰ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇 祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ遠テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖
 皇宗及我カ
 皇考ノ威靈ニ倚籍スルニ由ラサルハ無シ皇陵レ仰テ
 皇祖
 皇宗及
 皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆
 ラサラムコトヲ誓フ庶幾クヘ
 神靈此レヲ鑒ミタマヘ

帝國憲法目次

第一章 大日本帝國

神國……共同生活……國家ノ社會的現象……統治權……人民……民族……領
 土……自主自存……警察國觀念……法治國觀念……國體……君主國體……
 民主國體……政體……立憲政體……專制政體……三權分立……機關……日本
 帝國……明治維新……君民一體

第二章 天皇

國家意思ノ構成……契約說……統治權總攬者……天皇機關說……シラス
 ……皇位……天皇不可侵……皇位繼承……元號……皇位繼承順位……攝政……
 ……監國……太傅……皇族……韓國皇族

第三章 國土臣民

國土……我國土觀念……領土主權……臣民高權……領土高權……領海……領
 土變更……租借地……國際地域……委任統治……領土ト憲法法令
 ……律令制令……臣民……國籍……歸化……國籍移動

目次

第四章 臣民の權利義務……………三三

自由權……居住移轉……身體自由……住所不可侵……信書不可侵……所有權不可侵……言論集會著作印行結社……信教自由……自由權保障例外……請求權……參政權

第五章 法律命令……………四五

規範……宗教道德法……成文法、不文法……公法……私法……實質的法……形式的法……法律制定……裁下……公布……法の溯及……法律ト人……法律ト土地……法律ト命令……法律ト條約……前法後法……命令……大權命令……緊急勅令……執行命令……獨立命令……委任命令

第六章 大權親裁……………六三

官制大權……內閣……現行官制……軍令大權……軍政大權……官職矯和……締約大權……條約ト法律トノ效力……戒嚴大權……榮譽大權……恩赦大權……非常大權

第七章 國務大臣、樞密顧問……………七一

輔弼……副弼……大臣責任……各省大臣……政府……大臣任免……樞密顧問

第八章 帝國議會……………八一

議會沿革……議會ノ國法上ノ地位……議會ノ政治的觀察……議會組織……貴族院……衆議院……議會ノ權限……協約……承諾……上奏……延議……法律案提出……請願受理……規則制定……資格審查……院內警察……懲罰……請假辭職……議員逮捕……機關選舉……決議……審查……貴族院特權……召集……會期……開會……閉會……停會……休會……解散……議長……委員……議事規則……事務局……議員特權

第九章 裁判所……………一〇一

司法權獨立……裁判官……裁判……裁判所ノ種類……法律審查權……陪審法……訴訟……行政訴訟……行政裁判所

第十章 豫算會計検査院……………一一三

豫算……會計年度……特別會計……追加豫算……繼續費……豫備費……豫算先議權……議定制限……豫算不成立……豫算外支出……責任支出……緊急處分……決算……會計検査院

第十一章 帝國憲法……………一二五

目次

憲法發布……五箇條御誓文……政體書……地方官會議……廣議ノ憲法……
 自治平等ノ思想……憲法ノ種類……憲法改正……憲法解釋權
 以上

四

帝國憲法註解

帝國憲法

法學士 福田 虎 龜 著

第一章 大日本帝國

神國

大日本は神國なり、天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ、之れ我大日本帝國の國體を宣明したるものなり

共同生活

凡そ人類は其本能として共同生活を營む。人類は相互扶助して共に生存す、家族といひ部落といひ國家といふ、皆人類共同生活の形體なり、共同生活に於ては精神的交通を行ひ物質的交換を爲す、各自共有せる特長を發揮して文化の發展を見、相互共同して生活の秩序を作る、言語、文字、道德、學問、藝術、法律等皆人類共同生活の產物にして、而して又共同生活を保障するものなり。

共同生活の最も完備せるものは國家なり、國家によりて人類共同生活の秩序

國家ノ社會的現象

は最もよく保障され、學問、宗教、藝術、法律等凡そ人類に必須なる物的、心的の諸要素は發達の順調を夫はさるなり。

國家とは何かなるものなるや、(一) 國家とは、多數人類が、統治權によりて統治せらるゝ地域團體なり、統治權、人類、土地は國家の三要素なり。

人あり、群居するときは、其處に自ら生活形式生れ秩序を生ず、生活形式の大綱既に成るに至れば、之を維持すべき優越の力あるを要す、統裁勢力の發生する所以なり、之れ統治權の觀念なり。

統治權

統治とは支配なり、統治權は支配權なり、權力を包有す、權力とは、一の強き意思か他の弱き意志に對する力をいふ。此の權力の作用するところ命令服従の關係を生じ、秩序維持の方式備はる、支配權か國家意思として最高獨立なるを國家主權といふ、即ち統治權なり、(二) 統治權は國家意思なり、最高獨立なり、欲して能はざるなく、最高權力にして唯一なり。

人民

國家には多數人類の存在するを要す、此の多數人類が歴史的紐帶により相關依存の地位にあるを人民といふ、人民の國家に於ける關係は、獨立人格者と

民族

して國家に對し、權利を主張し、義務を負ふと同時に、全然國家に歸一し、國家の組織分子として、自我の存在を認めず、即ち人民とは共同の歴史に立脚して、特種の團體を組織せる一致體なりと意識せる者をいふ、唯單に疊々として群息せる人類にあらず、共同目的に立てる者をいふ、近世の國家思想よりせば、人民は國家の目的物にあらず、自主自存の目的を有する者即ち人格者として存在す。

領土

人民にして、各自が共同の始祖に出て言語、風俗、習慣同じきものなりと覺信するにより、茲に民族の觀念を生ず、(三) 如何なる範圍の人民を同一民族とするかは、單に人種の同一宗教、風俗の類似等外的要素のみに求めず、更に人民相互に共同始祖を有することを覺信せる心理的限界により定めざるへからず。

國家の物的要素は領土なり、人民と均しく領土も亦之を缺かば、國家は存在せず、領土の喪失は國家の滅亡なり、一國領土の限界は、其國の統治權か絶對に且つ無限に及ぶ範圍なり、絶對とは、他の凡ての權力を排除するをいひ、無限とは、量的一切の制限なきをいふ。

國家ノ自立自

統治權は國家意志なり、一ありて二なし、二ありとせば之れ既に二國なり、國家

存ノ目
的ヲ有
ス

警察國
觀念

法治國
觀念

國體

は、意志の主體にして實在す、而して國家は、其れ自體に國家目的を有す、自己の力を以て獨立し發達す、之を國家の自主自存といふ。自主自存の目的を有するを權利主體と稱し法上の人格者と名附く、國家は法人なり。

單に國家といふも、時の古今、土地の東西によりて其形體同しからず、^(四)然れども何れの國家と雖も其發達の歴史より見れば、國權漸く劃立し中央集權の實舉がるや、國家主權の命する處、人民は絶對の服従を強ひられ、自由は制限され、公私の生活は干涉を受くるの專制政治時代ありたり、之れ警察國觀念なり。^(五)人民は、單に義務を負ひ權利を有せざるなり。

警察國の觀念は、國權萬能の思想なり、然るに、人智漸く進むや、自由放任の思想は擡頭し來り、國家は、治安を保持し、個人の自由を保障し、法を維持するを目的とし、凡そ國家にして個人の自由に干涉するは唯法律により許容したる範圍に止まるへしとする思潮に立脚するに至る、之れ法治國の觀念なり、近世の國家は、法治國といふことを得。

國家の組織體形を分つ標準を國體政體の二様に採るは通則なり、^(六)國體とは、

君主國
體

民主國
體
政體
立憲政
體

專制政
體

三權分
立

國家主權か國家組織の何處にあるやの問題にして、國の主權が君主にありとなすを君主國體といふ。主權は人民にあり、或る者が人民に代り之を行となすを民主國體いふ。政體とは、既に存せる主權か發動するに及んで有せる形式の問題にして、其態様により大別して立憲政體及專制政體のことす、立憲政體とは、主權發動を立法、司法、及行政の三權に分ち、各異なれる獨立の機關をして之を行はしめ相侵犯せず、人民の權利義務に關する事項は、總て法律の根據あるにあらざれば、主權之を左右するを得ざる法治主義の原則を採用せるをいひ、民選議會の制度を必然に伴ふ專制政體とは、主權者一人の意志を以て自由に政治を左右するの政體をいふ。法規を定め、政治機關を有し、政治を分掌せしむと雖も、之れ上の分掌たるのみ、法律上なさざるを得ざる制度にあらず、主權者は何時たりと事實も此の機關を改廢し、分掌の制度を廢停するに制肘あらざるなり。

茲に所謂三權分立のとは、國權發動の形式を立法司法行政の三權に分ち、相互獨立の機關をして之を行はしむるをいふ。決して國の主權其者を三分するの義にあらず、一主權發動の形式三態なり、主權は恒に單一不可分なり、若し主權を

分ち得とせば其最高絶對性を失ひ、一國に二箇以上の主權あるを想像せざるへからず、二箇の主權ありとせば之れ即ち既に二國なり。

三權分立とは、立法機關として帝國議會を設け、司法機關として裁判所を設け、又行政機關として政府を設け各其權限を行はしむ、此の三者は、權限を異にし、其間紛更せず、相侵犯せざるの嚴制を樹つ、斯く三者を區別することによりて、權力の濫用を防ぎ、人民の生活上の保障を完全にするを得るなり。凡て立憲政體に於ては、人民の權利義務に關するは、法律を以て定むるを原則とす、君主如何に之を處理せむとするも、議會の同意を得ざる可からず、又人民に財産上の負擔を生ぜしむる豫算も、均しく議會の同意を得ざるへからず、君主大權を擁するも、濫りに行使するを得ず、議會は立憲政治必然の制度なり。

議會は法律制定の機關なり、法律を施行するは議會にあらず、司法權は天皇の名に於て發動するも之を行ふは裁判所なり、天皇又は行政官廳にあらず、司法權は獨立し他の何者の干渉壓迫を受けず、之を行ふ裁判官は殊に其地位を保障し終身官とし權勢の之を屈するを得ず、富貴の之を淫する能はざるなり、行

機關ハ
人格ヲ
有セシ
メテ

政のこと政府之れに當る、國務大臣は天皇を補弼し法令詔勅に副署して獎勵匡救の誠を致し以て責任を負荷す、立法、司法、行政各々部分を異にして共に大政を翼賛し統治權の圓滿具足たるを發現するに至る統治權は三分せられたるにあらず、統治權が發動するに於ては此三機關を通して表はるゝなり、茲に機關とは國家意思の決定に參與し之を外部に表現する事務の範圍即權限を有する組織をいふ、機關は獨立の人格を有せず、從つて權利義務の主體たるにあらざるなり。世界の各國概ね立憲政治を採用す、蓋專制政治に比し優れたる制度なればなり、然れども專制政治必すしも惡政治なるにあらず、明君賢宰の公明なる政治は、衆愚橫議の立憲制に優る數等なるも、一人の政治が常に善政たるを保し難く、偶々苛政暴虐の政治を専らにする君主ありて、人民に自由平等を叫はしむるの原動力となり、立憲自治の思想起り、歐洲の各國は、水の低に趨るが如く、争ふて立憲制を樹立するに至れり。

大日本帝國は、君主國體にして立憲政體を採る、建國以來、皇統連綿二千五百有餘年の君主國體たり。

日本帝
國

我建國の歴史は天孫降臨に初まる、天祖天照太神、三種の神器を皇孫瓊瓊杵尊に授け、葦原の千五秋の瑞穂國は吾子孫の主たるべき地なり宜しく爾皇孫就て治めよ寶祚の隆なる當に天壤とともに窮まり無し」と宣ふ、肇國の精氣宇大に充ち、人皇第一代神武天皇即位以來、代を経ること百二十二代今上天皇に及ぶ、萬世一系、世界國多しと雖も遂に其比を見ず。

歴史を緜くに、朝政も波瀾重々にして、終始隆昌なりしといふを得ず、然れども皇室は恒に國家の中心にして、皇統一系神威犯さるゝなし、古くは皇極天皇の朝蘇我氏の專横極に達すも、蘇我氏誅に伏して大化の革新興り、大權皇室に歸す、文德天皇以後八帝に亘りて、藤原氏攝政關白の位を占め威を振ひ、平氏政權を掌握し、源氏之れに代り、北條氏に次ぎ、足利尊氏出てて天下は南北兩朝に分れ、國內動亂し、應仁の亂起り群雄割據して朝貢せず、織田氏興りて皇室崇敬の念強く、禮典舊に復し、豊臣氏となり、徳川幕府となれり。

徳川幕府三百年に垂なんとす、我か國土の四周騷然として勢狀危急、英佛露米の諸邦或は修交を結はんことを求め、或は遂に兵火相見ゆるに至るや、攘夷の

明治維新

論、開國の議囂々として起る、多くは機に乗し王政を復古し、政令一に天皇に出つへきを策したるなり、然れば此の氣磅礴として天地に充塞し、遂に鎌倉幕府以來七百年の幕政全く終焉し、明治維新茲に就り文武の大權天皇に歸したり。

明治大帝御即位の始め、五箇條の御誓文を詰けられ更始一新し、建國の精神を大本として先進文明を移し、憲法の發布を見、議會制度其他幾多の施設相踵きて創められ、立憲政體の實全く備はりぬ、斯くて内は庶政の更張を計り、外は國威大に伸展せり。

國民一

國初以來、内外の情勢變轉極まりなかりしと雖も毅然として動かさるは我皇室なり、皇室は國家の中軸にして、國史は皇室中心の歴史なり、國民は皇室を中心として民族的發展をなし努めて懋ます、君民共始祖を同くし、君民一體、一君萬民の信念は、之れ乃ち忠君の念孝悌の情にして國家活動の源泉たり。

建國の精神は祭政一致にあり、敬神崇祖にあり、皇室中心主義にあり、此の思想は永世變るところなく、生々として國民士氣を培へり、外來思想たる儒教も佛敎も將又耶蘇教も國民は皆之を日本化し來り、以て彼の長を採り我が短を補ひ、

増々國威を輝せり。

近時思想界の動搖甚だし、思想の動搖は吾のみ之を避くるを得ず、之れに對しては國民舉げて此の動搖の靜定に努めざるへからず、其の途二三に止まらざるへきも、要は我建國の精神に鑑み、國體の精華を味ひ、國情を諒得するにあり、而して此の建國の本義を法文化し、國政の大綱を示せるは我か帝國憲法なり。

第二章 天皇

國家意識
成

契約説

國家は其れ自ら自主自存の目的を有す、國家の有する國家意識は國家を構成する自然人の自然意志に外ならず、此の自然意志は如何なる方法に依りて國家意志を構成するか、或は曰く個人は素自然に自由を有するも、契約によりて共同に其身體及其總ての力とを共同意志の最高命令の下に置き、分子として精神的且集合的なる團體を作成す此の團體を國家といふ、國家意志は即個人の契約によりて作成せる合力なりと、之を社會契約説といふ、ルソーの唱ふる所なり、彼は「人は自由に生れたり」との大前提の下に國家及主權を説明し、個人が國家意思に服従するは、國家意思が個人意思の合力なるを以て其間強弱の差等を生ずるに依るとなせり、契約説の目的とせるは人の自然に有せる自由權と國家強權との調和を求めんとしたるにあり、惟ふに人の權利たるや人が生れなからに有せるにあらず、法か之を附與するにより初めて人が權利を有す契約説は其前提に於て既に誤れるものといはするへからず、國家は人の任意な

る契約によりて成立せるにあらず。

凡そ自然人が國家を構成するは、國家といふ全部に、個人といふ一部が没入して初めて國家を組織す、没入したる個人の意思は、他の意思と共に團體意思を構成するを以て、既に「私」に執着せず分子としての意思となるなり、斯くして我執なき多數人の意思が一致して團體意思となる、此の團體意思が國家意思となる爲には、之を最終最高的に決定して動かさる形體とせざるへからず、天皇は最終最高に國家意思を決定す、天皇の意思即ち國家意思なり、人民の意思は天皇の意思に包含され吸収されて國家意思たることを得、天皇の意思は直ちに國家意思として顯現す、天皇の意思發現して統治權の活動を見る、天皇は統治權の總攬者なり。

天皇ハ統治權ノ總攬者ナリ

憲法第一條に、大日本帝國を統治するは萬世一系の天皇なることを掲げ、憲法上諭の勅語に於て、國家統治の大權は之を祖宗に承けて世々傳ふることを示され、大權行使の實際は、憲法の條章に循ひ之を行ひ愆らすと詰けられ、以て憲法第四條と共に統治權の體と用との二面を明かにす、統治の大權か天皇に在るは、

法理に於ても國民の確信に於ても又歴史の明證に於ても何等の疑義なく、日月の如く炳乎たり。

或は曰く、統治權の主體は國家にして、統治權の總攬者は國家最高の機關なり、國家人格は、機關ありて初めて其存在を有し、又作用をなす、機關は國家を代表し、統治權の總攬者は國家機關中に於て國家を完全に代表すと、天皇機關説之れなり、
(二)

統治權ハ國家ノ主體トシテ、國家ノ人格ハ、機關ありて初めて其存在を有し、又作用をなす、機關ハ國家を代表し、統治權の總攬者は國家機關中に於て國家を完全に代表すと、天皇機關説之れなり、

機關ノ意義

機關の意義に二三ありと雖も、普通の意義としては統治の作用の爲めに、統治權を以て設けたるものと解すへし、若し如斯き解釋に立脚して論せんか、天皇と普通の官吏と機關の性質に於て同様なるに至る、然るに統治權の總攬者は、他の權力ありて任命又は委任せられたるものにあらず、統治權の總攬者は、其本來の性質により總攬者たることを自認し、統治權の總攬者たる天皇は國體と共に原始的に確立す、國家と統治權の總攬者とは合して一體たるものにして、國家なくは總攬者なく、總攬者なくは國家なし、國家以外に總攬者ありといふにあらず、一體たるなり、我帝國は皇祖皇宗の肇造に於て、既に萬世一系の天皇が統治權

者たること儼然として定まれり。

或は又、統治權の總攬者が天皇なりとせば、天皇崩するときば、國家は其成立要素たる統治權者を失ふを以て、國家は一旦消滅するに至るへしと、

凡そ統治權たる天皇の意思なるものは、前後一體なる總攬者たる天皇の意思にして、個々の天皇の意思を各時代的にのみいふにあらず、之を時間的に見るときは、過去現在未來に別つことを得るも、統治權の總攬者たる意志を直視するときは、時間及前後を超越して皇祖皇宗の意思と順次の天皇の意思合致して現實せる統治權となるなり、自然人たる天皇は、百歳を出でずとするも、統治權の總攬者たる天皇は萬代不易なり、國家は恒久同一國家たるなり、又統治權は權利なり、權利は利己を内容とすとの前提よりして、統治權か天皇にありとせば統治權は天皇の利益の爲めに存することとなり、我國體に反すと論する學者あれども、^(三)統治權は天皇の御一身の爲めに天皇之を有せるにあらず、國家國民の幸福を増進するを目的とせられ私利の爲めに存するにあらず、天皇の有せる統治權は天皇御一身の爲めに天皇之を有せるにあらざるなり。

シラス
ヲ知ナス

我國古く國家統治を「シラス」といへり、「シラス」は知なり治なり、聰明睿智以て王道を行ふにあり、霸業を行ふにあらず仁徳を施すにありて、私利私益を行ふにあらず、之れ統治權の發露なり、古語に人民を大御寶といへり、君主と人民と其義は君臣にして其情父子の如きを説きたるは明かなり。

支那は易姓革命の國なり往昔儒教興り王道を唱へ臣節を重んじたるも、唐虞三代より今日に至る其間革命相踵く、王位に在りて民に蒞むも、仁を賊し義を賊せは殘賊の一夫として弑せられ民亦之を怪まず、斯くて國政遂に隆昌ならず、歐洲の諸國或は口に文明を誇るも皆覇者の成せる國なり、内に革命あり、外疆を争ひ、王道全く見るなし。

均しく國家といふも、各國其歴史を異にし、單に統治權といふも其成立の緣因を同ふせず、文理を解釋し其國情を究めされは、彼我相混淆して迷妄遂に啓くを得ざるへし。

天皇は統治權を總攬す然れとも國務一切の事項に亘り親裁せらるゝにあらず、憲法の條章に循ひ或事項は當然他の機關の行ふ處に委す、裁判所を設け民

事刑事の裁判を掌らしめ、議會を設けては立法裁可の前提要項を議せしむ、又或事項は他の機關の介在を俟たず天皇親裁專行さるゝあり。

神聖不可侵

皇位に在る人を天皇といふ、皇位は天祖の靈位なり、人民共同の祖先の祖先皆皇位より岐る、皇位は國家生命の源泉なり、皇位と國家とは二にして實は一なり、皇位を離れて國家なし、此の皇位に就くは萬世一系の天祖の子孫なり、天皇は統治權の總攬者にして國法上最高の地位を占む、法を以て其尊嚴を冒瀆すへき責任を負はしむるを得ざるは法理上當然なり、天皇は神聖なり之を侵すへからず、⁽⁴⁾此の神聖不可侵の思想は、即ち敬神崇祖の觀念にして、神國日本が祭政一致の精神久しくかはらず、人心の嚮向として常軌を逸せしめざるに力ある所以にして、天子としては惠撫慈育を垂れ玉ひ、臣民としては忠君愛國の本義を體得せる所なり。

皇位は國家の中樞なり、皇位は皇室家長の本位にして、天皇は皇室の家長なり、天皇は家長として皇族を監督す、皇室は一家をなし分立せず、皇族各宮號を稱ふるも、姓を賜ひ各々一家を作すの義にあらず。

皇位繼承

皇位は一日も曠ふするを得ず、統治の大權は寸時も缺如するを得ず、然れども自然人に生命あり、國家の無窮なると比すべきにあらず、天皇崩ずるときは皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く⁽⁵⁾、崩御と踐祚とは思想上に於て前後の順序を以てすることを得べく、事實は其の間髪を入れざるなり、自然人に相違ありと雖も國家意思に中斷なし、國家は同一國家にして悠久たり、踐祚の後元號を建て一世之を改めず、即位の大禮及大嘗祭典は後日京都にて行はせらる⁽⁶⁾。

皇位繼承順次

皇位繼承は天皇崩御に由りて生ず、中古受禪の事實ありたるも典範制を定め上世に復して之を認めず、皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す⁽⁷⁾、其順位は直系主義嫡系主義長系近親主義嫡生主義年長主義なり⁽⁸⁾。

攝政

天皇病患彌留、歲月の久しきに亘り、大政親裁の自由意志を缺くの故障あらんか、天機曠闕或は起る可し、依て攝政の制度を設け、攝政をして天皇の名に於て大權を行はしむ、天皇未だ成年に達せざるとき亦同じ⁽⁹⁾。
攝政は天皇の名に於て統治權を行ふ、大權を攝行するは天皇と異なることなきも、憲法改正の發議は之を爲すことを得ず統治權の總攬者は依然として天皇

なり、總攬者にあらざる者が國家意思を決定するも、之れ總攬者たる天皇が制定したる憲法に於て認めたる事由にして、決して不合理にあらず、攝政の行爲は總攬者たる天皇の爲す所に基因するなり。

攝政は天皇の任命したる所のものにあらず、授權に基くにもあらず、一定の法律事實發生したるときは、一定の順位一定の條件により當然發生す、(一)成年に達したる皇太子又は皇太孫は其任に就くの第一順位たり、往時、天皇幼冲なるとき又は女帝の時には攝政を置くことあり、又人臣にして攝政たることありたり。皇室典範制を改めて攝政は皇族を以て之れに充つることとせり、(二)

攝政ヲ
置クノ
手續

攝政を置くは國政上極めて重大なり。従つて皇族會議及樞密顧問は、天皇の諮問を得ざる場合に於ては、自ら進んで攝政を置く可きや否やの事實を審議せざるべからず。

攝政ノ
更迭

攝政は、更迭する場合もあり、又終了する時期もあり得、蓋し攝政は、天皇に代り統治權を行ふものなるを以て、天皇にして統治權を總攬するに適するに至らば、一日も攝政を置くの要なく、攝政機關は終了す、又攝政たるべき皇太子若くは皇

監國

太孫が、一時的の事由の下に其順位に變更を來たし他の皇族が攝政たる場合に、其變更事由の消滅せる時は攝政の更迭あるなり、(三)

太傅

天皇一時の疾病違和又は國疆外に在すか其他一時の故障ある場合に、一時的に大權執行をなすものを監國といふ、我國法上監國を認めずとするを通説とす。攝政と異なり太傅なるものあり、太傅とは、天皇未だ成年に達せざるとき保育の任に當る者にして後見役たり、國家公事に關與するにあらず、皇室典範は攝政及其子孫が之れに當るを許さず、以て公私の別を明かにせり、(四)

天皇成
年

天皇皇太子及皇太孫は滿十八年を以て成年とし、其他の皇族は滿二十年を以て成年とす、(五)

皇族

皇室に屬する家族と皇族と謂ふ、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃即ち皇族なり、皇族に班位あり、班位の制は皇族尊卑の順位を定めたるものにして、至尊を中心とし親疎長幼に其別を求めたり、皇后を第一位とし太皇太后、皇太后及其他の皇族に順次、(六)又敬稱の別を定めて天皇、太皇太后、皇太后、皇后は陛下と敬稱し、其他の皇族は殿下と敬稱す、(七)

皇族身

皇族たる身分は出生及婚姻によりて取得す、其身分の喪失は姓を賜ひて降下するに因り、(a)又華族の相續に因り、(b)又特權剝奪を受け降下に因り、(c)又臣籍嫁降に因り、(d)並に婚姻解消降下に因りて起る、臣籍に入りたる皇族は再び皇族に復するを得ず。(e)

皇室經費

皇室は一家を成す、其經費は常額を定めて國庫より支出す、明治四十三年増額して四百五十萬圓となし今日に至る。(f)

韓國皇族

明治四十三年八月韓國合併により、特に詔書を發して韓國皇室優遇の趣旨の下に王族及公族を定めらる、即ち前韓國皇帝を冊立して王とし、皇太子及世嗣を王世子とし、太皇帝を太王とし、各其妃を王妃、太王妃、王世子妃とし皇族の禮遇を授けられ、又韓國皇族たる李垞及李熹を公とし妃を公妃とし皇族の禮遇を授けられ、均しく其子孫が之を世襲することを得せしめらる。

第三章 國土、臣民

國土

國土の觀念は、其國家生成の沿革により、又は地理的存在の如何により各々異なる趣を有す。

歐洲

歐洲の諸國、其成立の歴史を溯れば、地境相接し、民人相交通するの關係より、部族相率いて轉住し、遂に土着して國家を建設したるものなり、従つて其國家觀念も主權及人民にありて國土は第二次的たりしなり、然れば國土は單に山川草木にして自然的客觀的の實在たるなり。

我國國土觀

我國に於ける國土の觀念は、之れと大に趣を異にす、却て國土其者を國家と見たるなり、實に國土に關する愛着觀念深し、大和島根は國土其物なり、然れども之又大日本帝國其者なり、神話は古代純朴なる民族の信仰を表明せるものなり、或は又建國民族の精神を言ひ現はしたるものといふを得べし、神話に曰く、伊弉諾命伊弉丹命は我國創造の二柱なり、此の二神八箇の島を生み給ふ、淡路、伊豫、筑紫、壹岐、對馬、隱岐、佐渡、大日本豊秋津洲之れなり、總て之を大八洲といふ、二神

斯くて宣はく、われ既に大八洲國及山川草木を生めり、如何に天の下の君たるものを生まさらめやと、先づ日神を生み給ふと、日神即ち天照大神なり、天照大神の統永く相繼きて皇位に即き玉ふ。

言ふ迄もなく神話は神話なり。神話の當否を論ずるの繁は之を避くべきも、神話に含まれたる其時代精神は之を酌みて香亦高しといふを得へし。

斯く國土の觀念は、國家主權及人民と共に新に生成したるものとしたるは、如何に我が國土が我大和民族と緊密不可分の存在にあるかを考ふることを得、我國民が國土愛着の念に強き、唯に山川の秀麗なるか爲めのみに出てたるにあらざるなきを知る。

國土は民族の安宅なり、國土あつて國家主權の完全なる發動起る、國家主權の國土に及ぶは太陽の大地を照すが如し、普く且深し、絶對にして無限なり、國土は國家の物的要素なり、國土の喪失は國家の滅亡なり。

領土とは國土の政治的觀察方面をいふ、人類群居農耕して生活を計り、種族の蕃殖をなすや其處に團體生活初まる、秩序自ら立ち、統制の念生し、團體相互間

領土主權

には攻防の計を樹て、漸次國家的形體に進み、政治の實際は必然的に一定の地域を限り行はるゝに至り、土地は國家の一大要素となり、領土の觀念著しく明かになれり。

歐洲中世の領土觀念は、君主の私有財産として取扱はれ、領土の分割、攘與共に君主の財産處分と異ならず、近世、國家觀念明かなるに至りて公權私權の別判然し、統治權の觀念は所有權の觀念と區別され、領土も亦君主の私有財産にあざざる事理明確となりたるなり。

我國に於ける領土の觀念は、大化の革新により採用せられたる班田收授の制に依り土地は國有の形となり、後、莊園制起り、諸侯割據して私有領土の形をなしたるも、明治維新版籍奉還により事實に於ても觀念に於ても領土は人民私領にあざること判然となり來れり。

統治權の領土に行はるゝや絶對無限なり、積極的には其領土内にある總ての人に對して統治權を行使することを得、消極的には其領土内に於て他の權力を排除することを得、統治權の積極消極二面の權力は領土支配の當然の作用なり、

高領高臣 高土高民

唯國際條約により、其國が特に負擔を設定したる場合は、之れ其國家が自由意思によりて自己の權力を制限せるものにして、之を以て統治權の性質を失せるものといふことを得ず、統治權は原則として其領土内に於て完全に行はるものとす然れども其國の臣民は、領土外に在ると雖も尙國權之れに及ぶ場合あり、故に國權は臣民籍に追隨して行はるものもあるなり、斯かる方面に於て統治權は之を臣民高權と稱し、領土を主として統治權を見る場合に之を領土高權といふ、外國に籍を有する者と雖も、其領土内に來るときは領土高權の支配を受く。

領土とは陸地のみならず領海及領空を含む、領海とは陸地に接觸せる海面にして統治權の行はるゝ部分を謂ふ、海面の一部を領土と爲すは國家の獨立自衛上の必要に出でたるものなり。

領土ノ範圍

領海

領海の範圍につきては説多し、海岸より發する大砲の着弾距離以内とするあり、陸地より六海里となす意見あり、戰時平時によりて其範圍を異にし得へし、大體の意見としては干潮時の水陸分界線より三哩とす。

領空

領空は近時科學の進歩の結果新に生したる支配權の延長なり、國家自衛上、空

中を領有して統治權の行使を必用とせるに至れるなり、然らば其範圍如何は一定したる學說實例なし、無限に天空に達し得といはざるへからず。

我帝國は常に一定不變の領土を有するものにあらず、明治二十二年憲法發布當時の日本は中國四國九州北海道千島を版圖とせしが二十八年臺灣を、三十九年樺太島南半を、四十三年韓國を合併し面積に於て四萬三千九百餘方里人口に於て七千八百餘萬に達せり。

領土ノ變更

斯くの如く領土は變更す、我國未だ領土を割讓したることなく、將來に於ても又然りといふを得べし、領土の一部を割讓するは國の存立を失ふにあらず、之れ統治權の割讓にもあらず土地の一部の讓與なり、領土擴大せば領土高權即ち統治權も擴大し、領土縮少すれば従つて縮少す、之を統治權の彈力性といふ。

領土の變更に憲法條規の變更を要すとせる國あり、法律の發布を要するもあり、又議會の協賛を要するものあり、我國に於ては天皇の大權に屬し、其自由意思を以て處理するを得とせり。

租借地

明治三十、八年露國との樸和條約並明治三十九年清國との條約に依り、日本は

關東州の租借權を取得し此の地を以て租借地となせり、然れども此の租借は、民法上の貸借關係によるにあらず、實は領土として借用せるなり、租借地の設定は領土の割讓と相去る遠からず、之を期限附領土の割讓と形容するなり、關東州は元來支那の領土なり、唯支那は條約により其領土内に於ける國權の行使を停止し、日本國に於て統治することを認容したるを以て、租借國たる日本の國權が行使せらるゝ實況なり、日本が支那に代り支那の國權を行使せるにあらず、日本の國權が行はるゝなり、斯く日本の國權が行使せらるゝとせば、租借地は其實日本の領土と異なる所なきか如しと雖も、租借地に於ける國權の行使には、一定の制限即ち期限の留保ありて、絶對無限にあらず、之れ領土の性質と相容れざるなり、故に實質上に於て、領土と殆と異なる所なしと雖も、形式に於ては之を區別せざるべからず。

占領地
國際地

戰時占領地、國際地役、領事裁判權の行はるゝ地に於ては我國の統治權が之れに及ふと雖も、絶對無限にあらず、故に之れ亦領土に非らず。

委任統治

歐州大戰後の平和條約により我日本は、南洋諸島の委任統治をなすに至れり、

領土
委任統治
法令

委任統治とは或る國の支配下にありたる領土又は殖民地を割きて、他の國の支配の下に其統治の委任をなすをいふ、従つて受任國は全く其國の領土として施設をなすことありと雖も、尙形式上は領土にあらず、依然として委任による統治なり。

凡そ國の法は國家意思なり、従つて國法は領土の全部に及ふものなり、領土割讓の場合、其地方に於ける法令は當然消滅するも、反之て新たに領土を取得したる場合は、其國の憲法及其他の法令は直ちに新領土に效力を及ぼすや、憲法第一條に大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治すとあり、苟も新附の領土たるを否とを問はず帝國の領土たる以上は、天皇の統治權は當然之れに及ふを以て、我憲法は此の新領土に及ふものとせざるべからず、憲法は何等憲法施行の範圍を限定せず、領土の變更に充足して行はるゝなり。

法律命令は國家意思なり、苟も國家の領土たる以上は、新附たると否とを問はず當然之れに施行せらるゝを原則とす、唯法令の性質如何によりては、其施行が當然たらざるものあり、法令にして其施行區域に制限なきものは新領土に及ぶ

も、法令にして局部的一時的の性質を有するものは新領土に施行されざるなり。故に法令にして新領土に行はるるや否やは個々の場合につき定めざるへからず然れども新法領土に施行するについては特に法律發布され、臺灣朝鮮樺太に施行するを要する現在並に將來の法律は勅令を以て之を定むとしたるなり。

制令
律令

臺灣に於ては、臺灣總督は内閣總理大臣を經、勅裁を請ひ法律の效力を有する命令を發することを得、之を律令といふ、朝鮮總督又同様の命令を發することを得、之を制令といふ。

命令につきては制限なし、新領土に施行せらる、但し其性質か之を許さざるときは此の限にあらず。

臣民

臣民(一)は、國家構成の要素にして、統治權に服従するを以て本質とす。臣民は、國家なる全部の一部たる地位にあり、其身分は國家と永久的に從屬關係に立つものにして領土内にあるは勿論、領土外に住居するも尙臣民たるを失はず、斯く國家と永続的に從屬關係に立つ地位を稱して國籍、國民籍といふ、國籍とは臣民たる身分をいふ、國籍は權利にもあらず又義務にもあらず、權利義務の附着

國籍

すべき地位なり、國籍あるに因り臣民か國家に對し權利義務の關係生ず。

憲法第十八條に、日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依ると、蓋し之れ臣民たる要件は法律の定むる所にして、法律とは國籍法を指せるなり、國籍の有無か公權私權の發生に重大なる關係を有するを以て、特に法律を以て定めたるなり。

國籍取
得

國籍取得に生來的取得と傳來的取得とあり、生來的取得に、血統主義と出生地主義とあり、血統主義とは兩親の血統によりて國籍を定め、出生地主義とは單に出生したる事實ある土地の國籍を取得する主義にして、我國は血統主義を採り苟も我國内に生れたる者は、其出生の時に又は懷胎の當時又か日本人なるとき及出生當時母が日本人なるとき(二)は、其子は日本人とす、但し我國内に於て出生し父母共に不明なるか、又は無國籍なるときのみ出生地主義を採り日本人とす(三)米國の如きは出生地主義を原則とするを以て日本人にして米國にて出生したるときは其者は二重の國籍を取得するに至る、斯る場合は其者は日本國籍を離脱することを得と定めたり。

傳來取得は、婚姻、入夫婚姻、養子縁組、認知に因るもの、^(四) 歸化に因るもの、^(五) 國籍の回復、國籍取得者に隨伴する妻及子の場合^(六) 並に領土併合の結果による國籍取得に限る。

歸化

歸化とは國籍を附與する國家行爲により、國籍を取得することをいふ、歸化に歸化と特別歸化とあり、前者は歸化の要件を完備せる場合にして、後者は其要件の不完備の場合に特に歸化を許すをいふ。

歸化の許否權は内務大臣之を有す、歸化の要件完備すと雖も之を許可するの義務なく全く自由なり。

國籍の回復も内務大臣の許可を要す、然れ、とも其要件に至りては大に輕重あり。

國籍喪失に幾多の原因あり、^(一) 認知、^(二) 婚姻離縁、^(三) 他國の國籍取得、^(四) 夫若は父母か他國の國籍を得たること之れなり、然れとも年齢十七歳以上の男子にして、兵役義務を負ふ者及現に文武の官に在る者は、兵役義務を免かれたる後又は文武の官職を失ひたる後にあらざれば日本國籍を失はず。

領土ノ變更ト國籍ト

領土一部の變更と其領土内居住者の國籍變更は必然的に隨伴して起るものにあらず變更さるべき領土内に居住せる者は一定の期限内に其領土内居住地を退去して他に轉住するの自由を有し、其期限經過後は占領國の意思に従はざるへからず、日清戰爭後に締結せられたる日清講和條約第五條に日本國へ割讓せられたる地方の住民にして、右割與せられたる地方の外に住居せむを欲する者は自由に其所有不動産を賣却して退去することを得へし、其の爲本條約批准交換の日より二箇年間を猶豫すへし但し右年限の満ちたるときは未だ該地方を去らざる住民を日本國の都合に因り日本臣民と看做すことあるへしと、依りて臺灣在住土民は其自由意思に従ふこととなれり。

廣く臣民ノ

廣く臣民を上御一人に對する國民と解するときは、皇族も臣民にして、華族と共に臣民の特別階級に屬す、皇室の家族を皇族といふ、天皇の監督し玉ふ所なり、皇族の特別なる權利及義務は皇室典範、皇族身位令、皇族親族令、貴族院令、裁判所構成法(第三十二條)民事訴訟法(第二百九十六條)の定むる外地租及地方税の免除等あり。

華族とは有爵者をいふ、特別なる権利及義務を有す、貴族院令、華族令、皇室典範、華族世襲財産法其他に之を規定す。

第四章 臣民の権利義務

臣民の國家に於けるや、國家に歸一して一體となり。獨立しては國權に服従すへきものにして、服従は絶對なり、然れとも一面に於て國家に對し公權を有するは毫も怪むへきものにあらず。國權は其本質絶對最高性を有すと雖も、其最高の意思に基きて法を制定し、以て臣民の國家に對する權利を認め、國家も亦拘束を受くることは不可能にあらずして、所謂立憲政體の特色とする所なり、我か憲法中、臣民か國家に對し有する公權として自由權、行爲請求權及參政權の三種を擧ぐ、

自由權

自由權(一)とは國家に對し或ることを爲さざるを要求する消極的の權利にして、臣民の或行爲の自由又は或狀態の存在を、國家に對して主張し得る權利なり。行爲請求權は積極的に國家に對し或る行爲を請求し得る權利なり、參政權は國家の或動作に參與することにより。

自由權は沿革的の語なり、之れ天賦人權論(二)に基く、法は國家の制定せるも

のにあらず、自然に存在するものなり、此の法によりて人は生れなからにして自然に權利を有すと、此の説歐洲各國憲法制定の歴史的事實となるなり、然れども人は生れなからにして權利を自然に有するにあらず、法により人は出生により權利を享有するものなり、法によりて權利生ず、其法たるや自然に存在せず、國家之を制定す、憲法掲ぐる臣民の公權は、天賦人權説の沿革的形式に出てたりとするも、其精神たる現代立憲國が臣民の人格を尊重し國家と臣民とか完全なる存立を期し其發展を計るの手段として憲法に掲けたるものなり、茲にいふ自由權は、所謂公權力により、臣民の自由を侵すことなきの意味にして、憲法上の自由權とは、居住移轉の自由、身體の自由、住所の不可侵、信書の秘密不可侵、所有權不可侵、信教の自由、言論著作印行集會結社の自由之れなり。

一、居住移轉の自由^(三) 日本臣民は法律の範圍内に於て居住及移轉の自由を有す、臣民は領土内に於ては到る處住居の場所を自由に選擇して一時又は永久に居住することを得、何人も法律を以て制限するにあらず、其現在の住居の自由を妨げらるることなく、且移轉の自由とは單に内地のみに限らず海外移轉

民住移
由轉ノ自

をも含む、臣民と外國人との權利に付ても、一は居住權を當然に有すると、他は國家の特別の處理に因りて發生すことに區別することを得へし、現今は外國人も居住を許すを通例とすと雖も、彼等の在留か公共の安寧秩序を案すか、又は其他の事由に基いて之を放逐することを得、然れども自國民は放逐することを得ず、^(四) 軍人及官吏の如く國家の特別權力關係に服する者は、命令を以て此の居住の自由を制限せらるる場合あり、軍人に對し必要な制限は憲法第三十二條に之を規定し、官吏には特に規定なきも、元來官吏は自己の自由意思に基きて國家の特別權力關係に服するものなるか故に、之に對する制限は普通人に對する興趣を異にし法律に依らざることを得へし、營業の自由は居住移轉の自由とは異なる、我憲法は特に營業に關して規定する所なし。

二、身體の自由^(五) 日本臣民は法律に依るにあらず、逮捕監禁審問處罰を受けることなし、逮捕とは國家が現實的支配力を以て人の意思如何に拘らず、直接に身體の自由を拘束するをいひ、監禁とは、一定の場所に拘禁して人の自由を拘束するをいひ、審問とは、人に對し陳述の義務を負はしめ、處罰とは、人の

身禮ノ
自由

不法行為に對して不利益を負はしむるをいふ。

現行法は命令に罰則を附すの之れ憲法施行前の法なるものあり、或は又法律の委任に基くものなることあり、何れも憲法違反といふを得ず。

住所ノ
不可侵

三、住所不可侵、日本臣民は、法律に定めたる場合を除き、其許可なくして住所に侵入せられ、又は住所を捜査せらるることなし、茲に住所とは、人の平生生活に要する設備をなし、生活する場所をいふ、必ずしも一般の法律に於ける生活の本據を指せる住所とは同一ならず、船車旅舎の自室も亦住所たるなり、憲法に住所の侵入及捜査を保障せるは財産の保護にもあらず、唯單に個人の住居の平和を保障するか爲めに出つ、住所に侵入するも、又住所を捜査するも共に別個の行為なるを以て其行為につきては各別に許諾を要すべきなり。

信書不
可侵

四、信書不可侵、日本臣民は法律に定めたる場合を除く外、信書の秘密を侵さるることなし、信書とは或る一定の人が一定の人に對して意思を傳達する文書をいふ、廣く公衆に告知するが如きは信書にあらず、茲に信書を保障するは通信を郵便官署其他の國家機關に、委託したる場合に官署か之を開披し又は

所有權
不可侵

職務上知れる所を他に告げ又は他人をして査閲せしめざることにあり、而して信書とは單に封書のみならず、其他の郵便物を含む。

五、所有權不可侵、日本臣民は其の所有權を侵さるることなし、茲に殊に所有權を規定したるは吾人の生存と所有權とは重大なる關係を有するを以てなり、廣く物權債權の財産權一切を指したるものにあらず、所有權とは物に對する一般的完全なる支配權を謂ふ、所有權は重大なる權利にして法上の觀念なり、國家は公益上必要ありとするときは之を制限處分することを得、然れとも法律の根據あるを要す、公益と法律の存在は處分の條件なり、公益上の處分とは國家及公共團體が行ふ公用徵收、衛生警察上の目的による病毒汚染の器具の燒却、火災警察による家屋の破壊等を謂ふ。(二)

言論集
會等自
由

六、言論著作印行集會結社の自由、(三)日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す、言論とは言語を以て思想を發表するを謂ふ、著作とは文字圖畫に依り意思を發表するを謂ひ、印行とは活版木版其他機械的又は化學的方法により多數複寫頒布し意思を發表するを謂ふ、集會とは

多數入か或る目的を以て講論談議する爲め一時限り會合するを謂ひ、結社とは共同の目的の爲めに特定人の團結したるものにして永續的性質あるものを謂ふ。

信教ノ自由ノ

思想の自由は之を保障すへしと雖も、其發表方法は社會の秩序、風俗に影響する所甚大なるを以て、法律は一定の範圍内に於て之か自由を制限す治安維持法、治安警察法、出版法、新聞紙法等其の取締を規定す。

八、信教の自由(三)日本臣民は、安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て、信教の自由を有す、茲に信仰行爲の自由とは、宗教の禮拜、儀式、布教、演説、教會設立等の自由をいふものにして、心的内部の信仰の自由を指せるにあらず、國家の干渉する所は外部行爲たればなり。

國民は信教の自由を有すと雖も、宗教の人心に及ぼす影響甚大なるを以て、其教儀諸典か公共の安寧を害し、或は善良の風俗を紊亂し、人倫常道を破りて社會の秩序を混亂するの虞あるときは、國家は之を禁止することを得、而して斯くの如く社會の安寧秩序に關する行動は、其性質上法律を以て之を制限すること

自由ノ保障ノ例外

を得るのみならず命令を以ても之を制限することを得。

信教の自由は又臣民としての義務に背反せしむること目的とするを得ず、或は徴兵を忌避し納税を拒むか如きことを教儀上に於て強ゆるを許さず。

憲法上自由權の保障に對して警察命令非常大權及軍人に對する特殊關係に於て例外的制限を見る。

天皇は公共の安寧秩序を保持し、及臣民の幸福を増進する爲に命令を發し又は發せしむ、之を警察命令と謂ふ、之れ警察上必要の限度に於ては命令を以て臣民の自由を制限し得とせる例外の一なり。

戰時又は國家事變に際會したるときは、天皇大權は臣民の自由權を制限す、之を非常大權と謂ふ例外の二なり。

陸海軍人は特種の紀律に服するを第一義とするを以て、一般臣民の有せる自由權は軍人に就いては軍律に牴觸せざる範圍内に於て保障さる(四)之れ例外の三なり。

請求權

請求權は公權なり、臣民か國家に對し正當に或行爲を請求する權利なり、分ち

て裁判請求權及請願權とす。

一、裁判請求權(一)日本臣民は、法律に定めたる裁判所の裁判を受くるの權を有す、之れ裁判請求權の憲法規定なり、茲に裁判とは民事刑事の裁判を指し、法律に定めたる裁判官とは、裁判官の權限が法律を以て定まれる裁判官の意に解すべきなり、即ち日本臣民に對し民事又は刑事の裁判をなすには如何なる場合に於ても法律に定めたる資格を有する裁判官が、法律に定めたる裁判手續に依りて之を裁判せざるへからず。

違警罪即決例及間接國稅反則者處分法によるときは、行政官廳の行政處分又は稅務署長による罰金又は科料の通告の如き、一見裁判官の裁判を奪ふの感をも有す、斯かる簡易なる裁判手續は決定的最終的のものにあらず、此の手續に不服ある者は正式なる裁判を請求する事を得るを以て、憲法の認むる裁判請求權を失ふものにあらず。

裁判所

領事裁判、軍法會議は所謂特別裁判所なり、領事裁判は憲法施行區域外なるに於て憲法所定の裁判手續なく關東法院亦然り、軍法會議は國家と特別關係に立

てる者に對する裁判にして一般臣民に對すると異なる制度なり。

臺灣朝鮮に於ける裁判制度は法律の委任による法律に代る總督命令たる律令及制令に之を定む、均しく憲法違反にあらず。

大正十七年より施行さるべき陪審被裁判制度は、裁判官にあらざる陪審員をして裁判に参加せしむるにあるも、之れ事實の審査に止まるのみ、又陪審に附すると否とは其者の自由にして陪審に附せざるへからざる義務なし、憲法に背反するものにあらざるなり。

二、請願(二)日本臣民は相當の敬禮を守り、別に定むる所の請願令其他に従ひ請願をなすことを得、請願は民意の上達なり、特定又は公共の利益の爲めに天皇又は官署に對して民意のある所を書して以て願望を達するの權なり、臣民は此の權に依りて各個人の利益の爲めに、現存の制度に關して又は公の處分に對し之か變更取消を請求し、或は新に制度を定むるか、又は將來に對する希望を以て國家に請求することを得。

請願は請願令其他の規定に依り文書を以てし、相當の敬禮を守りて爲さるる

へからず、國家機關は其權限内の事項につき請願あるときは之を受理す、然れども何等拘束さるるにあらず。

請願の内容に制限なしと雖も、憲法、皇室典範を變更する請願及裁判に干與する請願は之を許さず。

參政權

參政權は、臣民が國家公務に參與し得る權利にして、近代立憲國の特色なり、直接國家意思の構成に參與すると、間接國家公務に參與するとの別あり、官公吏たるの權、被選舉權は前者にして、選舉權は後者に屬す、參政權は國家公務を行ふ爲めに認められたるものにして、私人の利益の爲めにあらず、參政權は公權なり、權利にして同時に之を行ふ義務を負ふ、従つて自由に之を拋棄することを得ず。

日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均しく文武官に任せられ、其の他の公務に就くことを得、(一)るは臣民が平等均一に參政權能を有せる原則なり、同一事情の下に於ては門閥階級の差別により二三にするを許さず、法令の求むる所は智識經驗技能品性等の資格要件たるのみ、唯例外として華族及歸化

人あり、華族は貴族院議員たるの特權を有し、歸化人は國務大臣其他國政上樞要なる機關又は宮内勅任官たる資格を有せず、(二)又均しく臣民たるも殖民地の民籍に屬するものは國會議員の選舉權及兵務就役につきては内地人と同様な權利義務を有せず。

臣民は國權に服従す國家に對し義務を有す、憲法に臣民の義務として兵役及納税を挙げたるは此の二事は臣民が國家構成分子として最も重大なる義務なるを以てなり、此の義務たるや、其内容に於ては法律を以て定むべき命令を以て左右することを得すとせり、又一面臣民自由權の保障たる性質を失はざるなり。

一、兵役義務

日本臣民は法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有す、(一)凡そ國家の生存、獨立は國民生存發展の前提なり、兵備の完成は其の要件なり之れ國際間の現象なり、憲法亦國民皆兵の主義を明かにす。

兵役義務の範圍は法律に定む、徵兵令は憲法施行前の法令にして法律にあら

すと雖も法律と其効力を同くす、(二) 志願による服役は法律を要せず、外國人は服役せず女子亦然り。

二、納税義務

日本臣民は法律の定むる所に従ひ納税の義務を有す、(一) 租税とは、團體經濟の歳出又は經費を支辨するに必要な歳入を得んか爲めに、國權により臣民に對し納付を命ずるにより生ずる一般的收納を謂ふ、租税は手数料と異なる、手数料は國家又は地方團體の勞費に對し一事一件の經費を償ふ爲めに徴收するものなり、(三)

凡そ國家か其の用に供する爲めの費用を國權により臣民に命ずるは、臣民の財産を強徴するに外ならず、然れば之れ臣民の權利の一部剝奪なるを以て、徴收の範圍は法律を以て定めざるへからず。

第五章 法律、命令

規範

法(一)は吾人の社會生活に於ける行爲の準則にして、國家權力によりて強行せらるるものなり、凡そ多數人か共同生活を營むに於ては、自然に共同生活に必須なる準則を生ず、之れに依りて社會生活の秩序立ち、秩序あるによりて又共同生活の完成發達を見る、此の準則即ち社會生活の規範は、吾人の生活全部に亘り、個人相互の關係に及ぶを以て、吾人の内部作用及外的行爲を支配するものたるなり、従つて宗教的規範あり、道徳的規範あり、風教的規範あり、禮典的規範あり、制裁的規範あり、之れ等幾多の社會的規範は、社會力によりて維持せられ、共同生活は組織せらる。

法は行爲の準則なり、個々の具體的事件か發生したる場合に、同一の事情なる時は、個々の何れの事件も常に均しく同一の標準に依るべく、又同一の効果を發生せしむるをいふ。

法の内容は社會生活の規範なり、社會生活の根底は、社會生活の規範か之を

布填す、此の規範に即して社會生活の方向を逸することなく、之れに反して行動するや、社會生活の秩序を紊る、法か規範たり得るは、法か吾人の社會生活に密接なる關係にあり、吾人の社會生活の規準にあるを以て、法に準ふことか之れ社會生活を維持する結果となる、法は社會生活に於ける行爲の準則なるを以て、吾人の外部行爲の可能を保障す、或は命令をなして行爲せしめ、或は禁止して不行爲に至らしむ、命令禁止は法の内容たるなり。

法は行爲の準則にして、國家權力によりて強行せらるゝものなり、^三社會的規範は社會的強制を伴ふ、此の社會的強制は、社會を構成する各員の心的結合により社會的重力なることあり、又明かに社會中心勢力たる國家權力なることあり、國家及公共團體の有する權力即ち之れなり、此の國家權力による強制か、社會的規範の或ものを取り來りて以て法たらしむるなり、凡そ社會生活を規律するには單に法のみならず、道德あり、儀禮あり、宗教あり、之れ等道德宗教は、第一次的に共同生活の秩序を維持するに缺く可からざる所なれとも、國家權力を以て之を強制せざるなり、均しく共同生活の規範たると雖も法と異なる所なり。

宗教道德ノ法

成文法
不文法

法と道德とは、社會生活の規範たるに於ては同じ、兩者併立存在するに因つて社會は精神的に生き物質的に動くなり、然るに道德と法とを合せんか、道德上の要求をも尙法律化し去るの弊に陥り、人心美妙の作用を失はしむへく、若し又道德と法とを全然分離せむか法に違反せされは敢て道德上の制裁を省みざるの極に達し、人心機微に動く世相を壊亂し去るに至る、道德と法とは密接不離の二元關係に立ちて社會生活の圓滿なる發達を見るなり。

法の形態に、成文法不文法の別を認む、成文法とは、一定の文書を以て法を示したるものをいひ、不文法とは成文法にあらざる法をいふ、慣習法判例法及理法を内容とす。

慣習法
判例法
理法

慣習法^三とは、久しく社會に於て慣行されたる社會生活の規範か、法として其儘認定せられたるものをいふ、判例法とは、裁判所の判決を、其儘法としたるものをいふ、理法とは、條理を基礎として存在する社會的の規範をいふ。

法は、強制力を有することを其本質とす、之れ均しく社會生活の秩序維持を目的とする道德宗教と異なる所なり、道德宗教等は、人の精神を支配するを目的

とす、其權威たるや、人の内的反省に止まるのみ、法は反之本質上人の行爲を支配し之を強制す。

私公
法法

法を分ちて、公法と私法とするは通則なり、公法とは、國家又は公共團體に關する法律關係を定めたる法律をいひ、國家又は公共團體に關せざる法律關係を定めたる法律を私法いふ。

憲法第五條に、天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふと、又同第三十七條に、凡そ法律は帝國議會の協賛を経るを要すと規定す、之れ國家立法權の本體か、何れにあるや、又法律を制定するには如何なる手續を経ざるへからざるやを規定せるものなり。

實質的
ノ法
形式
ノ法

立法權とは、法律を制定するの權をいふ、天皇之を掌握す、凡そ法を別ちて、形式的意義の法と實質的意義の法とす、實質的に法の内容を有するは、單に法律のみならず命令も亦然り、命令も人の行爲の準則なるを以て、實質的の意義に於ては法律と同じ、唯命令は、議會の協賛を要せざるを以て、茲に立法權とは形式的意義の法たる法律を指せるなり。

法律を制定するは、帝國議會の協賛を経るを要す、天皇の自由に制定する處にあらず、之れ立憲國の精神なり、法治國の原則なり、立法權は、天皇に歸屬するものと明白なる事實なると共に、法律の制定には議會の協賛を要すとせるも又明白なり。

法律命
野令ノ分

法律は人の行爲の準則なるを以て、如何なる行爲の準則をも制定し得べきを原則とす、然れども憲法上或る事項は、法律を以て定むることを得ず、大權親裁すべきものと定めたるあり、之れ即大權事項なり、或は特に一定の事項につきては、法律を以て規定せざるべからざることを明定せるあり、又法律命令何れによりて規定するも自由なる範圍あり。

憲法に特に法律を以て規定すべきことを定めたる事項を憲法上の立法事項といふ、此の事項は法律以外の形式を以て定むることを得ず、一、戒嚴の要件及效力、二、日本臣民たるの要件、三、兵役義務、四、納稅義務、五、居住及移轉の自由、六、逮捕監禁審問處罰に關する事、七、住所の保障、八、信書の秘密、九、所有權の侵害、十、言論著作印行集會結社の自由、十一、司法裁判所の手續、十二、

裁判所の構成、十三、裁判官たるの資格、十四、行政裁判所の権限、十五、租税の賦課及税率の変更、等其他五六を擧ぐることを得、憲法章條を検して明かなり。憲法第九條に、天皇は法律を執行する爲に又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲に、必要なる命令を發し又は發せしむる場合を認む、之れ法律を以ても規定し得れども又命令を以ても規定し得る場合なり、之を法律命令共同の範圍といふ。

法律制定

法律制定の手續は、法律案の作成及之を議會に提出するに初まる。法律案の提出は、政府は勿論貴族院及衆議院共に之をなすの權を有す、政府が法律案を提出するに當りては、貴衆兩院の何れに提出するも自由なり、然れども兩院の何れかに於て否決したる法律案は、同會期中に再び之を提出するを得ず、又政府は一旦法律案を提出したる後と雖も、何時たりとも任意に之を修正し、又は撤回することを得。

議會の協賛は、法律の成立要件なり、協賛は同意なり、議會が協賛を與ふる爲には、審議を経るなり、即ち議會は三讀會を重ねて議決するを原則とす、第一

裁可

讀會は議案の大體につき討議し、第二讀會に於ては逐條之を審議し、第三讀會に於ては議案全部につき可否を決す、或は修正し或は修正せずして可決す、政府又は議員の要求に依り三讀會の順序を省略することもあり得^五。

法律案が法律として成立するには、天皇の裁可に俟たざるべからず、裁下とは、天皇が法律案をして法律として成立せしむる行爲なり、裁可は天皇の自由なり、如何なる法律案と雖も、之を裁可せざるべからざる義務を有するにあらず。

拒否權

裁可は大統領の拒否權とは異なる、拒否權とは、既に成立せる法律を否認せる消極的の行爲なり、然るに裁可とは法律案に生命を附與する積極的の行爲なり。

公布

法律は之を公布す、公布は、既に成立したる法律を天下に周知せしむるの行爲なり、公布によりて法律となりたるにあらず、然れども法律が人民を拘束するは、公布に初まる、即ち公布に法律施行の期日を定め、其他期日の到來によりて法律的效力の實動に入る、法例第一條に法律は公布の日より起算し滿二十日を経て之を施行す、但法律を以て之に異なりたる施行時期を定めたるときは此

及法ノ溯
効

限に在らずとせるは此の實動時期を定めたるなり。
法律は、一般抽象的の法規なり、故に或る具體的の事實が発生し、法律の定むる所の要件に適合により具體的の法律上の效力を生ず、之れ法の適用なり、過去の事實に溯りて適用するにあらず、法の適用を受くるは法律施行期日後の事實なり、然れども或る稀なる場合は、施行期日前に發生せる事實に適用することあり、之を法律の溯及力といふ、(刑法第六條)

力ホニ及
ス効

法律の對象たる人に關しては、其施行區域内に在る總ての人を拘束す、敢て日本人たると外國人たるとを問はざるなり、然れども法律の内容が外國人に適用せられざるものあり、又日本人たると雖も内地人と殖民地人とにより適用の範圍を異にす、施行地域外に在りては、法律の内容により、或は人の身分に追隨して適用さるるものあり。

及土地
効ホニ

法律の施行さるゝ場所に關しては、法律が苟も國家意思の表現たる以上、領土内に施行せられざるなきを原則とするも、殖民地の如き人情風俗の異なる所に於ては、直ちに法律の全部を施行するの不便少なからざるを以て、殊に殖民地に

係他命法律
ノ令其ト
關

適用する爲めに制定せられたる法律、及勅令を以て殖民地に施行すると定めたる法律のみ之を適用すとせり。

法律が、他の國法及條約に對する關係に種々異なる效力あり、法律は、憲法皇室典範皇室令を廢止變更するの力を有せず、命令に對しても、法律に代る緊急勅令又は法律の委任による委任命令は法律と同等の效力を有す、其他の執行命令及獨立命令は、法律の下位にあるを以て法律を變更するを得ず、大權命令は憲法上の大權事項に關して發生する天皇の親裁事項なるを以て、法律制定の範圍外に在り、法律を以て制定するを得ざるなり。

條約ト

條約は國家間の約束なり、國家は當事者にして人民は第三者なり、條約が國家的效力を有するには條約當然の結果にあらず、條約を國內的に效力を生ぜしむるには、之れに關する法令を設くるか、又は條約をして包括的に法たるの効あらしむる規定を要す、從つて條約を以て法律を改廢するを得ず。

後前
法

法律が其相互の間に牴觸する場合ある時は、後法は前法に優る力を有す、而して前後の區別をなす標準は、天皇が法律を公布せしめたる日附の前後により

區別さる。

法律と制定の形式を異にし、法律と同じく國家意思を表示し、法を定むるを主たる目的として成立するものを命令といふ。

國家が法規を定むる方法に二様あり、一は天皇が議會の協賛を経て定むる所謂形式的立法にして、其所産は法律之れなり、二は天皇又は天皇の委任により行政官廳か定むる場合にして命令之れなり、法律と命令とは、其制定の方法を異にするも、其實質に於ては、同じく法規を定むるにあり、法律と命令とは、其形式的効力に於ては區別せらるゝも、其實質的効力の點に於ては何等區別すべき理由なし。

命令は、之を發する者の異なるにより、其名稱を異にし、其効力を異にす、命令にして勅命により發せらるゝものを勅命といふ、行政官廳の發する命令に、閣令省令警視廳令府縣令制令律令等あり。

命令は、之を公布す、之れ公式令の定むる所なり、公布の日と施行期日とは同時に非らざるは法律に於けると同じ。

大命令

命令は法律に對する關係よりして大權命令緊急勅令獨立命令執行命令及委任命令の五種に分つ。

大權命令、とは憲法上の大權事項を内容としたる命令にして議會の協賛を許さざる事項を規定するものなり、凡そ國務の全部は天皇親裁專行によるものなるも殊に憲法上に於て天皇之を行ふと明記し、他の機關に屬せしめざる事項を大權事項といふ、(一)法律の裁可、(二)帝國議會の召集開會閉會停會解散會期延長臨時議會等權能發揮に關する件、(三)緊急命令執行命令獨立命令の發布、(四)官制制定文武官の俸給決定及其任免、(五)陸海軍の統帥編成、及常備兵額を定むること、(六)宣戰媾和戒嚴の宣告、(七)條約の締結、(八)榮典の授與、(九)恩赦、(十)非常大權、(十一)財政上の緊急處分、(十二)憲法改正の發議の如き憲法第五條以下各章數條に亘りて記載す。

大權命令の形式は勅令なるを通例とするも詔勅の形式を以て發せらるることあり、詔勅とは詔書及勅書にして、詔書とは皇室の大事を宣誥し及大權の施行に關して宣誥する勅旨をいふ、宣誥とは一般に公布するをいふ、勅書とは文書

緊急勅令

によりて發する勅旨にして宣誥せざるものをいふ。

大權命令の範圍は法律を以て定め得る範圍とは全然獨立して互に相侵犯することなし、從て兩者間に優劣の問題を生せず。

緊急勅令とは法律に代るべき勅令をいふ、之れ立法權に對する例外なり、此の勅令は其效力に於て法律と上下なし、從て法律を改廢することを得。

憲法の認むる所の緊急勅令に二つの場合あり、一は憲法第八條に規定し、他は憲法第七十條に掲ぐ、共に重大なる效力を有するを以て其發布には幾多の條件を設く。

茲に掲げたる緊急勅令を發するには

(一)其目的が公共の安全を保持し、又は災厄を避くる爲なることを要す、從つて消極的の目的を有し、原狀維持を目的とす、積極的の施設により或は個人利益に關することたるを目的とするを得ず。

(二)緊急勅令を以てする必要あり且其必要が緊急なりしことを要す、緊急とは次期議會を待つ餘裕なく、且又現在の法律の範圍内に於ては之を處理する

緊急勅令

ことを得ず、新たに法律を以て定めざる可からざる必要あるをいふ。

(三)議會閉會中なることを要す、議會開會中なりせば法律案として議會に提出すべきに偶々閉會中なりしに基き此の勅令を以てす。

緊急勅令を發したるときは次期の議會に提出し其承諾を求むることを要す、若し議會か之を承諾せざるときは政府は將來に向つて其效力を失ふことを公亦すべし、議會之を承諾したるときは此勅令は依然存續し其效力を有す、但法律となるにあらず。

緊急勅令が法律を改廢する效力を有すとせるは、該勅令が其效力に於て法律と上下なきを謂へる意味なり、惟ふに緊急勅令たる其性質上緊急應處の勅令たるを以て、該勅令が永續性を有する爲めには議會の承諾を要する論を俟たず、此の勅令を以て更に永續的に法律を變更せんとせば、之を法律の形式に改むべきものなり、從つて本來の性質よりせば、該勅令が法律を改廢するといふは、其實法律を一時的に覆被せる作用なり、凡そ二箇以上の物體が同時に同所を占むるを得ざるは物理の原則なり、緊急勅令と法律との關係亦然り、勅令は法律

を全く覆ひ盡し、外部より之を見るときは緊急勅令のみ表面に表はれ、法律は埋没す。其法律の効力は停止せられたると同様なり、勅令にして廢止せられむか、法律は當然顯現し再び其効力を發揮す、多數の論者は一旦廢止せられたる法律は、再び其効力を復活するものなりといふと雖も、一旦廢止せられたるものが當然自然に復活するの理なし、緊急勅令の法律に對するは法律の効力停止作用なり。

緊急勅令を廢止するには、其効力方面より見て緊急勅令を以てせざるべからずとなす者あり、又法律を以てせざるべからずとなす者あり、或は議會承諾の前後より區別して議會承諾前は勅令を以てし承諾後は法律を以てすべしとなす異見少からず、然れども緊急勅令は其形式に於て依然として勅令なり、勅令を廢するは其効力的觀察を爲すの要なく形式的手段を以て足れりとす、之を廢するには普通の勅令を以て可なり。

緊急勅令は次の議會に提出すべきものなることは憲法に規定せり、然れば次の會期前に此の勅令が廢止せられたるときは尙依然として提出すべきもの

緊急勅令廢止手續

なりと唱ふる者あれども既に廢止せられたる以上之を提出するの要なきなり、惟ふに議會に提出すべきものとせるは事後に於ける監督の意味ありとするも緊急勅令を發したるは決して違法にあらざると共に議會に提出することは責任解除の意味にもあらざるを以てなり、既に緊急勅令は消失せり何ぞ提出の要あらん。(1)

執行命令

執行命令とは天皇が法律を執行するが爲に之を發し又は行政官廳に委任して發せしむる命令を謂ふ、通例施行令又は施行規則と稱するものにして法律の内容を具體的にするに過ぎず、然れば法律の規定範圍外に亘り又は法律に反することを得ざるは勿論、其の根據なる法律の廢止に伴ひ當然消滅に歸すべし、執行命令を以て法律を變更することを得ず。

獨立命令

獨立命令とは法律の委任に依らず獨立に發せらるる命令をいふ、凡そ法規は議會の協賛を経て之を制定せざるべきを原則とす唯憲法は或る事項につきは勅令を以て定め得とせり、此の場合に發する勅令を獨立命令といふ我憲法の一大特色なり、憲法第九條に天皇は公共の安寧を保持し、及臣民の幸

勅を増進する爲に、必要なる命令を發し又は發せしむとせる即ち之れなり、公共の安寧を保持するとは、消極的に障害防止をなし以て公安を紊さざらしむるをいひ、臣民の幸福を増進する爲とは、積極的に國利民福を増進することを意味す。

獨立命令の趣旨右の如しとせば、其規定し得る範圍甚だ廣汎なるが如しと雖も、其目的に自ら制限あり、即ち直接に公共の安寧を維持し、臣民の幸福を増進するものに外ならず。

獨立命令にて規定する事項が憲法上の臣民自由權の保障に關する點に及び得るや否やは論分る、若し獨立命令を以て憲法上の自由權保障事項に及ぶとせば、此の規定は何等の意義を有せざるに至るとなす論者少からず、然れども獨立命令の規定し得べき事項は、直接に公共の安寧保持、民福増進に限り、此の命令に規定し得ることが臣民の自由保障の範圍に及ばざれば、其效力見るものなきに至らん、獨立命令は國權による強制にあり、其の形は警察命令にあるを以て、警察上の目的よりして自由保障を侵すは當然の歸結なり。

獨立命令
自由權

獨立命令
法律

委任命令

獨立命令と法律とは、其範圍を同くするを以て二者抵觸する場合少からず、依つて憲法は此の命令を以て法律を變更することを得ずと規定せり。

委任命令とは法律を以て規定せらるべき事項に就き、法律の委任に依りて命令を以て之を規定することあり、此の命令を指稱していふ、委任命令は立法事項を其内容とし、法律の委任に由りて始めて發することを得。

法律を以て規定すべき事項を命令を以て規定するは之れ三權分立の精神を紊り、行政權を以て立法權を侵害するものなりとの論あり、法律は直接に規定すべき事項を命令をして間接に規定せしむるを委任命令といふ、法律が自ら規定する代りに、命令にて規定するは、立法の方法問題にして一定の範圍内に於て其規定を命令に譲るは、之れ法律が規定すると同等なり、之れ議會の協賛を経ずして立法するの權を附與したるにあらず、法律に代り命令を以てするの權を附與するものなり。

委任命令の内容は法律の内容の一部をなすものにして、實質上の効力は法律が自ら規定したる場合と異なることなし、唯形式上の効力を異にするのみ、然

れとも無制限に委任命令を發し得とせんか之れ明かに三權分立の主義に戻るものにして、大本たる法律の枝葉末節か委任命令の制定範圍なり。

委任命令は其委任の主旨を没却せざる範圍に於て、更に他の命令に委任することを得、之を復委任といふ。

委任命令の制定は、法律の委任に基くと雖も委任命令は其れ自體獨立の效力を有し存續す、従つて其基本たる法律の改廢によりて當然消滅するものにあらず、之れ執行命令と其性質を異にする所なり。

第六章 大權親裁

凡そ國政百般、均しく天皇大權の親裁に出づるは更に論述の要なし、大權の下、各機關を分置し以て國政を掌理せしむるは政治の形式なり、憲法は特に大權專行の事項を規定し、以て議會の協賛を許さざる事項とせるは、前に既に述べたり、此の大權事項につきては各章に亘り隨所に説明を附せしを以て未だ記述せざる事項につき叙説せん。

一、官制大權^(一) 天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及び文武官を任免す、官廳の組織及權限を規定したるものを官制^(二)といふ、行政官廳の官制は天皇之を定め議會の協賛を俟たざるを原則とす、然るに憲法又は他の法律に特例を設けたるものは各々其條項に依ると規定せるを以て、官制大權に幾多の制限を生せり、憲法には裁判所の構成、會計検査院の組織權限を定めたるを以て天皇大權は其機關の設定又は權限につきては之を自由にすることを得

内閣

官現
制行

す、其他議會の協賛を経て議決したる法律を以て、行政機關を設定し又は其權限を定めたるときは、勅令により之を改廢することを得ず、即ち憲法は官制を定むるに勅令のみならず法律にても亦之を定むることを得とせるなり^三。官廳は國家機關にして、天皇の下に於て國家意思を決定し外に向つて之を表示する權限を有す、内閣總理大臣及各省大臣は行政各部の最高國家機關なり、國務大臣を以て内閣を組織す、内閣は行政各部に亘る政務の連絡を計り、事務の圓滑を期するを目的として組織され、重要なる數多の任務を有す。現行官制は之を中央並に地方官制に分つ、中央官制は行政各部を十一省に分ち大臣を長官とす、別に總理大臣を置き、各省大臣の主班として各部の統一を計り外に向ては内閣を代表す。

地方官制に、特別地方官廳普通地方官廳あり、以て地方行政の特別なる關係にあると一般的なるにより、其職務權限を分つ、前者は税關稅務署地方逓信局林區署等をいひ、後者は道府縣廳を指す。

文武官を任免し又文武官の俸給を定むるは天皇大權なり、官吏は行政機關

を構成す、官吏關係は任官行爲によりて成立す、^(四)官吏に親任官勅任官奏任官及判任官の四階級あり、官吏は國家に對して勤務を有す、勤務の對價として國家より俸給を受く、官吏は國家に對し勤務の義務を負ふと共に、國家に對して身上の權利及財産上の權利を有す、俸給は恩給及遺族扶助料と共に官吏の財産上の權利なり。

官吏は一定の原因により其官職を免せらる、免官免職休職及武官に對しては殊に待命あり。

大軍
權令

二、軍令大權 天皇は陸海軍を統帥す、^(五)天皇は大元帥として軍隊を指揮し之を活躍せしむ、大元帥は兵馬の大權を掌握するは我國家の歴史上然るなり、唯鎌倉幕府以來徳川の幕府に至る七百餘年兵權か事實武門に歸したるありと雖も、明治維新によりて名實共に天皇に歸す。

軍令權は帷幄の大權に出つ、國務大臣の輔弼副署を待つゝの要なく至尊の大權たり、軍令機關として元帥府、軍事參議院、參謀本部、海軍軍令部等あり、其他命を受けて行動するに師團長、鎮守府長官、司令官等あり。

三、軍政大權、天皇は陸海軍の編制及び常備兵額を定む、陸海軍を編制し其常備兵員數を定むるは之れ豫算を伴ふを以て、之れ等は議會の協賛を求むべしと定めたる國あるも、我國は之を天皇大權として以て他の容喙を許さずとせり、然れども軍政は軍令と異なる、軍令は軍隊の直接行動を目的とし、軍政は平時に於ける軍制の配列にあり、從つて軍政は國務大臣の輔弼を要すとせり、

四、宣戰媾和大權、戰を宣し和を媾するは天皇大權なり、和戰の事、一に神策妙處に出づるにあり、從つて他の機關の輔弼又は副署を要せずとなす、

五、締約大權、天皇は諸般の條約を締結す、

條約は國と國との契約なり、國家主權者之を締結す、議會の協賛を要せず、條約の當事者は國なり、人民は第三者なり、從つて條約は直ちに人民の權利義務を拘束するものといふを得ず、

國家意思は一ありて二なし、條約の締結は國家意思なるを以て、條約は當然に國內に向つて效力を有し人民の權利義務を制限し、法律命令を廢止變更するの效力を有すとせる者あり、然れども法律命令の制定は國家立法として各

其手續機關を定めたり、憲法定めたる立法制度は、三權分立主義に基礎を置き嚴然たるものにして、條約締結權は之れか例外を規定したるものといふを得ず、條約は依然として國家間の契約なり、之を以て法律を改廢することを得ず、

六、戒嚴大權、天皇は戒嚴を宣告す、戒嚴とは戰時又は事變に際し、全國又は一定の地域内を警備するに兵力を以てし、司法及行政の或作用は軍事上の官廳に移るものなり、

戒嚴の其要件及效力は、戒嚴令の定むる處による、戒嚴の要件及效力は法律を以て之を定む、戒嚴令は憲法發布前の布告にして法律たるの效力を有す、戒嚴令を行ふには一定の地域を限る地域内に於ては信書の秘密集會結社の自由出版の自由所有權の不可侵等の法律は停止せられ、戒嚴司令官は命令を以て此れ等の自由を制限す、

七、榮譽授與大權、天皇は爵位勳章及其の他褒章記章等を授與す、爵は公侯伯子男の五等に分つ、有爵者を華族と稱す、位は正一位より從八位に至る正從十六階とす、從四位以上は勅授とし爵位なしと雖も有爵者に准

し殊に禮遇を享く、正五位以下は奏授とす。

勳章に大勳位、菊花章、寶冠章、旭日章、瑞寶章、金鷄勳章の各種あり。

褒章に紅綬、綠綬、藍綬、紺綬の各褒章あり。

記章に従軍記章、大禮記念章等あり。

其他の榮典として學位等あり。

大恩
權杖

八、恩赦大權(二) 天皇は大赦、特赦、減刑及復權を命ず。

大赦とは或種類の犯罪に對し、其法律上の効果を消滅せしむるをいふ、刑事訴訟法及恩赦令によれば、既に刑の執行を受けつゝある者は刑の消滅となり未だ裁判を経ざる者は公訴權の消滅となる。

特赦とは恩赦令に依り、確定判決により定まれる刑の執行を全免するをいふ、減刑とは確定判決により定まれる刑の一部を減免するをいふ。

復權とは確定判決により剝奪せられたる公權を回復するをいふ、其回復は既往に溯るにあらず將來に向つて效力を發生す。

大非
權常

九、非常大權 憲法第三十一條に天皇大權は戰時又は國家事變に際して臣民

の權利義務を自由に制限し拘束することを規定す、軍令權は戰時又は非常事變に際會して直接國民に命令強制する作用を發揮し以て公安の維持を目的とす、此の作用に對しては臣民の自由權保障は一時停止する此の場合には或は戒嚴令の發布となり或は國內出兵となる。

第七章 國務大臣、樞密顧問

國務大臣は、天皇を輔弼し其責に任し、凡て法律勅令其他國務に關する詔勅に副署する國家機關なり、君主か國務百般を處理するに當り或機關をして輔弼の任に當らしむることは必然のことにして、立憲君主國といはず、專制君主國といはず皆輔弼機關を有するなり、孝徳天皇の詔に「夫君_ニ於天地之間_ニ而宰_ニ萬民_一者不可_レ獨制_ニ要須_ニ臣翼_一」と、其官職を異にすと雖も存せざるはなし、然れども立憲君主國に於ては、君主か政務を行ふは、必ず國務大臣の輔弼に依るを本則とす、_(一)國務大臣か天皇を輔弼するは、事實上の必要に止まらず憲法上の必要に出づ。

輔弼

國務大臣は天皇を輔弼し其責に任す、_(二)輔弼とは大權の發動に關し、意見を奉りて其の採擇を乞ふをいふなり、即ち忠誠以て其の所信を述べ、天皇の聰明を啓沃し奉り、依りて以て天皇の國家意思の決定に參與するをいふ、或は天皇の諮詢に奉答し、或は自ら進みて意見を奉るなり、然れとも之を採納するや否やは全く君主の自由に屬し、敢て大權の行使を阻止せられざるなり、君主が大權を行

使するに當りては大臣の同意を要すとなすにあらず。

輔弼は大權の如何なる範圍に及ぶか、又輔弼の形式は如何なるかは憲法上何等の制限なし、故に苟も大權の輔弼は一切の範圍に及び其形式は自由なりといはざるべからず、國務大臣か天皇を輔弼するには、國務大臣か一體となりて輔弼せざるべからざるにあらず、國務大臣は獨立して各々輔弼の任に當るなり、國務大臣の職務は、天皇を輔弼するの外、凡て法律勅令其の他國務に關する詔勅に副署するの義務あり、副署とは御名に副へて署名するの謂なり、之れ國務に關する公文の形式的要件にして副署なきは違式なり。

或は曰く副署は君主の行爲に關して國務大臣か輔弼せるの證左なりとせるあり、然れども輔弼と副署とは當然の關連あるにあらず、輔弼せる大臣が自ら副署すと限定せるにもあらず、輔弼は意見を奉りて天皇の聰明を啓くの行爲にして、副署は御名に副へて大臣が署名するの行爲なり。或は曰く副署は國務大臣が君主の行爲に同意したることを公證せるものなりと、然れども國務大臣の副署ある行爲と雖も、君主自身の行爲にして國務大臣との共同行爲にあらず、

或は曰く副署は國務大臣が之れによりて責任を負荷するものなりと、然れども國務大臣の責任は輔弼によりて生ずるものにして副署によりて生ずるにあらず。

副署は國務大臣の職務なり任意自由の權にあらず、從つて之を拒むことを得ず、然るに副署を以て輔弼の一方法とし、副署は大臣か獎順匡救の誠を致したるの證とし、若し自己の行動に反せる君主の行爲ありとせば、副署を拒み得とせる説をなすものあり、或は又副署は大臣責任の原因と解するもの亦之を拒み得となすあり、然れども副署は憲法上に定めたる大臣の職務なり、公式上缺くべからざる要件なり、之を拒むことを得ざるは法理上明かなり。

國務大臣は天皇を輔弼するの職責を有す、其職責を怠り又は献策宜しきを得ざる場合は、其責に任ぜざるべからず、然るを他に責任の根據を求め、天皇は神聖不可侵なり依りて天皇に代り大臣は責任を負ふとせるあり、惟ふに責任は自己の行爲に基つき發生するを原則とす、他人の行爲に基き責を負ふべき性質にあらず、又曰く君主は統して治せず、政治の實際に當るは大臣なるを以て、

責任自ら大臣に發生すとするも、大權政治の我國情に合せず、其他二三の説あり、又國務大臣の責任を以て、或は政治上の責任なりとし、或は道德上の責任なりとし、或は刑事上の責任なりとす、政治上の責任は政治上の責任にして、憲法の規定する所にあらず、又道德上の責任も大臣のみ之を憲法上に規定する由なし、道德上の責任は憲法規定とは別個の意味なり、又刑事上の責任は刑事裁判所の處理する所にして、之を憲法上に於て規定するの要なく、官吏として職務上の責任は、犯罪行為としての責任とは別個の觀念なり、惟ふに大臣の責任は、官吏としての責任にして、大臣が其職責を完ふせざるが爲めに負ふ性質のものなり、官吏が其職責を完ふせざる爲めに負ふは懲戒處分なり、大臣の責任も亦懲戒處分といはざるべからず。

大臣は何人に對して責任を負ふかは其國情歴史制度に於て同じからず、我國に於ては大臣は天皇に對して責任を負ふなり、帝國議會に對して負ふにあらず、然るを大臣は議會に對して責任を負ふとせば、英國の如き議院政治の國柄に於ける事實を引用したるの説にして、殊に彈劾制度を認めざる我國に於て

大臣何人
に對して
責任を負ふ

は適用すべくもあらず、唯政治の實際に於ては、議會は不信任案を提出して以て大臣の責任を問ふことあり、不信任案決議は議會殊に衆議院の意思に反する政府の政策に對抗する民意表示の一形式なり、又議會は政府に建議し天皇に上奏して政府の不當行為を詰責することあり、政治上の妙用たる議會の行動は、政治上に於ける大臣問責の結果を見るに至ることありと雖も、法上に於ては大臣の責任は天皇に對するものなり。

各大臣

國務大臣は通常一面に於て各省大臣として行政の長官たり、最高の行政官應なり、外部に對しては行政事務を奉行する獨立機關なり、然れども國法上の性質としては二者全く異なるなり、一は獻策機關にして一は奉行機關なり、從つて行政大臣にあらざる國務大臣を認め得、之れ所謂無任所大臣の稱ある所以なり。

三權分立して三權各執行の機關を有す、行政權は行政官應により執行す、行政官應は、憲法第十條に所謂行政各部の官應を定むる官制によりて其活動權限を有す、行政官應は内閣總理大臣及各省大臣を首班として上下各權限を有す。

内閣總理大臣及各省大臣が行政最上官廳として又一面國務大臣として一體たる形體を政府といふ。

政府

憲法條章に散見する政府の意義については、政府の義を或は天皇の意なりとし或は天皇及内閣を指すとし或は國務大臣及樞密顧問を併稱するものなりとするあり、天皇は帝國議會の停會を命ずと規定せる一方議院法に於て、政府は十五日以内に於て議院の停會を命ずることを得とせるあり、又天皇に捧呈するを上奏といひ、政府に對し意見を呈するを建議と名づけて意義に分別を設くるあり、政府の行動は天皇大權の命に出づ、即ち大權を奉行するは政府なり、天皇の語を用ひたる場合は統治者たる基本行爲を規定するを常とし、政府の語は機關として大權奉行の意に用ひたるなり。

任大命臣

國務大臣の任免は天皇大權の自由に出づ、所謂議院政治の英國に於ては、議會の信任如何は直ちに國務大臣の進退に影響すと雖も、我國に於ては然ることなし、大臣の任免は其根據を議會に於ける勢力に求むるにあらず、唯政治の實際に於ては議會の中心勢力たるを以て、議會に於ける向背は政治の運用に至大の

關係を有するを以て、大に考慮を拂ふの結果を見るなり。

三權分立を嚴格に固守せる亞米利加合衆國に於ては、行政官府たる大臣は立法府の一員たることを禁じ、議院政治の英國に於ては、大臣の資格に議會の一員たることを要件とすれども、我國に於ては資格は自由なり唯國籍上歸化人に制限あり。

* * * * *

樞密顧問

天皇輔翼の機關として樞密顧問あり、樞密顧問は樞密院官制の定むる組織にして、天皇の諮詢に應へ、重要な國務を審議する憲法上の機關なり、國務大臣と同等に天皇に直屬す、國務大臣と異なる所は、樞密顧問は天皇の諮詢を待つて國務を審議す、敢て自ら進んで爲すにあらず、又合議體として議決し、各自單獨の行動に出でず、唯皇室典範の規定により攝政を置く場合又は攝政の順位を變更する場合の議決は、天皇の諮詢を待たずして議決することあり。

樞密顧問の組織は樞密院官制によりて定まる、議長副議長一名、顧問官二十

四名とす、年齢四十歳以上とし國事に練達堪能の士を以てす、國務大臣は其職務上當然顧問官として議席を有し議決に加はることを得、又在京の成年以上の親王は樞密院會議に列す。

樞密顧問の權限は、諮詢に應へ奉答するにあるを原則とす、奉答は議決の結果を以てするも、其採納の有無は天皇の自由意思による、樞密院官制第六條は諮詢を待て會議を開き意見を上奏すへき事項を擧ぐ。

一、皇室典範に於て其權限に屬せしめたる事項、

二、憲法の條項又は憲法に附屬する勅令に關する草案及疑義、

三、戒嚴の宣告、緊急勅令、財政上の緊急勅令、

四、條約及約束、

五、樞密院官制及事務規定の改正事項、

六、以上の外臨時諮詢事項、

以上の外行政裁判所法により權限裁判所代行即ち權限爭議の裁判をなす權限を有す、

樞密院會議には天皇親臨せらるゝを原則とす、樞密院は施政に干與することなし、即ち人民に直接交渉し又は議會、官廳と文書の往復を爲すことなし、單に内閣及各省大臣と交渉あるのみ、

樞密顧問が斯くの如く重要な國務上の地位を召むるは我國制度の特色なり、大權政治の我國に於ては、君主は萬機親裁事務廣汎に亘るを以て、施設の府として政府を設くるの外更に内に在りては諮詢の府を設くるの要あり、樞密顧問は斯くて聰明を啓沃し奉り政黨以外に超然とし、官府の專恣を戒め、以て憲法準據に過なきを保せんとするにあり、其權限實に廣大にして他國其比を見ざるなり。

第八章 帝國議會

帝國議會は、立法權の行使に參與する憲法上の統治機關なり。
國會の沿革に就ては之を英國國史に求めざるべからず、英國に於ては往昔「アングロ、サクソン」時代に既に賢人會議なるものあり、國王は國內顯職の士を集め以て國家の重大事を議せしむ、後代には毎年幾回かの會議を召集し殊に租税の賦課に關しては國會の承諾を求め來りたり、千二百十五年ジョン王が調印したる大憲章は之れ英國憲法の始源にして、其内に國會の組織及召集の方法を定め、課税に關することは之を國會に附議することを定めたり、千二百九十五年エドワード一世の時所謂模範國會を召集したり、此の模範國會は國會たる形式を備へたるものにして、而して漸次改善し來りて今日の國會制度を見るに至れるなり。

議會ノ沿革ノ
我國に於ては遠く忍穂耳の命か天の安河原に八百萬神を集めて國家平定の策を講したるの神話は之を措く、明治元年五箇條の御誓文により廣く會議を起

すの議は定められ、政體書によりて會議組織の方法は示されたり、之れによれば議政官を置き上下二局に分ち、上局に議定參與吏官を置き、下局に議長及議員を設け、議員は公卿及各藩の推舉したる貢士徴士を以て之れに充つ二年下局を公議所に改め後公議所を改め集議院と稱す、明治八年初めて地方官會議を起し、天皇親監勅語^二を玉ふ、之れ帝國議會に代るの性質を有し以て元老院大審院と共に三權分立の組織に模したるなり、然れども未だ以て議會制度の確立といふを得ず、明治二十三年帝國議會は初めて成立せるなり。

議會の國法上の地位は、各國其國情により其趣を異にす、英國^四に於ては國會は國家最高の機關にして無制限の専制權を有す、女子を變じて男子となし、男子を變じて女子となす外英國國會は萬能なり^一と、又國會を以て立法權の主體と解するものあり、之れ三權分立の極論なり。或は又議會は國民代表機關^四なりとなすものあり、我帝國議會が統治權の總攬者にあらざるは言を俟たず又立法權の主體にもあらず、統治權の總攬者は天皇なり、立法權の主體は天皇なり、天皇立法權を行ふに議會の協賛を経ざるべからざるのみなり、國民代表説は

議會ノ
地位上ノ

法理上誤まれり、凡そ代表には代表すべき他の人格者の存在を要す、然るに議會が代表すべき人民は一體として人格團體ならざるを以て議會は人民の代表なりといふを得ず、惟ふに此の觀念は主權在民の思想に出て其主權を議會か代り行使するの意なるべし、^五

議會が立法權の行使に參與するは、統治機關としての發動にして、國民の代表者としての行動にあらず、然れども政治上より議會を觀察するとき、之れ國民代表の府と稱することを得ん、議會は其構成方面より見るときは、之れ國家社會の實狀を縮寫せしむるの精神を以て設けたるなり、國內各方面に亘り抽寫せる地圖ならざるべからず、議會の意見は國民意見の代表たらざるべからず、即ち之れ國民代表の觀念なり、又英國の如き國會の構成は、其當初貴族豪族市其他の團體の代表者として出席したる者より成るを以て沿革的に見れば階級代表團體代表の意義を有す。

帝國議會は貴族院及衆議院を以て組織す、立憲制を採用し議院を設くるの諸國は、概ね二院制を採用す、素之れ歴史の變遷に成り、社會の縮寫たるを得、以

議會ノ
政治觀

議會ノ
組織

務の實情に適するが爲めなり。

議會制度は之を英國に模す、英國の國會は初め貴族豪族の合議集會なりしなり、後に至りて廣く庶民の代表も國事に參與することとなりたるも、階級觀念は兩者別れて政事を議する慣例を作り、千三百三十三年エドワード三世の時代に上院及庶民院の二院に分る、此の兩分の制が各國の模範となり、一は社會の上流者學識經驗あるもの、他は廣く國民の公選せる者より組織するに至れり、而して更に政治上の理由を探索するときは、之れ權力相殺の理由に出てたるを發見するなり、若し一院單獨の制を採らむか、情に驅られ勢に馳せ、是非の正準を失ひ、權力濫用の弊に陥り、國家公事を議するに私心を挾むの虞なきにあらず、因て二院を設け勢に對する勢を以て相尅し、此弊を匡救し、二者相對等して理智的判斷を保たしめ、議事を熟考し慎重にして立法及豫算の協賛に當り公正の念を失はざらしめんとするにあり、然れども二院制亦弊害なしとせず、二院制度は事務の重複を伴ひ、進捗を妨げ、又二院の思想の懸隔よりして衝突を免れ難く、國政上紛擾を招來すること避け難し、斯く一院制二院制各利害を伴ふと雖も、

國政の運用上より見て二院制を優れりとし、之を採用せる國多數なり。

我國二院制を採る、兩院の權能に等差なし、久しく二院制度を持し來れる英國は、一千九百十一年國會法を改正し、金錢法案に關する上院の否決權を奪ひ又一切の法律案にても下院三回之を可決し、上院二回否決せるときは、第三回口なる上院の議決を俟たずして直ちに裁可を乞ふことを得せしめ、以て兩者間に大なる權能の差異を認むるに至れり。

貴族院

貴族院は貴族院令の定むる所にして、皇族華族及勅任せられたる議員より成る、(イ)貴族院令は憲法附屬の勅令として他の勅令と大に趣を異にし、其改正増補の如き皆貴族院の議決を経ざるべからず。

貴族院は、左の議員により組織さる。

- 一、成年に達したる皇族。
- 一、滿二十五年に達したる公爵及侯爵。
- 一、伯子男爵にして同族間の互選による議員但任期あり七年とす。
- 一、勅選議員、但二種あり、一は終身議員にして國家に勳勞あり且學識ある

三十歳以上の男子にして勅選せられたる者、他は多額納税議員にして各府縣の土地又は商工業に付多額の直接國税を納むる満三十歳以上の男子百人又は二百人中より互選して勅任による議員、但任期あり七年とす。

衆議院

衆議院は、衆議院議員選舉法により選舉せられたる議員を以て組織す、衆議院議員は、選舉法の定むる所の選舉權者が、投票の形式によりて被選舉權者を公選し、被選舉權者之を承諾するによりて生ず、其の任期は四ヶ年とす。

選舉の方法に種々あり、(一)直接選舉間接選舉 (二)普通選舉制限選舉 (三)平等選舉差等選舉 (四)公然選舉秘密選舉等あり、我國現行制度は直接、平等、秘密、且普通選舉なり、選舉の方法は、先づ選舉區制を定め、投票區を設け、選舉人名簿を調製し、選舉期日に名簿記載者に一定の投票紙を以て單記無記名式により投票せしめ、其の結果選舉會を開き、當選人を決定し、當選人に通知して其の諾否を求む、選舉又は當選に對して異議ある者は控訴院に選舉訴訟又は當選訴訟を提起することを許す、其の結果裁判所は、或は選舉の全部又は一部の無効の判決をなすことあり、或は當選の無効の判決をなすことあり。

選舉制度にして各國に行はれ又は學者間論ぜらるゝもの尠なからず、今其の主なるものを舉ぐれば (一)多數代表少數代表比例代表 (二)の投票方法に關する制度 (三)大選區中選舉區小選舉區 (四)の選出區制に關する制度にして、其國文明の程度に應し適不適あり、各國は普通選舉制を採用し比例代表に傾きつゝあり、我國も又普通選舉制を布き中選舉區制を原則としたり、今や比例代表制採用に關する世論大に昂まれり。

抑々立憲政體なるものは、國民奉公の一念を以て選舉を行ひ、立法の府に參するの適任者を舉ぐる事を當然の事とし、其の基礎の上に建設さる、選舉は公平ならざるへからず、選舉の形式たる投票は實に神聖ならざるべからず、然るに現時の實況は投票の買収利益交換をなし、權勢の威壓に左右せらるゝ者ありと聞く、甚遺憾とする所なり、投票は公の權利にして國民の義務なり、然れども如斯私事に災せられて却て之を避くるに至る、凡そ國民として政治を冷眼視し興味を失はゞ、國家の政治は一派の私する所となり、墮落するや論なし、徒に私利私慾の爲めに選舉を行ふが如きことあらんか、國家將來の爲大いに患ふ可しと云はざる

べからず。

議會ノ
權限ノ

議會の權限は、憲法の規定する所なり、其權限に國家行爲に同意を與ふるものあり、之を缺かば有效又は適法なる國家行爲が成立せず又は存續せざる結果を見るに至る、(三)又國家行爲に、直接に法律上の關係を生ぜざるも、間接には影響を及ぼすことあるものあり、(四)前者は兩院共同して行ふ權限たるを原則とす、之を實質的權限といふ、後者は各院獨立して行ふ權限なり、之を形式的權限といふ。

實質的權限に協賛及承諾あり。

協賛

協賛とは議會が國政内部機關として、内に在りて協翼參贊の任を盡すことを謂ふ、國家行爲が外部に顯はるる以前に於て、豫め之れに同意を與ふるを謂ふ、協賛あるにあらざれば、法律及豫算は有效に成立せずと雖も、協賛は成立要件たるに過ぎず、協賛によりて成立するにあらざ、法規の制定豫算の制定は天皇之を行ふなり。

立法ニ
對スル
協賛

一、立法に關する協賛 憲法第五條に「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ

行フ」と、茲に立法權とは、廣く法規を制定する趣旨にあらざして、特に法律といふ形式を有する國家の法規を制定するをいふ、議會が立法權に關與するは此の場合なり、天皇の立法權の發動に際し、意見を表示するに過ぎざるなり、議會が天皇と共同して法律を制定するものにあらざ、法律は天皇の裁可によりて初めて成立すと雖も、其成立には協賛は絶對の必要條件なり、之を缺かば法律としての效力を生せず。

憲法改正
ニ關スル
協賛

二、憲法改正に關する協賛 (五) 憲法改正の發案權は獨り天皇のみ之を有す、其改正案は帝國議會の議に付せざるべからず、然れども帝國議會に修正權なし、此の場合に於ける協賛は唯勅命により附議せられたる議案を、可決するか又は可決せざるかにあり。

豫算
ニ關スル
協賛

三、豫算に關する協賛 憲法は國家の歳入歳出は、毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べしと規定す、豫算は一會計年度に於ける收入支出の見積計算なり、此の豫算を議會の議に附するは、豫算が國民負擔と直接關係あり、且又國家の活動と重大なる關係あるを以て、集智討究により完全を冀むが爲めなり。

議會は政府の提出したる豫算案に對して之を否決し又は修正して議決することを得然れとも豫算案の提出權を有せず豫算案は政府之を提出することを得るのみ。議會が豫算案を修正するに當り新たに款項を設け又は金額を増加することを得るや否やにつき論分る、(二)或は修正は絶對自由なりとなすあり、或は斯くの如く款項を新たに設け又は金額を増加するが如きことを認めんか、之れ名を修正に借りて事實に於て議會が豫算案提出權を有すると同一の結果を見るを以て、修正は、單に原案より款項又は金額を削除するに止まるのみとなすあり。

四、國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となる契約に關する協賛、政府は財政上の債務を負ふことあり、之を國債といふ、國債には國庫の收入を増加する爲め長期に亘る債券を發行して一時に國庫の増收をなすものあり、又其年度内に國庫の收入となるべき豫計を目當とし之を以て債務の辨済に充て債券を發行するあり、國債を起すは議會の協賛を経ざるべからず、會計法は毎年度大藏省證券發行の最高額は帝國議會の協賛を経べしとせ

り。

豫算に定めたるものは議會の協賛を経たるものなり、豫算に定めざるものにして國庫の負擔となる契約を爲すは之れ皆議會の協賛を経ざるべからず、事業會社に年々補助をなすとせんに、政府は第一年度の補助金額は之を豫算に計上して議會の協賛を経るを得るも、次年度以降の金額は之を豫め豫算に計上することは不可能なることなり、之れ豫算に定めたる以外の國庫の負擔たるなり、此の國庫負擔は豫め議會の協賛を経ざるべからざるなり。

承諾(三)とは協賛の一變形なり、凡そ立法及財政行爲は、議會の協賛を経べきを原則とす、然るに四周の狀勢が之を議會に附議するの餘裕なき場合は、政府の專斷を以て之を行ふ、然れども事後に至りて之を議會に附議すべきことを定めて、以て議會の承諾を得べしとせり、承諾は事後の同意なり、政府の要求に基きて起る、唯其附議事項につきて可否を決するのみ、修正權を含まず。

一、緊急勅令に關する承諾、天皇は帝國議會閉會の場合に公共の安全を保持し、又は其の災厄を避くる爲、緊急の必要に由り、法律に代るべき勅令を發す、此

の勅令は法律を改廢するの效力を有するを以て、其發布は常に慎重なる注意を以てせざれば立憲法治の大本を破ること少からざるなり、従つて議會の有する承諾は、事後に行はると雖も、勅令濫發の弊を豫め防ぐの手段となり、且又立法權參與の一形式ともなるなり、議會の承諾によりて、勅令は將來に向つて尙其效力を發揮することを得るも、不承諾の場合は、勅令の效力は將來に向つて失はる、政府は其旨公布せざるべからず。

二、豫算超過支出及豫算外支出に關する承諾、豫算は見積計算にして、其計算たるや最小限度に定めたるを以て、實際支出に不足を生ずることあり、之を補ふ爲めに豫備費を設け以て其運用の途を開く、若し豫備費を他に流用したる場合に於ては、後日帝國議會の承諾を求めざるべからず。此の承諾は議會が其行爲が本來適法なるを追認するものにして、若し不承諾を與へたりとするも其行爲の效力に影響を及ぼすにあらず。

三、財政上の緊急處分に關する承諾、帝國議會の召集が内外の情勢上不可能の際に、公共の安全を保持する目的を以て、緊急必要上財政の處分をなす勅令を

豫算超過支出承諾

財政上の緊急處分承諾

發したるときは、次の會期に議會の承諾を求めざるべからず、之れ均しく財政上の處分が、議會の協賛を経るを原則とするを以てなり、其の諾否の效力は上述せる所なり。

四、決算に關する承諾、決算は豫算の終結なり、議會は決算を審査することに依りて、豫算が忠實に施行せられたるや否やを鑑知することを得、豫算が事前に於ける監督とせば、決算は事後に於ける監督なり。

形式的權限は、各院獨立して行ひ得る權限なり。
一、上奏、上奏は議院が天皇に對し直接其意思を上達する行爲にして其内容に制限なし、上奏に對し勅答の有無は自由なり。

二、建議、建議は議院が其意思を政府に通告する行爲なり、政府の採用を得ざるものは同會期中再びすることを得ず。

三、法律案の提出、兩院は各法律案を提出することを得、然れども兩院の何れかに於て否決したる法律案は、同會期中に於て再び提出することを得ず。
四、請願受理、兩院は臣民より呈出する請願書を受理することを得、然れども

受請願

法律案提出

建議

上奏

決算承諾

此の場合は議員の紹介に依るを要す、憲法の變更、裁判に關與する請願は之を受
理せず、請願書は哀願の禮式に據り、其用語は皇室に對して不敬に亘らず、政府
又は議院を侮辱せざるを要す。

内部規則制定

五、内部整理に必要な規則の制定 兩議院は憲法及議院法に掲げたるもの
外、内部の整理に必要な諸規則を定むることを得。

審査資格

六、議員資格審査 貴族院は、貴族院令により、議員資格審査權及議員選舉訴訟
の判決權を有す、衆議院は、議員資格審査權を有するも、其當選訴訟に關するの
權は司法裁判所之を管轄す、之れ衆議院に於ては政黨政派の鬭争あり公平を保
し難きを以てなり。

院內警察

七、院內警察權 議院内の警察權は、議院之を保有す、議長は守衛及警察官吏
を指揮す。

懲罰

八、議員の懲罰 各議院は其議員に對して懲罰權を有す。

請假職暇

九、議員請假及辭職 請假は、議長之を許可するも、其期間一週日を越ゆるとき
は院議を以てす、辭職は、衆議院に於ては院議を以てすることを許可すること

を得るも、貴族院に於ては勅許に依らざるべからず。

逮捕

十、議員逮捕 議會會期中議員の逮捕は院の許諾を要す、但し現行犯罪又は内
亂外患に關しては此の要なし。

選舉

十一、議院機關選舉 貴族院の議長及副議長は勅任せらるゝも、衆議院に於て
は議長副議長を選舉す、其他豫算決算、資格審査、懲罰、請願、又は特別委員を選舉
す。

決議

十二、決議 憲法又は議院法に何等の明文なきも兩議院は決議權を有す、決
議は、議院が自己の意見を決定する内部行爲なり、然れども決議が外部に向ひ政
府に對して不信任を決議することあり、又議員に對して行はるゝことあり。

審査

十三、審査 議院は委員を選み、國務に關し又は議員の行動に關し審査せしむ
ることあり、然れども外部官廳其他人民と交渉するの權を有せず。

貴族院特權

十四、貴族院の特權 貴族院は貴族院令の改正増補に關しては之が議決權を
有す、貴族院令は、他の勅令の如く自由なる改廢を許さず、貴族院の議決を待た
ざるへからず、又貴族院は、天皇の諮詢に應へ華族の特權に關する條規を議決す。

召集

帝國議會は毎年之を召集す、議會の召集は、天皇大權に屬す、召集とは、貴族院及衆議院の議員を、一定の期日に特定の場所に、議會組織の目的を以て集會せしむる命令なり、議員は召集によりて各議院の會堂に集會す。

會期

議會の會期は三ヶ月とす、開會の日より起算す、臨時緊急の必要ある場合は臨時會を召集す、臨時會に會期の定なし、天皇自由に之を定む、議會解散ありたるときは、解散の日より五箇月以内に新たに議會を召集せざるべからず、其會期は臨時會に於けると同じ。

閉會

召集により内部の整備を了へ、兩議院成立する時は、勅命を以て開會の日を定め開院式を舉行す、開院式には、天皇議會に行幸あり勅語を賜ふ、開會により議會は議事を開始し得べきに至る。

閉會

議會の會期を閉づるを閉會といふ、天皇之を命ず、議會は議事を續行することを得ず、會期は不繼續を原則とす、従つて未だ繫屬中の一切の議案は一旦議會より離隔す、次の會期に於ては新たなる手續を以て議案として現はる、閉會と異なり停會あり、停會は議會の活動の一時的中止なり、政府に重大

停會

なる故障ありてか、又は議院の秩序混亂してか、何れにしても議事の進行不可能なる場合、若くは政治的に於て議會の態度に反省を促がす場合に、天皇は停會を命ず、停會の期間は十五日以内とし、政府は何時たりとも之を命ずることを得、再三之を繰り返すも妨なし、惟ふに停會を命ずるは天皇大權なるなり、之を政府が行ひ得るとせる議院法の意は天皇の大權に依りて國務大臣の機關活動をなす形態を指稱せりとなすに外ならず。

停會は兩院同時に行ふ、此處にいふ停會とは衆議院解散の場合に於ける貴族院の停會と異なる、此の後の場合の停會は貴族院に對して閉會と同様の影響を及ぼす。

解散

衆議院に解散あり、解散は天皇の命する所にして、衆議院議員全部の議員たる資格を、其任期満了前に解除するの行爲なり、議會は成立せざるに至る、解散に法定の原因あることなし、其時期は議會開會中なることを要せず、之れ議員の資格を解くを目的とすればなり、然れども政治上に於ける解散の意義重

大なり、即ち議會か政府と軋轢し政務の運用圓滑を缺くが如き、若くは議員の行動にして議事を妨害して全く議會の機能を發揮することを得ざるに陥らしめたるが如き場合は解散原因として擧ぐることを得、貴族院に解散なし、衆議員解散の場合は貴族院停會せらる。

政治上に於ける解散は内閣不信任に相對す、政府議會各其の信する所を持して下らざる時は、政府は議會を解散し廣く國民が政府を信頼して之を支持するや否やの判断を求むるなり、國民か政府を信頼し其政策を是なりとせば、政府を援助すへき議員の多數は選出さるべく、國民の意政府を信頼せざるに在るときは反政府の議員多數を占むべし蓋し之れ自然の理なり。

解散は民意を問ふの手段たり、自己の利慾に出づべきにあらず、公明なる心事を以て當らざるべからず、解散の政治上の理由一に右の如しとせば一旦解散して以て民意に愬へ判断を得たる以上は政府不利の立場に到るとも、同一理由を以て再び行ひ得るものにあらずと謂はざるべからず、解散は眞情に出でたる政策と政策の不協和に出づ、從つて其時期も自ら議會開會中に行はざるべからざるなり。

らざるなり。

貴族院は民選議院にあらずと雖も、衆議院と兩立して政府を組織するを以て、貴族院が政府に反抗する場合は政府は衆議院を解散して政府の態度を明かにし、貴族院の言論の是非を國民に問ふの手段に出づるを得。

議長
貴衆兩院は共に議長及副議長各一名を有す、議長は議事の整理警察權の執行等重要なる職務を有す。

議長の議事整理が圓滑なるや否やは國務遂行上重大なる影響を有す、議長は會議日の議事日程に順序を定め、議員國務大臣及政府委員に發言の許可を與へ、或は其日の會議の延長をなし、又は散會を宣す、議場の混亂を制止し議員に發言禁止退場等を命じ、又は之を懲罰委員に附す。

議院は内部整理の爲議院規則を制定す、憲法及議院法所定以外の詳細に亘る、會議を開くに足る可き定足數、議事方法、議事の公開、國務大臣政府委員の出席發言は憲法之を規定す。

委員

議案を審査するは其議決の前提要件なり、議案審査に各種の委員を設く、全

院委員常任委員特別委員及繼續委員之れなり。

議事方法に關しては議院法及議事規則に詳細に之を定む、開議及散會の時刻を定め、議案の發議及修正動機、法律案の讀會及其省略方法、討論、兩院の協議會等重要なるもの少からず、

兩院に事務局を置き事務の處理を爲さしむ、書記官長書記官速記士守衛屬等の職員を配す。

議員は議員たるの地位に基き重要なる特權を有す、宮中に於ける禮遇、議院内に於ける意見及表決の自由無拘束、逮捕に關する制限、歳費旅費を受け、國有鐵道の無賃乗車をなすの權あり。

議員たるの資格は辭職除名により消滅するの外他の職務との衝突、其他衆議院議員は解散による等一二の消滅原因あり。

第九章 裁判所

司法とは、法を司るの義なり、即ち法を掌り以て法の法たる社會的價値を保護し、法の目的を維持するに外ならず。

司法の形態は裁判なり、裁判とは抽象的なる法を、個々の實在せる事件に對して適用する國權の行動なり。

明治八年國家機關として元老院の外大審院を置き以て審判の權を鞏くしたり、然れども未だ立憲の基礎たる三權分立の實現といふことを得ず、三權分立は立法司法行政の三機關獨立對峙して相侵さざるにあり、司法は司法機關にて之を行ふ、即ち裁判を行ふは裁判所に於てせざるべからず、其他の機關を以て之を行ふことを得ざるなり而して憲法に謂はゆる司法權とは、總ての法の保護作用をいふに非らずして、民事刑事に關する範圍に限らる、蓋し古くより法として社會的に存在せるは民法及刑法なりしを以て、沿革的にも實生活の關係よりしても、司法權とは此の法の保護を掌るものを指したり。

司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之行ふ、之れ司法權の主體が、天皇にあることを明かにすると共に、司法權の行使、即ち訴訟手續は法律に依り、裁判所之行ふ裁判は法律たる手續法に遵據するを示せるなり、天皇又は行政官應は命令を以て之を左右することを得ず、之れ裁判所を獨立の國家機關といふ所以なり。

司法權
ノ獨立

司法權の獨立は、裁判官の職務の獨立並に裁判官の地位の保障に依りて其實用を見る、裁判官の職務の獨立は、其裁判をなすに當り、法律によるの外他の官廳の指揮を受くることなく、全く自己の自由なる意思決定により、其確信ある所に隨ひ法規を解釋し、之を適用するを意味し、地位の保障とは、刑事又は懲戒處分に由るの外、其意に反して職を免ぜらるる事なきをいふ。

裁判官

裁判所を構成するものを裁判官といふ、裁判所は其階級に従ひ或は一人を以て組織することあり、或は數人を以て組織することあり、數人を以て組織する裁判所は合議制を採る、裁判所構成法は之を定む。

裁判官は、刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職を免ぜらるることなく、

懲戒の條規は法律を以て定むべしとし以て特別なる保護を受く、之れ權力の壓迫を避け、公正なる裁判を爲さしめ立憲政治の目的を達せしめんとするに外ならず、斯く裁判官には地位の保障を伴ふを以て、其資格も亦法律を以て定むべきものとせり、即ち裁判官となるには法律に定めたる一定の資格を具へざるべからず。

退職

裁判官に退職の制あり、(一)身體若くは精神の衰弱に因り職務を執るに堪へざるとき、控訴院又は大審院の總會の決議に依り司法大臣は之れに退職を命ずることあり、又大審院長は滿六十五年其他の判事は六十三年に達したるときは、控訴院又は大審院の總會に於て、三年以内の期間を定め仍在職せしむべきものと決議したるときは其期間滿了の時に退職とせり、然れども官吏たるの身分は之を保有す、檢事にありては、檢事總長は年齢六十五年其他の檢事は六十三年を以て退職とし、司法大臣は三年以内の期間を定め在職せしめ得とせり。

裁判

裁判の對審判決は公開す、(二)豫審は之を公開せず、裁判の公開は、之れ裁判の公平を保障し信望を維持するの要に出でたるなり、然れども其の裁判が安寧秩

序又は風俗を害する虞あるときは、法律により又は裁判所の決議を以て對審の公開を停止することを得、傍聽禁止は對審の場合に於てのみ認めらる。判決の宣告は之を公開せざるべからず、公開せざれば其判決は無効なり。

司法裁判所は、之を通常裁判所及特別裁判所の二とす、通常裁判所は、一般民事事件の事件を裁判する裁判所にして、其組織権限は裁判所構成法を以て之を定む、區裁判所、地方裁判所、控訴院及大審院は之れに屬す。

區裁判所は一人の判事を以て組織し、民事刑事に關し輕微なる事件につきての第一審裁判所なり、非訟事件をも管掌す。

地方裁判所は三人の判事を以て合議的に組織し、區裁判所第一審に屬せざる事件及區裁判所の第一審前に對する控訴事件を管理す。

控訴院は三人の判事を以て組織し、以て合議裁判をなす地方裁判所の第二審判決に對する控訴事件を管理す。

大審院は五人の判事を以て組織し、以て合議裁判をなす、専ら上告事件を管掌す、特別權限として大逆罪、内亂罪及皇族の犯罪につき管轄す。

各裁判所に検事局を附置し、検事を置く、検事は司法機關たる裁判所を構成するものにあらず、上官の指揮命令に遵ひ司法警察官を指揮して犯罪を捜査し、公訴を提起し、法律の正當なる適用を請求し、判決の適當に執行せらるゝや否やを監視し、或は公益の代表者として職權に屬する監督事務を行ふ等裁判所と獨立して事務を行ふ、検事は裁判官にあらず、行政官なり、其任用資格の要件につきては判事と同じく、刑罰又は懲戒に因るの外、其意に反して免官せられざる保障を有す、退職に關しても亦同じ。

特別裁判所とは他の法律を以て特に其權限を定めたる裁判所にして、特殊の民事又は刑事事件を管轄す、或特別の人の爲めに又は或特種の地方に對し設定す。

特別裁判所の裁判官は通常裁判所の裁判官の如く憲法上又は法律上特別の保障なく、其任用資格並に懲戒處分の規定亦必ずしも法律を以て定められず、

特別裁判所としては軍法會議及領事裁判あり。

軍法會議とは陸海軍人に對する刑事裁判を管轄する裁判所なり、軍法會

議の裁判官は判士及法務官にして、判士は陸海軍將校を以て充て、法務官は文官なり、終身官とす。

領事裁判、とは我國が條約又は慣習により領事裁判權を有する外國に於て、我が居留民の犯罪及我國民に對する民事訴訟起りたる場合に、其國駐劄せる日本領事の行ふ裁判をいふ、領事裁判に對しては長崎控訴院に控訴するの途を設く。

臺灣朝鮮關東州に於ける裁判制度は内地に於けると異なる。

朝鮮に於ては地方法院覆審法院高等法院の三級あり。

臺灣に於ては地方法院及高等法院の二級あり、關東州及南洋亦臺灣と異ならず。

行政上の違法處分により權利を侵害せられたりとする者は、之が救済を求むる爲めの訴訟は本來行政裁判所の管轄に屬す、行政裁判所は司法裁判所と異なり行政訴訟を管理す、然れども司法裁判所と雖も或種の行政行爲につき法律を以て其權限に屬せしめたるときは司法裁判所に於て之を處理す、控訴院

法律
審判權

が衆議院の選舉訴訟につき第一審として裁判權を有するは此の例なり。

裁判官は、抽象的なる法規を實在の事件に適用するを其職務となす、敢て法律たると命令たるとを問はず、然れども其法規は適法有效に存在せるものたるを要す、從つて其法規が有效なるや否やを審査するの權を有すといはざるべからず。

法律が有效なる爲めの形式上の要件は憲法に於て定めらる帝國議會の協賛國務大臣の副署公式令による公布之れなり。又實質上の要件としては憲法に違反せざること、前法が後法に衝突せざることなり、又命令に於ても命令の公布ありたること及憲法若くは法律に違反せざることとは其有效要件たるなり、苟も有效なる法律命令たるには以上の要件を具へざるべからず、裁判官が有效なる法規を適用せんとせば此の要件を審査するの權あるなり。

大正十二年四月法律第五十號を以て陪審法を公布す、將に大正十七年より施行せむとす、司法裁判の手續は陪審制度採用によりて一新方面を拓けるなり。

陪審法

陪審制度は初め英吉利に起り、諸國に傳播す、此の制度は議會政治と相隨伴して行はる、民意を參酌したる立法は亦民意を基礎とする裁判に終始せざるべからざる越旨にありと。

陪審制度の目的は、裁判の基礎を民意に置くにあり、立憲政治の本旨素と民意を基礎とするにあり、立法が民意を基礎とするを以て其適用に關しては國民亦責任を負はざるべからず、法規を適用し事件を判決するに當りては、裁判官は廣く専門家の智識と經驗と常識とを參酌して裁判に正衡を得せしめ、以て一般の不平を除去せむとするは此の法の目的とする所なり。

憲法に「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受ルノ權ヲ奪ハルルコトナシ」と、又「裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス」とあるを以て、裁判官の資格なき陪審員が裁判に加入するは之れ憲法違反なりと論ずる者あり、然れども陪審法は、被告をして強制的に陪審に付するの義にあらず、權利として認めたるを以て被告は自由に此の權利を拋棄し得べく、從つて何人も法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるることなし、又陪審員は

裁判官となるにあらず、唯事實の判斷に参加するに止まり、法規の適用を決する問題に及ばず、陪審員の評議は法律上直接に裁判所を拘束するの力を有せず、陪審法の要點左の如し。

一、地方裁判所に於ける刑事裁判にのみ認めらる。

イ、原則として陪審に付すべきものは死刑、又は無期の懲役若は禁錮に該る事件、但し被告人が陪審を辭退したる場合は此限りにあらず。

ロ、被告人の請求ありたる場合に陪審に付すべきものは長期三年を超ゆる有期懲役又は禁錮に該る事件、但し被告人は其請求を取下ぐることを得、又被告人の自白は請求權を失はしむ。

皇室に對する罪、内亂罪、外患罪、國交罪、騷擾罪、軍機保護法陸軍刑法海軍刑法の罪、選舉違反罪等は之を陪審に付せず。

二、陪審裁判を受くるは被告人の權利なり、被告人は任意に之を拋棄することを得。

三、陪審員の權能は唯事實の判斷のみに止まる、法規の適用を決する問題に

及ぶことを得ず。

四、陪審に付したる事件につきては裁判所は何れかの陪審員の評議を裁判の基礎とせざるべからず。

五、陪審員たる資格は三十歳以上の日本臣民たる男子にして引續き二年以上同一市町村内に居住し引續き二年以上直接國稅三圓以上を納め讀み書きを爲し得る者たるを要す。

六、市町村長は毎年九月一日現在に於て其市町村内の陪審員資格者名簿を調製し、更に抽籤により陪審員候補者名簿を調製す。

七、公判に於ては抽籤により十二人の陪審員を以て陪審員を構成す。

八、陪審の評議に付したる事件にして、陪審の答申を採擇して事件の判断をなしたる判決に對しては、檢事並に被告人は控訴することを得ず、

國家行政の作用により權利又は利益を侵害せられたりとする者が其救済を求むる制度に訴願及行政訴訟あり、訴願とは、行政作用の不適法に行はれたる場合のみならず尙公益上適當ならずと思考せし場合に、其當事者が行政行爲の

訴訟

行政訴訟

變更取消を求むる救済手段にして行政作用を爲したる處分廳の直近上級廳を裁決機關として、一定の條件期限の下に提起するものなり、行政訴訟は行政作用の適法不適法を争ふ手段にして、行政裁判所の裁判に屬する訴訟を謂ふ、行政裁判所に出訴することを許したる事件を行政訴訟事項と謂ひ法律勅令に列記す、從つて總ての行政處分が行政訴訟の目的物となるに非らず。

行政裁判所

行政裁判所は、行政裁判所法に依り其構成及權限を定む、行政裁判所の職務上の獨立は司法裁判所と異なることなし、其組織は一審制なり、行政裁判所を構成する者に行政裁判所長官及評定官あり、行政裁判所長官及專任評定官は司法裁判官の如く憲法上地位の保障なしと雖も、行政裁判所法なる法律により刑法の宣告又は懲戒處分に因るに非らざれば其意に反して退官轉官又は非職を命ぜらるゝことなきを保障せり。

第十章 豫算會計検査院

豫算は一會計年度に於ける收入支出の見積計算なり其の實質は、行政官廳に對する天皇の財政上の訓令^(一)たる作用を爲す、蓋し豫算は統治機關を拘束し、統治の機關は之れに準依して行政を行ふべきを以てなり。

豫算は其本質法則にあらず、然れども其實質に於ては天皇の訓令たるを以て之れにより國家の行政を監督せんとするに在り、豫算が斯くの如く國家行政に對し拘束力あるは、豫算固有の力にあらず、之れ憲法及會計法による效力なり、憲法及會計法が豫算に準據すべきを命ずる結果なり。

豫算は毎年之を編成す、其制定は如何にすべきやに就ては、憲法上判然たる規定なし^(二)唯憲法第六十四條に國家の歳入歳出は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べしと規定す、惟ふに豫算は政府のみ之を提出することを得るものにして政府とは天皇大權を奉行する機關なるを以て豫算は勅命により政府之を議會に提出すとせざるべからず、而して議會に附するは其の協賛を求むるに

外ならざるを以て協賛を要件として天皇の制定するものなりといはざるべからず、政府と議會との協同によりて定まらず實に天皇の裁可によりて制定する、裁可は法律案に對する裁可と其義同じ、天皇の自由意思なり、従つて不裁可も亦想像され得^(三)裁可により成立したる豫算は之を公布す。

年會度計

豫算は一會計年度毎に編成す、之れ毎年豫算を以て國の歳入歳出を定むる主旨なり、而して一會計年度は四月一日より翌年三月三十一日に至る、毎年編成する豫算の内容は一會計年度の租税及其他一切の收納を以て歳入とし、一切の經費を歳出とするなり、而して歳入歳出は總豫算に編入す、^(四)斯く歳入出豫算を一豫算に表はす主義を採る編成方法は豫算不可分の原則によりて生ず、豫算不可分は一覽して國の歳計を了知し得る便法に外ならず、分割して成立せず一體として連帶的にして豫算の效力生ず、此の原則に例外あり、一は特別會計にして一は追加豫算なり。

會特別

特別會計とは一般會計と共通せず、或る特種の事業に充つる會計にして、一會計より分離し別個に收支の計算をなすをいふ、特別會計を設くるは法律を以

追加算

て定めざるべからず、^(五)帝國大學、臺灣總督府、鐵道布設に關する特別會計等あり其數蓋し少なからず。

追加豫算とは本豫算補充の爲めの豫算にして年度内に臨時支出の事件を生じたる^(六)とき之れに應ずるが爲めに設けたる制度なり、追加豫算の濫設は一國財政の基礎を紊すものなるを以て、其設置の條件として、必要缺く可からざる經費、及法律又は契約に基く經費に不足を生じたる場合なることに限定す。

繼續費

豫算は毎年編成し一會計年度を基準とす、然るに其例外として繼續費の制度あり、繼續費とは或る事業完成の必要上政府は豫め年限を定め數年に亘り豫算を定むるをいふ、之れ事業の性質上止むを得ざる場合なり、繼續費は一度協賛を経たる後は年々の支出額を變更せざる以上は毎年之を議するの要なきなり。

歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に分ち各部中更に款項に區分す^(七)經費要求書中には項を更に目に分つ、之れ豫算の明細なり。

豫備費

豫算には豫備費を設けざるべからず、之れ豫算の不足を補ひ又は豫算外に

生したる必要の費用に充つる爲めなり、^(a)而して豫備費を第一豫備金第二豫備金の二項とし、前者は避く可からざる豫算の不足を補ふ財源とし、後者は豫算外に生じたる必要の費用に充つ。

豫算先議權

豫算は前に衆議院に提出す^(b)之れ所謂下院の豫算先議權なり、之れ衆議院は單に貴族院に先ちて豫算案の提出を受け之を議決するの義に外ならず、從つて貴族院は衆議院の議決に拘束せらるゝことなく審議査定することを得^(c)然れども豫算の如き國民の財的負擔と密接の關係にあるものにつきては衆議院の議決を尊重すべきものなりとする議論は甚だ有力なり、英國に於ては、一千九百十一年の國會法に於て上院は金錢法案につきては之を否決することを得ず、金錢法案の何ものかは下院議長之を決すと規定し以て上下兩院の豫算に對する權限に重大なる區別を定めたり、

衆議院に提出せられたる豫算は、本會議に於て應答の後豫算委員の審査に附す、豫算委員は之を受けたる日より二十一日以内に審査を了へ、院議決定して貴族院に廻附す、豫算の議決は讀會の順序を採らず、貴衆兩院意見一致を缺く

豫算編成

皇室經費

ときは兩院協議會を開き、協和の途を講ず。

議會が豫算を議定するは總ての豫算款項に亘るを原則とす、然れども皇室經費、繼續費、憲法第六十七條規定事項に關しては制限あり。

皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず、即ち現に豫算に計上せられたる以上に新に増額する場合を除く外議會の協賛を要せざるなり、^(二)

繼續費に就ては既に述べたり。

豫備費は、豫算編成上必然に設けざるべからざるを以て、之を全部削除するを得ず。

憲法第六十七條は一、憲法上の大權に基ける既定の歳出二、法律の結果に由る歳出三、法律上政府の義務に屬する歳出の三種に分つ、均しく政府の同意なくして議會は之を廢除し又は削減することを得ざるなり、之れ豫算は國政經理の見積にして法令の下に其效力を有す、本立つて未存す、法律上必要なる經費は當然支出せざるべからず。

一、憲法上の大權に基ける既定の歳出(三)とは憲法上天皇の親裁專斷に屬する事項にして大權により決定せられたるもの例は官制軍制にして既に一度議會の協賛を経たる歳出豫算をいふ、若し議會が豫算議定權を自由に行ひ年々豫算を變更し得とせば之れ豫算により大權侵犯の結果を見るに至るを以て之を制限したり。

二、法律の結果に依る歳出とは法律其れ自身の意味による歳出たると又法律實施に關する歳出とを問はず、均しく之を廢削するは豫算を以て法律の實動を中絶せしむることとなるにより之を制限す。

三、法律上政府の義務に屬する歳出とは政府が契約其地の原因に基き、他人に對し財政權の主體として債務を負ひ、之を支拂ふべき義務に關する歳出をいふ、公法上の權利に屬するものにあらず、公債の利子補助契約による補助の如き然り。

豫算は不成立に終ることあり、議會之を議定せざる場合其一なり、議定すと雖も不裁可の場合其二(一)なり、議會が豫算の議定前に閉會となるか又は議

不成立
豫算

定前に解散となるか、又は一院の何れかに於て否決したる場合(二)の如きは遂に豫算の成立を見ざるに至る、斯かる場合に於ても、次年度の國家活動は之を停止するを得ざるは理の明かなる所なるを以て、憲法第七十一條は豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すべきこととせり、豫算は一會計年度限りの性質を有す、前年度豫算を施行すべしとせるも、其實は内容に於て前年度に同じき新らしき豫算を施行するに外ならず、唯議會の協賛を経ざるのみ。

豫算協
賛の理
由

豫算制定に就ては、議會の協賛を必要とするは各國皆然り、然れども其理由に至りては異なる、或は租稅收入の承諾を得んとするもの或は支出の濫荒を戒むものあり、前者は豫算の要點を收入に置くことに沿革し、後者は支出に要點を置く、我國豫算の編成は支出を要點とす、憲法に租稅及稅率に關しては總て法律を以て定む可しとし、凡そ法律にして存在せむか、豫算の如何は問ふ處にあらず、租稅は其法律に從つて徵收することを得、又行政上の手数料及其他の收納金は法律を以て規定することを要せず、命令を以て之を定むることを得べく、命令にして存在せば豫算の有無は敢て詮議するの要なし、唯命令に基きて收

入するなり、従つて行政官廳が、租税其の他の收入を徴收するは豫算に準據せず、假令收入が豫算に定めたる額を超過するも、又は實收入が豫算に達せずとするも、行政官廳が訓令違反の問題を生ぜざるなり、然れども支出に至りては、行政官廳は之れに拘束さる、即ち豫算が訓令たるの效力を發生するなり。

豫算は斯く政府を拘束すと雖も、絶對の力を有するにあらず、憲法に於ては豫算外の支出又は豫算款項額超過支出を例外として認む、

豫算の款項に超過し又は豫算外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むることを要す、豫算は定額にあらず、見積計算なれば以上の例外亦止むを得ざる場合を生ずべし、其不足額の補充として豫備費を設く、而して豫備費は之を第一豫備金第二豫備金とし、前者は豫算超過支出の財源に充て第二豫備金は豫算外支出の財源に充つ、

豫備金支出の結果後日(二)帝國議會の承諾を求めざるべからず、之れ事後の監督なり、然れども承諾の有無は事件の適法不適法を決定するにあらず、

豫算外支出の財源として、豫備費以外に更に支出するの途なきや、豫算の收

豫算外
支出

支費
出任

支費
出任

支決算に基くに多くの場合剩餘金の存せざるなし、故に實際問題として此の前年度剩餘金より豫算外支出を爲すこと少からず、之を責任支出と稱し、其憲法違反なるや否やは議論の餘地を存す、

責任支出を憲法違反なりとする論者は、國家の豫算は帝國議會の協賛を経るを要す、豫算外の支出の爲めには豫備費を設く、此の豫備費以外に更に國庫剩餘金を以て豫算の不足を補ふとせば、豫備費を設くるの要なく、又憲法第七十條の財政上の緊急處分を許す方法の適用範圍を狭むるに至る且又憲法第六十四條第二項は豫備費に對する承諾規定なり(三)とす、反之責任支出可能論者は剩餘金を以て豫算外支出に充つるも敢て憲法の禁する所と認むべき根據なく又多年の慣例の承認する所なりとせり、

政治の實際は、此の國庫剩餘金支出につき久しく論争の問題となれるも常に之を認めて今日に及べり、

議會の協賛を経べき事項にして協賛を経ず必要なる處分をなし得る方法に財政上の緊急勅令あり、憲法第七十條に「公共ノ安全ヲ保持スル爲、緊急ノ需用

處緊
分急

アル場合ニ於テ、内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ、勅令ニヨリ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得ト規定せる之れなり、財政上の必要處分は事頗る重大なるを以て、縱令緊急の需用ありとするも、議會を召集し協賛を経へきを本則とす、唯内外の情形之を許さざる場合は事止むを得ざるなり、而して其目的たるや、公共の安全を保持する爲の消極的行爲に止まるなり、此の勅令は次の會期に於て議會の承諾を求めざる可からず、若し承諾を得ざる場合ありとするも處分の效力に影響なし。

憲法に緊急勅令を發するに二つの場合を認む、一は第八條法律に代る勅令にして、一は第七十條財政上の緊急勅令なり、前者は一般的の法を定むるも、後者は個々の處分を定むるものとす、従つて財政上に關すと雖も、法規を定むる場合例へば新稅を起すが如きは財政上の行爲にして又法律に代る勅令たるなり。

豫算外ノ財政協賛

豫算外の財政にして、議會の協賛を経べきを定めたるものに、一、國債を起すこと、二、大藏省證券及借入金の最高額を定むること、(三)三、豫算外國庫の負擔と

なるべき契約をなすことの三者あり。

一、國債を起すこと、茲に國債とは狹義に債務が年度内に償還を終るものを除き豫算年度外に亘りて債務の存在すべき國債をいふ。

二、大藏省證券及借入金の最高額を定むること、大藏省證券は債券發行にして借入金は日本銀行より借入るものなり、共に國庫金の一時の不足補填を目的とす、此の最高額は年度内に償還を終るものをいふ。

三、豫算外國庫の負擔となるべき契約、茲に契約とは一年度を超へ數年の期間を定め契約するを指稱す。

決算

豫算は收支の見積計算なり、實際收支の結果は事後に於ける精査により判明す、現實なる歳入歳出の計算を決算といふ。

決算は豫算と共に重要な性質を有す、決算は會計検査院之を検査確定し、政府は其検査報告と俱に之を議會に提出す、議會は之を承認すべきや否やを議す。

會計検査院

會計検査院は、決算審査の機關にして天皇に直屬す、會計検査官を以て構成

し終身官たるの保障を受く、其権限は官金の收支、官有物及國債に關する計算を檢査確定して會計を監督す、政府の機密費の檢査は之を行はず。

第十一章 帝國憲法

發誓
布法

明治二十二年二月十一日、朝來白雪靡々、不磨の大典大日本帝國憲法は發布せらる。

明治大帝御即位遊ばされ、慶應四年は改歴して明治元年となり、其年三月十日、五箇條の御誓文は發布せらる、勅意宏遠、政治革新の第一歩は茲に初まり、永世の基礎、此の他に出づべくもあらず。

五箇條
誓文

五箇條の御誓文は、萬機公論を奨め、雄大なる經倫を策立し、有爲なるの庶士にして青雲の志を達するの道を講し、舊制を破つて新精神を求め、新知識を吸收して皇基を振起せんとするにあり、惟ふに明治の初年大政一新せりと雖も、國內兵戰未だ治まらず、人心猶幕政を懷ふもの少からず、外は歐米諸國相迫つて修交を求むるの秋に於ては政治の要は人心一新し元氣を振起するにあり、五箇條の御誓文の發せられしは其眼目實に此處に在りと拜察す。

政體書

御誓文は實に開明進取の大綱領なり、而して其の實際政治組織として政體書

大審院
地方官
會議

いを發布せらる。天下の權力は之を大政官に總括し、政令二途に出るの弊を斷ち、權力を分ちて立法司法行政の三權として各其職分を定め、各藩府縣をして門閥地位の如何を問はず有能の士を出さしめて議員とし以て議事の制を立て輿論公議の風を執らしむ等、立憲政體の輿論政治の第一歩を實施するに至れり。

政府の意斯くの如し民間茲に於てか民選議院論全國に囂々たり。議院設立の建白を爲す者相次ぎて低止する所を知らざるなり、明治八年詔書發布せられ、御誓文の意を擴充し、元老院を設け以て立法の源を創め、大審院を置き以て審判の權を鞏くし、又地方官を召集し、以て庶衆の公益を圖り漸次に國家立憲の政體を立てらる。立憲制は更に一步を進めたるなり。

斯くて政治の運用は步一步立憲の政治に向ふと雖も天下志士横議し國會開設の速かならん事を希ふこと甚だしかりしが明治十四年國會開設の大詔發布せられ將に明治二十三年を期し議員を召し國會を開かれむとす、於是乎、國論漸く靜定に向へり、而して議會開設に對するの準備として民間政黨の組織運動は其勢を盛にし、自由黨、改進黨其他の諸黨相踵いで起れり。

廣義ノ
憲法ノ

翻て憲法制定の沿革を按ずるに、明治九年元老院議長有栖川宮熾仁親王勅旨を奉して憲法草案の起稿に着手し十三年に及んで憲法草案按成る、民間又憲法論盛に憲法起草會の成立を見るに至る、十五年參議伊藤博文勅命を以て西歐諸國の憲法調査に向ふ、十七年伊藤參議憲法起草の端を開き年を閲する數年案甫めて成り、二十一年樞密院を置き之れに附議す、二十二年憲法大典完成し君臣永遠に循行する所を知らしめらる。

大日本帝國憲法は憲法發布の告文、勅語、上諭の勅語、憲法本文及皇室典範より成る。

告文に「皇祖皇宗ノ神靈ニ誥ケ曰サク……世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ……益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八州民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆皇祖皇宗ノ後裔ニ胎シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス……」とあり、又憲法發布勅語に「朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承ケタルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ

宣布ス……」とあり、又憲法上諭ノ勅語に「……國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ、朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ、朕ハ我臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其享有ヲ完全ナラシムコトヲ宣ス、……」とあり、既に我建國の歴史を明かにし國體政體を宣揚せらる、一讀以て不文憲法が二千五百有餘年の永きに及んで國基を培ひ來れることを知るなり、憲法本文七章七十八條は君臣均しく遵守し來れる不文憲法を成文化し、新に採れる政體諸機關、臣民の自由、參政、請願の權、豫算制度を列記せり。皇室典範は皇室大事を主とす、然れども國の歴史は皇室の歴史なり、皇室中心の歴史なり、皇室と國家とは一體不離なり、皇室の大典又國家の大典たるは言を俟たざるなり。

憲法天皇の章に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス」と、之れ天壤無窮の國體を宣明せし國法大本なり、聖德太子の憲法に「君則天_レ之、臣則地_レ之、天覆地載、地欲覆_レ天、則致_レ壤耳」と又和氣清磨が「我か國家は開闢以來君臣定まる、

臣を以て君と爲す、未だ之れあらざるなり」と、斯かる國家歴史と國民の信仰確信を法文體裁とせるもの之れ憲法の條章たるなり。

王政一新政體維新の氣運大に進む、憲法により立憲制度確立し、立法司法行政の諸機關整備す、然れども政治の要道は立國の本義を紹述するに外ならざるなり、神武天皇の詔勅に「夫大人立_レ制、義必隨_レ時、苟有_レ利_レ民、何妨_レ聖造_二こと仁德_一天皇は其天立_レ君是爲_二百姓_一、然則君以_二百姓_一爲_レ本、是以古聖王者一人飢寒、顧_レ之責_レ身、今百姓貪_レ之、則朕貧也、百姓富_レ之、則朕富也、未_レ之有_二百姓富_一之君貧_一矣」と歴世天子民生撫育に統治せらる、近世稱ふる政治形式の民本主義と其趣を異にせるも、政治實質の民本主義は世々の天皇が執れる政治にして皇祖皇宗が後裔に胎せる國家統治の常本なり。

立憲政治發達の歴史は、源を英國に求めざるべからず、英國の國會制度は、十三世紀貴族豪族及市民代表よりなる會議組織に初まり、千六百八十八年國會と「ギョームス」二世との衝突は遂に國王の退位となり、オレンジ公ウイリアムは迎へられて國王の位に即きしも、國會尊重の條件を列記せる權利章典は國王の認め

たる處となり、國會の權能は政治上優等なる勢力を獲得し、後年ホツクス及トリースたる二大政黨發生により政黨内閣制の成立を見たるなり、千七百七十六年米大陸の殖民地は、英本國より獨立し、十三州よりなる合衆國成立するや自由平等の精神を以て憲法を制定し、議會制度を確立し、民主共和の一大國を建設す、米國の獨立は佛蘭西革命を助成し、モンテスキュー及ルソーの自由平等の思想は汪洋として溢湧し來り、千七百八十九年人権宣言發せられ、千七百九十一年ルイ十六世の晩年、人権及公民權の確立を基礎として最初の佛蘭西憲法發布せらる、此の憲法發布の影響は、歐洲諸邦に大なる衝動を與へて各國は憲法制定を見るに至れり。

歐洲各國に於ける憲法制定の動因は、國王と國會との軋轢衝突に發し、國王に迫りて人民自由權の保障を宣明せしむるにあり、されば國家財政の處理も人民權利の制限も人民代議の機關の決議に倚らざれば如何ともし能はざるにあり、此の人民自由權の保障は憲法の主眼にして、法律を以てするにあらざれば之を制限するを得ず、法律を制定するは人民公選により成る議會の權能たるなり

自治ノ思想ハ平等ノ政治ニ基キ
立憲ノ義ナリ

國王の專權にあらず、議會組織たるや、人民が國の政治に參與するの制度にして、苟も人民たる以上は、其の門閥地位の如何に關せず等しく國政に參與するを本體とす、従つて國の政治は國民自ら之れに當り、國民平等に參劃すとの思想に出でたるものなり、即ち自治の思想平等主義は之れ立憲制度の根本觀念たるなり。

自治の思想は人智の進歩に基き必然的に發生す、自他相互の人格を認むることとは自治思想の根本をなす、人格は權利義務の歸屬すべき主體なり、主張すべきは之を主張し、負ふ可きは之を負ふにあり、平等主義亦人格觀念に出發す、各自が法の前に於ては、何等差等なきを自認するにあるなり、従つて之れ等の思想より推せば、人民は、人格者として自由に行動することを國家が認めたりと自認せるものなり、唯國家構成の人民としては、國家の治安を害すべからず、國家も亦人民の自由を制限するには法律を以てするを要し、國王一片の命令を以て左右すべからざるなり、國家の治安と法と自由の此の三者の協和による主義が立憲主義にして、即ち法治主義なり、立憲政體は法治主義を當然の歸結とす、即

ち人民の自由を制限し又は義務を命するが如きは、一切法を以て律せざるべからず、而して此の法たるや、議會の協賛を経たるものたるをいふなり、唯國家の治安を維持するは、國家存在の第一義なるを以て、戦時又は國家事變に際しては應變自在に國權は行動するの途を開けるは止むを得ざるなり。

我が憲法の成立沿革は、之を歐州諸國の憲法沿革に比するときは、全く其趣を異にす、歐州にありては、國王國會の衝突が憲法を生み、人民自由權の獲得となり、動亂兵燹は立憲政體を構成するも、我國に於ては、王政維新が憲法を成文化し、君民協和が立憲政體を布くに至りたるなり、然れども憲法の條章體裁は、歐州に學ぶ處少からざるを以て、特に章を設けて臣民自由權の保障を明かにし、參政の權請願訴訟の權を明示せり、然れども之れ彼の權利請願、權利條例^(三)を移植したるにあらず、彼我大に其義を異にす。

議會制度は歐米先進國に範を採りたるも、英國の如く議會萬能にあらず、彼れの所謂議院内閣が議會の左右する所と異なり、我内閣は天皇に對してのみ責任を負ひ、議會が内閣の進退を掌るにあらず、英國議會が何事をも議決し得ざる

憲法精神ノ
ハノ
ニ業ヲ
復ル
アリ
ニ業ヲ
復ル
アリ

憲法の
種類

ことなきに反して我憲法は所謂大權事項を列舉し軍の編制統帥、官制及文武官の任免、宣戰媾和、條約締結、恩赦、榮典等一に天皇の專斷に委して議會の立法權範圍外とし、嚴然として紛更せず、米國は三權分立を嚴守し、大統領及國務大臣は議員を兼ねることを得ず、苟も議員にあざれば議會に列し意見を述ぶることを得ず、立法權は議會單り之を有し政府は何等の權限なき制度と異なり、我制度は國務大臣の議員兼職を認め又政府は法律案提出權を有す。

一、成文憲法不文憲法、憲法として一の成典を有せざるも宣言其他慣習にして國政の大本を定め形式の意義に於ける憲法にあらざるを不文憲法といひ、形式法典としての憲法を成文憲法といふ。

二、欽定憲法と協約憲法、君主が單獨の意思を以て制定したるを欽定憲法といひ、君主が人民又は人民の代表者會議と協定して定めたるを協約憲法といふ。

三、民約憲法と國約憲法、民主國に於て國民自ら直接に又は人民代表權に依り議決制定せるを民約憲法といひ、數國相合し聯邦を組織せる國に於て聯邦憲

法を作成するは國約憲法なり。

四、硬質憲法と軟質憲法、憲法の効力が普通の法律よりも強く且其の變更の手續が普通法律の變更よりも重き條件を有するを硬質憲法といひ、其効力に於て變更に於て普通の法律に於けると異なき所なきものを軟質憲法といふ、

我憲法は成文にして欽定憲法且硬質なり、英國憲法は不文軟質憲法にして亞米利加合衆國憲法は成文、協定、國約硬質憲法なり。

改憲正法

憲法は不磨の大典なり國家の根本大法なり、之を廢することを得ず、唯條章の二三に於ける改正は時勢に従ひ止むを得ざるに至らん、憲法改正の手續は憲法發布の勅語並に憲法第七十三條に之を明かにす、即ち第一憲法改正の發議權は天皇に專屬す、攝政之の權を有せず、況や議會に於て然り、第二議會之を議するに於ては兩議員各其總員三分の二以上の出席あるを要す、第三改正の議決をなすは出席議員三分の二以上の多數の同意あることを必要とす、第四、議會は可否の權を有するものを修正するの權なし。

憲法實施法

憲法は明治二十二年二月十一日發布せらる其効力の發生は憲法發布勅語に

「帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ」と而て第一回帝國議會は明治二十三年十一月二十九日開會したるを以て此の日より施行されたるなり。

憲法人

憲法の人に対する効力は上述勅語に「大憲ヲ制定シ 朕カ率由スル所ヲ示シ、朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム」とあるにより自ら明かにして外國人に及ばざるなり。

憲法土地

憲法は國政大本なり臣民の循行すべき所なり、故に憲法發布後に於ける新附の領土に及ぶ、然れども其土地の習俗は遽かに改むべきものにあらざ、憲法上正當の手續を経特例を設くるは事情止むを得ざるなり、臺灣に於ける勅令、朝鮮に於ける制令之れなり。

憲法解釋權

我憲法は欽定憲法なり、之れが最高絶對解釋權は制定者たる天皇にあり、樞密院官制に於て憲法の疑義に關しては之を樞密院に諮詢すべきものと規定したるに依りても明かにして我國の實例亦之を明證す。

帝國憲法註解

帝國憲法註解目次

第一章	大日本帝國	一
第二章	天皇	七
第三章	國土、人民	一七
第四章	臣民ノ權利義務	一九
第五章	法律命令	二三
第六章	大權親裁	三三
第七章	國務大臣	三五
第八章	帝國議會	四一
第九章	裁判所	四九
第十章	豫算	五三
第十一章	帝國憲法	五九

帝國憲法註解參考書目

帝國憲法義解 樞密院議長伊藤伯著

憲法堤要	法學博士穗積八束著 (堤要)
憲法撮要	法學博士美濃部達吉著 (撮要)
憲法講話	法學博士美濃部達吉著 (講話)
日本憲法	法學博士美濃部達吉著 (日本憲法)
憲法篇	法學博士清水澄著 (憲法篇)
帝國憲法要論	法學博士副島義一著 (要論)
新稿帝國憲法	法學博士上杉愼吉著 (帝國憲法)
憲法述義	法學博士上杉愼吉著 (述義)
帝國憲法論	法學博士市村光惠著 (憲法論)
憲法精理	法學博士市村光惠著 (精理)
憲法原論	法學博士杉本而敏著 (原論)
帝國憲法要綱	法學士金森德次郎著 (要綱)
日本行政法	法學博士美濃部達吉著
法理學大綱	法學博士穗積重遠著
民約論	法學博士市村光惠譯
大臣責任訴訟ノ研究	法學博士川手忠義著

帝國憲法註

第一章 大日本帝國

(一) 神皇正統書開卷第一ノ語ナリ、延元元年足利尊氏、後醍醐天皇ニ對シ反旗ヲ翻シ北朝ノ天子ヲ擁シ天下南北兩朝ニ分レ正潤ノ論人心ヲ迷ハシメ其歸趨ヲ誤ラントスルヲ以テ北畠親房ハ後醍醐天皇(南朝)ニ扈從シ戰火ノ陣中ニ於テ我萬世一系ノ天皇ヲ奉スル國體ヲ説キ南朝ノ正朝ナルヲ説ケル著書ナリ

(二) 國體ノ法的現象

國家ヲ社會的現象トシテ見ルトキハ主權人民及ヒ土地ノ單一團體タルナリ然レトモ國家ヲ法律現象ト見ルトキハ次ノ三說ニ分ル

一、國ヲ統治權ノ客體トナス說 即チ統治權トハ國家ヲ一體トナス力ナリ、統治權ノ主體ハ國家トハ同一物タルコトヲ得サルナリ、殊ニ國家ヲ以テ國權ノ主體トナスハ意思ヲ有スルコトヲ得サル物ヲ以テ自然人ノ如ク意思ノ主體トナスモノナルニ依リ一ノ空想ニ過キサルナリト、然レトモ此ノ說ハ土地人民ヲ君主ノ所有物ノ如ク看做シタル中世思想ノ遺物ナリ、

二、國家ハ統治關係ナリトナス說 即チ國家ヲ共同團體トナスハ一ノ空想ニ過キス、國家ハ一ノ狀態ナリ統治支配セラルル狀態ナリト、斯クノ如クセハ國家ハ常時變動スルモノトイハサルヘカラス

三、國家ハ統治權ノ主體ナリトノ説 國家ハ權利關係ノ主體ニシテ即チ人格者ナリ、人格トハ法ノ認メテ保護スル自主自存ノ主體タルノ謂ナリ、法律上權利義務ノ附着シ得ル地位ナリ、國家ハ自ラ法律ヲ制定シ自己カ人格者タルコトヲ自認ス、國家ハ法ノ制定者ナリト雖モ法ニ支配セラレ法ニ從ヒ活動ス、國家ハ法ノ外ニ立ツモノニアラス一ノ法律現象タルナリ、國家ハ自然人ニアラスシテ人格者タルヲ以テ法人ナリ、(憲法篇)(要綱)

「國家カ如何ナル組織ニ由テ成立スルモ全ク人民ノ團體トシテ國家ト云フ法人人格ナリト云フコトハ不幸ニシテ遂ニ贊成スルコトヲ得ス……國家ヲ法人ナリト説ク者モ人民ハ服從ヲ本質資格トスルモノナリト言ヘリ服從スル者カ合シテ一團ト爲レハ權力者トナルトハ如何ナル意味ナルカ容易ニ解シ難シ(述義)

(三) 統治權ノ性質

統治權ヲ定義シテ特別ノ國際法上ノ權源ニ基クモノノ外國家ノ國法及國際法ノ制限ニ於テ自己ノ組織ヲ定メ領土内ノ總テノ人及物並ニ領土外ニ在ル自國民ヲ支配シ其他國家ノ目的ヲ達スルニ必要ナル各種ノ作用ヲ爲ス絕對權ナリトシ之ヲ法上ノ觀念、可分シ得ル權利特定利益ヲ主張シ得ル力、最高獨立ヲ要素トセスト爲シ以テ國權又ハ主權ト區別セルアリ(撮要)然レトモ凡ソ共同團體ニハ共同目的達成ニ必要ナル意思ヲ要シ命令強制スル力ヲ要ス、此ノ意思ノ力ヲ權力トイヒ國家ノ意思力ハ之ヲ國家權力國權又ハ統治權ト謂フ、地方團體ノ有スル命令強制權トハ大ニ異ナリ原始的無條件ナリ、又一個人ノ國家ニハ一個ノ國家意思力附着ス、國家意思力數多ニ分割サルヘシトセハ國家人格モ數多トナルヘシ然ルニ國家ハ單位人格ナルヲ以テ國家意思モ亦單一不可分ナリ、領土ヲ割讓スルモ統治權ヲ割讓スルニ非ラス統治權ハ單一ニシテ彈性性ヲ有シ伸縮ス、國家ハ國際法又ハ條約ニヨリ義務ヲ負フト雖モ獨立ノ地位ヲ失フニ非

ラス、國家ハ互ニ對等ナリ、國家内ニ於ケル領土人民ヲ完全ニ支配ス統治權ハ最高獨立ナリ、統治權カ最高獨立ナルコトヲ要セストスルトハ之レ聯邦國ニ於ケル各邦ヲ統治權ヲ有スル國家ナリト説明セントスル獨逸說ノ附會說ナリ(要論)(要綱)

(四) 民族ノ觀念 民族ノ觀念ハ此ノ如キ外部的要素(人種カ同一テアルコト、宗教ノ同一ナルコト)ニ依ツテ定マルモノテナイ、主トシテ心理的要素ニ依リテ定マルモノテアツテ、エリネツクカ民族ヲ定義シテ「或ル共通ナ、而モ特色ノアル文化要素ヲ有ツテ居リ、又共同ノ歴史の經過ヲ有ツテ居ル爲ニ自ラ一體テアルヘキコトヲ自覺シ、隨ツテ他ノ人々ト分別セラレヘキ信念ヲ有ツテ居ル多數ノ人々テアル」ト曰ツテ居ルノハ當ヲ得テ居ルト思フ。即チ民族的的精神、民族の自覺カ其觀念ノ中心ヲナスモノテアル(日本憲法)

(五) 國家ハ通常單一國家ナリ、然ルニ國家カ或ル場合ニ他ノ國家ト結合ノ關係ニ立ツコトアリ、國家結合ハ或ル特別ノ法的原因ニヨリ數個ノ國家カ共同關係ヲ生セルヲ謂フ、國際法上ノ國家結合ト國法上ノ國家結合トニ分ツ、國際法上ノ國家結合トハ條約ヲ以テ結合關係ヲ定ム、

一方的從屬結合 英國ト埃及、日本ト韓國、

同君結合、曾テ奧太利及匈牙利、

國法上ノ國家結合トハ數個ノ國家カ一ノ主權ノ下ニ結合セラモノニシテ數多ノ國家ハ單位ノ國家ヲ形成ス

合邦國、或一國カ主權ヲ有シ他ノ數國ハ之レニ服從ス、舊土耳其

連邦國、數個ノ國家カ結合シテ更ニ單位ノ統括國家ヲ形成シ主權ヲ有シ組合國ノ領土人民ハ其支配ヲ受ケ其所屬

トナル、北米合衆國、瑞西、舊獨逸。

(六) 人類ノ福祉ノ實現ヲ國家目的トスルハ古代ヨリ近世ニ至ル迄ノ思想ニシテ、全體ニ見テ福祉ヲ到達セシムルニハ各人ノ自由ハ犠牲ニセラレサルヘカラス、所謂警察國家觀ナリ、此ノ觀念ハ概括的ニ國家目的ヲ定メ、國家權力ノ確立、秩序維持ニ急ナル爲メ各人ノ自由ヲ尊重セサルノ傾アリ、反強統治國家觀ハ國家カ各人ヲ制限スルハ法ノ根據ニ立タサルヘカラス、而モ法ニヨル強制モ各人ノ外的行爲ニ限ラレ内的精神ニ干渉セス、各人ノ自由ヲ尊重シ若シ此自由ヲ制限スルハ治安ニ害アル場合ニ限り之ヲ拘束スルハ法の根據ヲ要ストセルナリ近代立憲國ハ此ノ法治國觀念ナリ然レトモ近時産業隆昌ニ赴キ器械ノ發明進歩ニヨリ大工業組織トナリ多數勞働者ノ束縛的行動ハ國家ノ立場ヨリシテ之ヲ放任シ傍觀スルヲ得ス契約自由ノ原則ニ國家的制限ヲ加ヘ勞働立法共數ヲ増シ來リ或ル一種ノ概括的國家目的論ヨリ文化國家觀ヲ生スルニ至レリ。

(七) 國體政體ノ別

或ル學者ハ國體政體ノ別ヲ論スルヲ以テ誤マリトセリ曰ク「此ノ說(即國體ノ別ヲナスモノ)ハ色々ノ點ニ於テ大ナル誤ヲ含ンテ居ルモノデアリマスガ殊ニ君主國ニ於テハ君主カ統治權ノ主體デアリ共和國ニ於テハ國民カ統治權ノ主體デアリトスルノハ其根本ニ於テ誤謬デアリマス、國家カ一ノ權力團體デアルトイフコトハ君主國モ共和國モ全ク同様デアツテ其權力ハ國家トイフ共同團體其レ自身ニ屬シテ居ルモノト見ルヘキモノデアリマス國家其レ自身カ統治權ノ主體タルモノテ君主國モ民主國モ此ノ點ニ於テハ同様デアリマス、君主國ト共和國トノ區別ハ專ラ此ノ統治權ヲ行フ機關カ異ナルニ依ツテ生スルノ區別テ決シテ統治權ノ主體ノ如何ニ依ルノ區別テハナイ」(憲法講話)

國體トハ國家最高機關即チ統治權總攬者ノ組織ノ形體ナリ、政體トハ統治權總攬者ノ作用ノ形體ナリ(要論)

國體論ハ之ヲ政體論ト混同スヘカラス蓋シ前者ハ統治權主體ノ問題ニシテ後者ハ統治權行動ノ形式ナリ(憲法篇)

(八) 三權分立

米國及ヒ佛國革命ノ當時ニ於ケル政治家ハ人民ノ自由ヲ確保スヘキ最モ有效ナル手段ハ權力ノ分立ニアルコトヲ信シタ、……此ノ思想ハ英國ノ「ビュリタン」革命ノ時ニ現ハレ又「ジョン、ロツク」ハ明カニ立法權ト執行權トカ分タレネハナラヌコトヲ論シテ居ル、併ナカラ權力分立說カ諸國ニ大ナル影響ヲ與ヘタノハ主トシテ「モンテスキュー」ノ說ニ因ル、「モンテスキュー」ハ國權ノ總テノ作用ヲ立法權執行權及司法權ノ三ツニ區別シテ居ル曰ク「各國家ニハ三種ノ權力カ有ル、立法權國際法ニ屬スル事件ノ執行權及國內法ニ屬スル事件ノ執行權是テアル、第一ノ權力ニ依ツテハ一時又ハ永久ノ法律ヲ作り及ヒ之ヲ廢止變更スル、第二ノ權力ニ依ツテハ和ヲ媾シ戰ヲ爲シ使節ヲ派遣シ之ヲ受ケ安寧ヲ保全シ攻撃ヲ防禦スル、第三ノ權力ニ依ツテハ犯罪ヲ處罰シ各人間ノ爭訟ヲ裁斷スル、此ノ第三ノ權力ハ司法權ト稱スルコトカ出來ルシ第三ノ權力ハ單ニ執行ト稱スルコトカ出來ル」……政治上ノ自由ハ制限的ノ政府ニ於ケル外ハ存スルコトヲ得ナイカ併シ制限的ノ政府ニアツテモ必スシモ存スルトハ限ラヌ、若シ治者カ其權力ヲ濫用スルナラハ自由ハ存スルヲ得ナイ、然ルニ古來ノ經驗ハ凡テ權力ヲ有スル者ハ之ヲ濫用スル傾カ有ルコトヲ示シテ居ル、其濫用ハ其ノ限界ニ達スル迄ハ止マナイ、誰カ之ヲ否ム者カ有ラフ道德スラモ尙限界ノ必要カ有ルノテアル、權力ヲ濫用セシメナイ爲メニハ權力ヲ分配シ權力ヲ制セシムルノ外ハ無イ」……「モンテスキュー」ノ說ハ疑ナキ一部ノ眞理ヲ含ンテ居ル、所謂權力分立トハ國家内ニ互ニ獨立對等ナル三個ノ權力ノ存在ヲ認メヨウトスル

六
ノテナク唯一ナル國家ノ權力ヲ行フニ付イテ其權能ヲ三個ノ機關ニ分配シ各々其ノ權限ノ範圍内ニ於テ或ル程度ノ獨立ヲ以テ之ヲ行ハシメヨウトスルニ在ル(日本憲法)

第二章 天皇

(一) 社會契約

惟フニ人類ハ自然的狀態ニ於テ其身ヲ保存スル障害カ起リ、此障害ノ力カ各個人カ其自然的狀態ニ其身ヲ置カンカ爲メニ用ヒ得ル方法ヨリモ有力ナルカ如キ時代ニ達シタテアロウ、……然ルニ人類ハ別ニ新ナル力ヲ創造シ得ルモノテナク、既ニ有スル力ヲ結合指導スルノ外ナイノテアルカラ、障害ニ打勝ツ方法トシテハ、力ヲ綜合シテ其合計ヲ作り、之ヲ動カスニ一ノ指導的ナル力ヲ以テシ、之カ働ヲ圓滑ニシ以テ障害ヲ征服スルノ外ハナイノテアル。

斯クノ如キ力ハ多數人ノ結合ニ依ツテノミ出來ルノテアルガ、併シ其各人ノ力ト自由トハ實ニ彼カ其身ヲ維持スルニ缺タヘカラサル道具テアル以上、彼レハ如何ニシテ其身ヲ害セス、又其第一務テアル所ノ自己ニ對スル顧慮ヲ犠牲トセスシテ其力ト自由トヲ提供シ得ルカ、ソレハ、

「吾等ハ社會ノ一形式ヲ見出サネハナラス、其形式ハ各員ノ協同ノ力ヲ以テ團體各員ノ身體財產ヲ防護セシムルト共ニ、協同ニ加入セル各員ハ其協同ニ拘ラス、唯自己ニノミ服從シ、以前ト同様ニ自由ニ居ルコトカ出來ルノテアル」……要スルニ各人ハ彼ヲ全體ニ提供スルモノテアルカラ、特定ノ何人カニ提供スルモノテナイ、而シテ社員ノ何人ニ就テモ、自分カ他人ニ認メルタケノ權利ヲ他人ヨリモ認メラレナイ者ハナイノテアルカラ、吾等ハ其失ヘル總テノモノニ對シテハ、其時價ヲ得テ損スル所ナク、併カモ其所有トスル所ヲ護リ得ル一層強キ力ヲ獲ルコトカ出來ル、……即チ、吾等ノ各身ハ、共同ニ其身體ト其總テノ力トヲ共同意思ノ最高命令ノ下ニ置キ、ソシテ吾々ハ各員ヲ全體ノ不

可分ノ分子トシテ受ケ入レルコトニナル。

社會契約ハカクテ其契約ノ結果トシテ、契約ノ當事者タル各個人ノ代リニ、之レニ參加シタル總テノ者ヲ其分子トスル精神的且集合的ナ團體ヲ作り、此團體ハ、宛モ此契約カラ其統一ト共同ノ自我ト生命ト意思トヲ得ルノテアル、カクノ如ク總テノ個人カ分子トナリ其結合ニヨリテ出來上ツタ此種ノ公共的人格ハ、以前ハ都市ト稱セラレタカ、現今テハ「レビユブリツク」又ハ政治團體ト云ハツ、其構成員カラハ其團體カ受動的テアル場合ニハ國家ト呼ハレ、能働的テアル場合ニハ主權者ト呼ハレ、他ノ同種ノイノニ比較スル場合ニハ力ト呼ハレテ居ル、又其團體員ハ、全體トシテハ人民ト云ヒ、最高權力ニ與カル者トシテハ公民ト謂ヒ、國法ニ服従スルモノトシテハ臣民ト呼フ（民約論）

國家ハ人カ任意ニ造リタルモノナリトスル思想ノ、最モ徹底シ最モ理論的テアツテ且ツ實際上非常ノ影響ヲ與ヘタルモノヲ社會契約説トスル、契約説ハ第十七八世紀ノ頃歐羅巴諸國ニ廣ク蔓延シタ、國家ハ人民ノ合意約束シテ造リ出シタモノテアル、……社會契約説ハ遂ニフランス革命ノ大動亂ヲ捲キ起スノ原動力トナツタノテアル、……社會契約説ノ專制王國ニ反對シテ人類ノ國家ノ創造ヲシテ一步ヲ進メシメタル所以ハ主トシテ（一）國家ハ強力ニ依リテ造ラレタルモノテハナイ、自由ナル人ノ自由ナル結合テアルトシタコト、（二）國家ハ國王一人ノ私有物テナク人民全體ニ屬スルモノテアルトシタコト、（三）人カ權力法律ノ拘束ノ下ニ在ルハ、人ノ本來ノ性質テハナク、人ハ天賦ニ自由平等ナルモノテアルトシタルコト、（四）之レ天理ノ自然先天絕對ノ動カスヘカラサル法テアルトシタルコトニ在ル、（一）ハ國家成立論テアツテ即チ社會契約説テアル、（二）ハ人民主權説テアル、（三）ハ天賦自由説テアル、（四）ハ自然法説テアル、（帝國憲法）

國家契約説ハ或ハ歷史上ノ事實トシテ主張セラレ、或ハ單ニ國家ノ存立ノ根據ヲ説明スヘキ論理的ノ假定説トシテ主張セラレテ居ルノテアルガ、何レニシテモ其維持スヘカラサルコトハ今日ニ於テハ一般ニ疑ハレナイ所テアル、歷史上ノ事實トシテハ原始的ノ國家カ全國民ノ意識シタ單個ノ行爲ニヨリテ、一時的ニ作ラレタルモノトハ想像シ得ラレナイ、論理上ノ假定説トシテモ契約ト云フヤウナ社會組織カ既ニ充分ニ發達シタ後ニ始メテ發生シ得ヘキ法律的觀念ヲ以テ、國家及法律自身ノ起源ヲ説明シヨウトスルコトニ於テ論理上ノ誤謬カ有ルノミナラス、其一タヒ結ンタ契約ニハ何故ニ拘束セラレネハナラスカ、何故ニソレカ子孫ヲ迄モ拘束スル力アルカヲ説明シ得ナイコトニ於テ解クヘカラサル弱點ヲ含ンテ居ルノテアル、（日本憲法）

（二） 天皇機關説

國家ハ抽象的觀念ニシテ自然意思ヲ有セス故ニ國家ノ統治權ヲ行使スルニハ必ス自然人ヲ要ス、國家ノ組織法ニ基キ或自然人ノ表示セル意思カ國家意思ナル效力ヲ有シ其爲シタル行爲カ國家ノ行爲タル效力ヲ有スルトキハ其自然人ヲ稱シテ國家機關ト謂フ、天皇カ憲法ノ定ムル所ニ從ヒテ表示セラルル意思ハ天皇ノ私人タル意思ニアラスシテ國家ノ意思トシテ效力ヲ有シ天皇ノナセル行爲ハ憲法ノ定ムル所ニ依リ國家行爲トシテ效力ヲ有ス即チ天皇ハ國家ノ機關タルナリ、機關ハ人格ノ中ニ在リテ人格其モノヲ表現シ代理ハ二個ノ人格者ノ間ニ在リテ一人ノ人格カ他ノ人格ヲ代理ス表現ト代理ト其間ニ大ナル區別アリ代理人ハ人格ノ外ニ在リ機關ハ人格ノ中ニ在リト謂フハ即チ是レナリ天皇ハ國家ノ代理人ニ非ス國家ヲ表現ス天皇ノ行爲即チ國家ノ行爲ナリ天皇ノ意思表示即チ國家ノ意思表示ナリ天皇ハ國家ト稱スル人格ヲ表彰ス天皇ノ意思ハ國家ノ意思ナリ天皇ノ行爲ハ國家ノ行爲タリ而シテ天皇自身ハ昂チ國家ノ機關タリ

是レ固ヨリ純然タル法理論ナリ忠君論ノ如キ倫理上ノ問題トハ全然無關係ノコトニ屬ス、(憲法論)

我日本ノ國體ヲ案スルニ統治權ハ天皇ニ生シ天皇之ヲ有セラルルコト眞ニ明カニシテ……統治權ノ主體タルコト微蘊異論ヲ挿ムヘキ餘地ヲ存セサルナリ……天皇ヲ以テ機關ト爲ス説ハ天皇ノ人格ヲ否定スルモノナリ天皇ノ人格ヲ否定スル結果ハ忠君ヲ否定スルコトナルナリ或ハ言ハン忠君ハ道徳學ノ論題ニシテ法學上ノ問題タルモノニ非ラスト然レトモ統治及道徳ノ何タルヲ知ラサル者ノ言ナリ統治ハ道徳ノ權現ナリ統治ノ本義ト道徳トハ同一天則ノ兩面ヲ成スモノナリ殊ニ君主ハ國家前ニ存在セスシテ國家ト同時ニ發生シタルモノナルカ故ニ道徳ニハ隱在スルニ止マリ統治ニ出現シタルモノナルヲ以テ道徳面ニ在ルモノニ非ラスシテ統治面ニ在ルモノナリ然ラハ忠君ノ本質ハ道徳面學ノ論題タルモノナレトモ忠君其モノハ道徳學ニ屬セスシテ法學ノ領分タルモノナリ……君主機關説ニ就テ疑問ノ解スル能ハサルモノアリ君主ハ國家ノ最高機關ニシテ獨立固有ノ權利ニ因リ其地位ニ在リト言ヘルコト之レナリ……君主タル機關カ權利ヲ有スト言フハ其會得シ難キ事ナリ爾モ君タル機關ハ何人ヨリモ委任ヲ受ケス固有ノ權ヲ有スト言フニ至リテハ益迷疑ノ念ニ堪ヘサルナリ、(原論)

國家法人説カ理論上到匠樹立スヘカラサルモノナルヲ知ルモ其起リタル由來ヲ考フレハ其ノ第十九世紀ノ西洋諸國ニ於ケル國王ノ地位ヲ説明スルニ便ナル、彼ニ在リテ一般ノ通説トシテ認メラルルモ亦諒トスヘキモノアリト爲スヘシ、然レトモ漫然之ヲ我カ國ニ引用シ天皇ハ統治權者ニ非スト爲スニ至リテハ妄斷モ亦甚タシト爲ササルヘカラス……國家法人説ヲ普通不動ノ眞理トナシ、從テ天皇モ亦國家ノ機關ナリト、單簡ニ論定シ去ルコトヲ得サルナリ、國家法人説ハ元來民主共和ノ思想ヲ基礎トシ、西洋諸國ノ國王ノ統治權者ニ非サルコトヲ結論セントスル説ナルカ故ニ

我カ天皇ヲ西洋諸國ノ國王ト同一視シ、天皇ハ國家ノ機關ナリトスルトキハ、自ラ國體ニ反スルノ結果ヲ見ルハ當然ナリト云ハサルヘカラス、サレハ西洋ノ君王アルノ民主國ヲ完全ニ説明スルコトヲ得ルトスルモ、之ヲ我カ純粹ナル君主國體ニ轉用スルハ、斷シテ排斥セサルヘカラサルナリ、天皇機關説ヲ執ル者ハ、天皇ハ國家ノ機關タルコト、一般官吏ト異ナルコトナシト云ヒ、天皇ハ國會ト對立シテ、共ニ國家ノ直接機關ナリト説キ、爲メニ我カ國體ヲ民主共和トナシテ願ミルコトヲ知ラス、國體ノ區別ヲ否認シ統治權ノ主體ハ如何ナル國家ニ於テモ國家ナル法人ニアルカ故ニ、天皇アルト否トハ、政治運用ノ爲メニスル政體組織ノ差異ニ過キスト斷言スルニ至リテハ妄ニ我カ萬世不窮ノ國體ヲ動搖セシメントスルモノト批評セサルヘカラサルナリ(述義)

申ス迄モナク、天皇ハ日本帝國ノ君主トシテ、國家ノ總テノ權力ノ最高源泉タリ、日本帝國ノ最高機關タル地位ニ在マスノテアリマス、是ハ純粹ノ法理論テアツテ……天皇カ國家ノ最高機關タリト申シテモ、決シテ天皇カ最高ノ役人テアルトイフノテハナイ、君主ト官吏トハ全ク其法津上ノ地位ヲ異ニシテ居ルノテアリマシテ……官吏ハ直接ニハ唯君主ノ機關テアリ、間接ニ國家ノ機關トナルノテアリマス、(官吏ハ間接機關)君主ハ之レト異ナツテ何人ノ委任ニ依ルノテモナク、其固有ノ權利ニ基イテ當然ニ皇位ニ即カセラレルノテアリマス、天皇ノ大權ハ國法上當然ニ天皇ニ屬スル大權テアツテ誰カラモ委任サレタモノテナイ、隨テ法津上ノ語ニ於テ之ヲ國家ノ直接機關ト申スノテアリマス、君主カ國家ノ機關テアルト申セハ、チヨツト聞クト何タカ吾々ノ尊主心ヲ傷ケラル、ヤウナ感シカイタスヤウテアリマスカ、是ハ國家カ一ノ團體デアルトカラ生スル當然ノ結果テアリマス(講話)

(三) 君主カ統治權ノ主體デアルトスルハ却テ我國體ニ反シ吾々ノ團體的自覺ニ反スルノ結果トナルノテアリマス

法津上ノ意味ニ於テ君主カ統治權ノ主體テアルトイフノハ統治權カ君主ノ一身上ノ權利トシテ君主ニ屬シテ居ルコトヲ意味スルノテアリマス、法津上或ル權利ヲ有ストイフノハ其權利カ其人ノ利益ノ爲メニ存シテ居ルコトヲ言ヒ表ハスノテアツテ即チ君主カ統治權ノ主體テアルト言ヘハ統治權力カ君主御一身ノ利益ノ爲メニ存スル權利テアルトイフ意味ニ歸スルノテアリマス、併シナカラ君主カ御一身ノ利益ノ爲メニ統治權ヲ行ハセラル、ノテアルト言フノハ實ニ我カ古來ノ歴史ニ反シ我カ現在ノ政體ニ反スルノ甚タシキモノテアリマス(講話)

天皇主體説ハ決シテ我國體ニ反スルノ結果ヲ生スルモノニ非ス、却テ天皇ヲ以テ統治權ノ主體ニアラスト爲スハ我國民ノ信念ニ反シ我カ古來ノ國體ニ反スルモノト云フヘシ、要之美濃部博士ノ説ハ權利ノ主體ト權利ノ行使ニヨル利益ノ主體ハ常ニ必ス同一ナラサルヘカラスト云フ誤マレル前提ノ下ニ論理ヲ辿リテ我カ千古ノ國體ニ反シ我カ國民ノ深キ確信ニ反スル結論ヲ爲セルモノニシテ其當ヲ得サルコト多辯ヲ要セスシテ明カナリ(憲法篇)

(五) 憲法第三條

天皇ハ天縱維神至聖ニシテ臣民群類ノ表ニアリ欽仰スヘクシテ干犯スヘカラス(義解)

本條ノ天皇トハ統治權ノ主體タル天皇ヲ指スモノニアラストシテ一個人トシテノ天皇ヲ指スモノナリ、天皇ヲ統治權ノ主體トシテ見ルトキハ權力ノ源ナルニヨリ其侵スヘカララサルコト當然ニシテ明文ヲ俟タス、(憲法篇)

天皇ノ神聖不可犯ハ其法津上ノ意義ニ於テハ二ノ事ヲ意味ス

- 一、何人モ不敬ヲ以テ天皇ヲ干犯スルコトヲ得ス
- 一、天皇ハ其總テノ行爲ニ付親ラ其責ニ任セス、即チ

(一) 公務ニ關スル無答責ノ原則

(二) 刑法上ノ無答責ノ原則

然レトモ天皇不可侵ハ敢テ財産上ノ關係ニ於ケル民事裁判所ノ效力カ御料ニ及フコトヲ妨クルモノニ非ラス、財産上關係ニ於テハ民法第一編乃至第三編商法及附屬法令ノ規定カ原則トシテ御料ニモ準用セセラル(撮要)

天皇ノ神聖ニシテ侵スヘカラサルハ、其本質ノ當然ニシテ、憲法ヲ以テ特ニ責任ヲ免除シ法ノ制裁ヲ受ケサルノ特權ヲ附與スルト爲スカ如キハ我國體法ト相容レサルナリ、政治ノ運用ノ便益ノ爲メニ、國王ノ責任ヲ免除シ、大臣ヲシテ之ヲ負ハシムト爲スノ西洋立憲ノ定説ヲ以テ我天皇ノ地位ヲ推論スルコトヲ得ス、

天皇ノ無責任ナルハ、違法ノ行爲無シト云フノ意ニ非ス、……神聖不可侵ト云フハ唯タ法ヲ以テ之ヲ責問スルコトヲ得サルヲ云フノミ(述義)

(六) 皇室典範第十條

神器ハ八坂瓊曲玉、八咫鏡、草薙劍ノ三種ノ神器ナリ、皇祖天孫ニ三種ノ神器ヲ授ケ寶所之隆、當與天壤無窮者矣トノ勅アリ瓊々杵尊ハ彥火々出見尊ニ尊ハ更ニ神武天皇ニ傳ヘ、歷世天皇相傳ヘテ今ニ至リ更ニ無窮ニ傳ヘラル、

(七) 皇室典範第十一條第十二條

(八) 皇室典範第一條

皇統トハ直系ニ屬スルコトヲ要セサルモ血統ノ子孫タルコトヲ要ス

- (九) 皇室典範第二條乃至第八條
- (十) 同上第十九條、憲法第十七條
- (十一) 皇室典範第十九條第二十條乃至第二十五條
- (十二) 應神天皇ノ御代ニ神功皇后、推古天皇ノ御代ニ厩戸皇子ヲ攝政トセリ、清和天皇幼若ニシテ即位シ給ヒ外祖太政大臣藤原良房ヲ以テ攝政トナシ人臣ニシテ攝政タルノ例ヲ開ク爾來久シク定制トナリ按ニ攝家ノ制ヲ生セリ
- (十三) 皇室典範第二十四條
- (十四) 同上第二十六條乃至第二十九條
- (十五) 同上第十三條
- (十六) 皇族身位令第一條乃至第七條
- (十七) 皇室典範第十七條第十八條
- (十八) 皇室典範增補第一條
- (十九) 同上第二條
- (二十) 同上第四條
- (二十一) 皇室親族令第三十三條
- (二十二) 同上第二十四條
- (二十三) 皇室典範增補第六條

(二十四) 憲法第六十六條

現在ノ定額ノ字義ニツキ論分ル、一ハ現在トハ憲法制定當時ヲ意味ストナスモノ他ハ此ノ意味ヲ以テ憲法ノ趣旨ニ非ラス現在ハ單ニ豫算審議ヲナセル現在ノ年月ヲ指ストセリ、

第三章 國土人民

(一) 臣民ノ語ハ君ニ對スルノ臣タルノ義ナリ、國民又ハ人民タルト同意義ト解スルヲ得、然レトモ佛蘭西革命ハ其宣言ニ於テ殊ニ臣民ノ語ヲ避ケ人民タル語ヲ用ヒ以テ君主制ニ對抗スルヲ意味セルナリ、

國民ノ語ハ國家ヲ構成スル總テノ人ヲ總括スル觀念トシテ用井ラレ此ノ意義ニ於テハ君主ヲモ含ム意義ニ用井ラレルニ反シ其臣民ト謂フトキハ常ニ君主ニ對シテ用井ラレ、君主ヲ包含セサルハ勿論、我成文法上ノ用語トシテハ皇族ヲモ包含セス(撮要)

憲法ニ於テ國民ヲ臣民ト稱ス、是レ天皇ハ統治者タル君主ナルカ故ニ其國民ハ君主ニ臣從スヘキモノナルヲ以テ之ヲ臣民ト言フナリ、然レトモ臣民要件法タル國籍法ニ臣民タルノ語ヲ用ヒタルコトノナキハ不用意ナリ(憲法原論)

(二) 國籍法第一條乃至第三條

(三) 同上第四條

(四) 同上第五條、明治三十一年法律第二十一號

(五) 同上第二條第五條第七條乃至第十五條、第二十六條第二十七條

(六) 同上第十八條乃至第二十三條

第四章 國民ノ權利義務

(一) 自由權

自由權トハ國法ノ定ムル所ニ依ルノ外國家ノ命令及強制ヲ受ケサル權利ヲ謂フ、國民ノ自由權ハ國家ノ統治權ニ國法上ノ制限アルニ因リテ生ス、……國民カ國家ノ權力ニヨリテモ侵害セラレサル自由權ヲ有セサルヘカラストスル思想ハ近代ノ立憲制度ノ最重要ナル根本思想ノ一ニシテ……國民ノ自由ヲ保障スルコトハ實ニ立憲制度ノ發達ヲ促セル最大ノ原因ヲナスモノナリ、……自由權ノ法律上ノ性質ニ付テハ學說分ル、或ハ全ク權利タルノ性質ヲ有セストナス者アリ、或ハ數多ノ個々ノ權利ノ集合ナリト爲ス者アリ、自由權ヲ以テ數多ノ個々ノ權利ノ集合ト爲シ、言論ノ自由、集會ノ自由、居住ノ自由等各別々ノ權利ヲ爲スモノナリト爲スハ正當ナラス、自由ニ言論集會居住ヲ爲スコトハ唯天然ノ自由タルニ止マリ、權利ノ内容ヲ爲スモノニ非サルコトハ尙睡眠シ、飲食シ、散步シ談笑スルコトカ權利ノ内容ヲ爲スモノニ非サルカ如シ、法ハ之ヲ禁止スルコトナク又權利トシテ天然ニハ存セサル法律上ノ力ヲモ付與スルコトナク、一ニ之ヲ自然ニ放任ス、即チ法ニ無關係ナル行爲ナリ、自由權カ全然權利ニ非ストスルコトモ亦正當ノ思想ニ非ス、所謂自由權ハ決シテ行政機關ノ職務上ノ拘束ノ反射的結果ニ止マルモノニ非スシテ違法ニ其自由カ侵害セラレタル場合ニ於テ侵害ヲ受ケタル各人ヲシテ自ラ其違法ヲ主張スルコトヲ得ヘカラシムルノ效果ヲ有ス、……自由權ノ權利トシテノ内容ハ積極的ニ或ル事ヲ爲シ得ルコトニ存セス、唯消極的ニ國家ヨリ違法ノ命令強制ヲ受ケサルコトニノミ存ス、積極的ニ或ル事ヲ爲シ得ル權利ニ非スシテ國法ノ定ムル所ニ依ラスシテ國家ノ權力ニ依リ各人ノ天然

ノ自由ヲ拘束セラレサルコトカ自由權ノ唯一ノ内容ナリ。(撮要)

臣民ノ權利即チ自由權ノ保障ハ殆ト憲法其者ノ生命トモ謂フヲ得ヘシ、英國ノ憲法ハ殆ント自由權ノ保障ヲ目的トシテ發達セシト謂フモ過言ニ非ス、米國各州ノ憲法カ其冒頭ニ人權ノ保障ヲ掲クルニ徴シ又現在諸國ノ憲法カ自由權ノ保障ヲ列記スルヲ常トスルニ徴スルモ自由權ハ最モ重大ナル公權タルヲ知ルニ足ラム。(憲法論)

(一) 憲法第二十二條

(三) 明治二十二年勅令第四十三號逃亡犯罪人引渡條例ニヨレハ相互主義ヲ採リ日本人モ引渡シ得ルコトヲ規定ス
憲法上ヨリ論スルトキハ法律ヲ以テ絕對ニ領土内ニ居住スルコトヲ禁止スルモ憲法第二十二條ニ牴觸スルモノニ非ス(憲法篇)

(四) 憲法ニ列記スル所ノ自由權ノ規定ハ國民ノ自由ニ關スル總テノ方面ヲ漏ラス所ナク規定スルノ主義ニ非ス、憲法ハ唯其主要ナルモノヲ例示的ニ規定シタルニ止マリ、制限的ノ列記ニ非ス、……是レ國民ノ義務ニ關シテ憲法ハ唯兵役義務及納稅義務ノ二ツヲ定ムルニ止マルト雖モ此ノ二ニ止マルニ非サルト同シク……憲法列記スル所ノ外生命ヲ奪ハレサルノ自由、體軀ヲ傷害セラレサルノ自由、教育ノ自由、學問ノ自由、服裝ノ自由ノ如キハ行政權ノ專斷ヲ以テ其自由ヲ制限スルコトヲ得ヘク法律ノ定ムル所ニ依ルヲ要セスト爲スヘカラス……憲法ノ要求スル所ハ凡テ國權ニ依リ國民ノ自由ヲ制限シ拘束スルハ法律ノ定ムル所ニ依ルヘキモノトナスニ在リ。(撮要)

(五) 憲法第二十三條

(六) 刑罰警察罰懲戒罰行政執行罰ヲ均シク處罰中ニ含著セシムルモノト爲スハ解釋ノ妥當ナルモノニ非ラス、本

條ノ處罰ハ刑事上ノ罰ノミヲ指稱ス(憲法篇)

處罰ハ刑罰執行行政上ノ秩序罰ヲ課ス、何レニシテモ豫メ定マレル法律ニ依ルニ非ラサレハ之ヲ課スルコトヲ得ス、「法律ナクハ罰ナシ」ノ原則ハ我憲法ノ保障スル所タリ、唯明治二十三年法律第八十四號ニヨリ此ノ原則ハ大ナル制限ヲ受ク(撮要)

(七) 明治二十三年法律第八十四號

(八) 憲法第二十五條

(九) 憲法第二十六條

(十) 同上第二十七條

(十一) 此ニ所有權ハ民法ニ定ムル所ノ所有權ノ意味ニ非ラスシテ廣ク財產權ヲ意味スルモノト解スヘク、即チ私有財產ノ制度ヲ認メテ國民カ安全ニ其財產ヲ享有シ得ヘク、國家ノ權力ヲ以テスルモ濫ニ之ヲ侵スヘカラサルコトヲ保障セルモノナリ(撮要)

所有權ヲ民法上ノ所有權ナリト爲スコトハ大ニ疑アリ、現行民法ハ憲法制定當時存在セス、……民法ト獨立シテ考フヘク、一般ノ意義ニ依リ人カ法ニ基キ物ニ對シテ有スル一般の支配權ナリ(要綱)

所有權ヲ財產權ト同一ニ解スル根據ハ毫モ存在セス、又「所有權ノ内容ハ人カ物ニ對シテ有スル完全ナル支配ナリ」トスルモ之レ十八世紀ノ天賦人權說ノ觀念ヨリ出シタル根據ナキニ非ラス……憲法列記シタル事項ニ付テハ人ハ皆自由ナリ此自由ニ制限ヲ附スルハ唯法律ノミ之ヲ爲シ能フナリ」トセルモ凡ソ權利ハ法上ノ觀念ナリ所有權亦然リ從ツ

テ憲法第二十七條カ天赋人權説ノ影響ノ下ニ人ノ物ヲ完全ニ支配スル自然ノ能力ヲ指シテ所有權ト云ヘルモノト解スルハ正當ニ非ラス茲ニ所有權トハ所有權及其支分權タル物權ノ意ニシテ債權ハ之ヲ含マス(憲法篇)

- (十二) 憲法第二十九條
- (十三) 同上第二十八條
- (十四) 同上第三十二條
- (十五) 同上第二十四條
- (十六) 同上第三十條
- (十七) 同上第十九條
- (十八) 國籍法第十六條第十七條
- (十九) 憲法第二十條
- (二十) 同上第七十六條
- (二十一) 同上第二十一條
- (二十二) 同上第六十二條

憲法發布ノ前ニ當テハ法律ト勅令トハ其ノ名稱ヲ殊ニシテ其事業ヲ同クスル者タルニ過キス、而シテ其ノ名稱ニ依テ効力ノ輕重ヲ區別スヘカラサルハ十九年以前ノ布告ト布達ト時アリテ區別アリ、時アリテ區別ナキニ異ナルコトナキナリ……立法議會開設ノ前ニ當テハ法律規則命令其ノ他何等ノ名稱ヲ用井何等ノ文式ヲ用井タルモ此ヲ以テ其ノ効力ノ輕重ヲ判斷スルノ縮尺トナスコトヲ得ス、(憲法第七十六條參照)(憲法義解)

第五章 法律、命令

(一) 法

法ハ社會心意(社會ノ一般人ノ心理ヲ支配スル社會力)ニ於テ人類ノ利益ノ爲メニ破ルヘカラサルモノトシテ認識セラレタル社會生活上ノ意思ノ規律ナリ(撮要)

體制意思カ客觀的ニ法律トナリテ現ハレタルモノヲ法ト云フ(帝國憲法)

(二) 強制ハ法ノ要件ニアラス、統治者ハ命令ヲ下スト共ニ其命令ノ遵奉ヲ確保スルカ爲メニ之ヲ強制スルコトヲ普通トスレトモ、常ニ之ヲ定ムルニアラス(憲法篇)

國家ニ於ケル法律的規範ノ強行方法トシテハ刑罰民事上ノ強制執行、行政上ノ強制執行等ノ具體的強制手段アリ、論者或ハ斯ノ如キ具體的強制方法ノ存否ヲ以テ法律ト然ラサルモノトノ區別トナスト雖モ、國法ノ規定中ニモ斯ノ如キ具體的強制ヲ伴ハサルモノ少カラス、國家ノ根本法タル憲法ニ於テ最モ顯著ナリ、強制ニハ必スシモ具體的強制手段ノ備具ヲ意味セス、規範ノ遵守カ社會國家ノ實力ニ依リテ終局的ニ擔保セラルルコトヲ云フ、此ノ終局的擔保アルカ故ニ具體的強制手段モ效果ヲ有スルナリ、故ニ憲法ハ最モ大ナル強制力ヲ有シ、國際法亦強制セラルル共同生活ノ規範タルコトヲ喪ハス(法理學大綱)

(三) 法例第二條、公ノ秩序、又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ法令ノ規定ニヨリテ認めタルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ關スルモノニ限り法律ト同一ノ效力ヲ有ス、

統治者ハ變遷極リナキ社會ノ事情ヲ察シ之ニ應スル一切ノ法ヲ制定スルコトハ其能クスル所ニアラサルカ故ニ社會ニ存在スル慣習ヲ採リ之ヲ行爲ノ準則トシテ之ニ依ルヘキコトヲ命スルコト少カラス(憲法篇)

慣習カ如何ニ廣ク如何ニ永續シテ行ハルルトモ、法ニ置キ代リテ法タルコトヲ得ヌ、……慣習カ慣習法トナルニハ統治權カ之ヲ法定ムル何等カノ形式カナケレハナラヌ、而シテ統治權カ之ヲ法ナリト認識決定スレハ法タルニ於テハ如何ナル法トモ違ハヌ、サレハ慣習法ト云フモノハ實ハ無イノテアツテ、皆同一ノ法テアル(帝國憲法)

(四) 公法私法ノ別

第一說、公益ヲ目的トスルヲ公法

私益ヲ目的トスルヲ私法

第二說、國家其他ノ公法人ト個人トノ關係ヲ規定セルヲ公法、個人相互ノ關係ヲ規定セルヲ私法

第三說、權力服從關係ヲ規定セルヲ公法、平等關係ヲ規定スルハ私法

(五) 議院法第二十七條

(六) 刑法第六條

(七) 法律ト條約

夫レ條約ハ國家相互間ニ存スル契約ナリ、國內ニ向テ發スル命令ニアラサルナリ、國家ノ内部ニ對スル意思行爲ニアラサルナリ、國家ノ官廳臣民ニ對スル法令ノ裁可ニアラサルナリ、條約ト法令トハ全ク其意思ヲ異ニス、故ニ當然國內ノ主體又ハ官廳ニ對シ效力ヲ有スルコトナシ、天皇ノ條約締結權ノ例外トナルモノニアラサルナリ、……故ニ條

約事項ニシテ立法權範圍ニ屬スルモノナルトキハ之ヲ國內ニ施行スルニハ議會ノ協賛ヲ經サルヘカラサルモノナルコトハ明ナリ、……天皇ハ隨意ニ憲法ヲ改正シ法律ヲ發スルコトヲ得ス、從テ國際條約ヲ以テ憲法ヲ改正シ法律ヲ發スヘキ義務ヲ無條件ニ負擔シ得ス、……夫レ既ニ天皇ハ條約締結權ヲ有ス、故ニ締結シタル條約ハ總テ形式上無効ナルヲ得ス、若シ立法事項ヲ執行ノ要件トスル條約ヲ締結シタルトキハ此條約ハ條件附ナリ、(要論)

案スルニ條約ヲ以テ單ニ國際法上ノ效力ヲ有スルニ止マリ、國內法規タル效力ヲ有スルヲ得スト爲スハ、唯條約ノ一面ノ性質ノミヲ見テ、國際法ト國內法トノ關係ヲ正解セサルノ誤アルモノナリ、國家ノ意思ハ國際法ノ主體トシテノ國家モ、國內法ノ主體トシテノ國家モ、同一國家ニシテ其意思ハ單一不可分ナリ、……故ニ若シ條約ノ内容ニシテ國內法規ヲ定ムルモノナルトキハ條約中有效ニ締結セラルルト共ニ、其條約カ國內法規トシテモ有效ニ成立スルモノナラサルヘカラス、……法律又ハ命令ニ非サレハ國內法規タルコトヲ得スト爲スハ根據ナキ獨斷ナリ、……國家意思トシテ有效ニ成立ストセハ形式ヲ問ハス、其内容ニ從ヒ國家國民ヲ拘束スル力ヲ有ス、……若シ條約ニシテ國內法規ヲ定メ而モ其條約カ有效ニ成立シタリトセハ、條約カ直ニ國內法上ノ效力ヲ有スルハ當然ナリ、……條約締結ノ大權ハ恰モ命令大權ノ如ク、凡ソ立法權ハ議會ノ協賛ヲ要スル原則ニ對スル一例外ヲ爲ス、條約ニ依リ法律ト軋觸スル規定ヲ設ケタルトキハ後法ハ前法ヲ變更スル原則ニ當ル、(撮要)

條約締結權ハ天皇ノ大權ニ屬シ議會ノ容喙ヲ許ササルヲ以テ條約ハ之ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ルモ法律ヲ以テ條約ヲ變更スルコトヲ得ス(憲法篇)

條約ハ法律若ハ勅令ニ非ス、條約ト法令トハ各其ノ對手ヲ異ニシ其ノ效力ヲ異ニスルナリ、條約ヲ以テ法律ヲ變更

スルコトヲ得ス、法令ヲ以テ條約ヲ變更スルコトヲ得ス、國ト國トノ權利義務ノ關係ハ條約ニ由リテ定マル、國家ト人民トノ權力服從ノ關係ハ法令ニ由リテ定マル、一ヲ以テ他ニ代フルコトヲ得サルナリ、二者、各々其及フ所ヲ異ニシ且ツ其用ヲ異ニス、其ノ間ニ優劣輕重ノ比對スヘキモノアルコトナシ(提要)

(八) 憲法ハ其第五條以下第十六條ニ於テ天皇大權ニ屬スル各種ノ事項ヲ列記シテ居リマスケレトモ、是ハ唯重ナル事柄ヲ例示シ、又此等ノ事柄ニ付テハ議會ノ協賛ヲ要シナイコトヲ明ニシテ居ルハカリテアツテ、大權ノ範圍カ唯此ノ列記事項ニ止マルトイフノテハアリマセヌ、……天皇ノ大權ニ屬スル作用ハ必スシモ以上列記事項ニノミ止マルモノテハアリマセヌ、廣イ意味ニ於テ天皇ト申セハ憲法ニ於テ特ニ制限シテ居ルモノノ外國家統治權ノ全部カ總テ天皇ニ屬スルノテアルカラ此ノ列記事項ニ限ルモノテナイコトハ言フ迄モナイ、狹イ意味ニ於テ天皇ノ親裁ニ屬スル作用トイフ意味ニ解シテモ、之レ等ノ列記事項ニ現ルモノテハナク、一方ニ於テハ又此等ノ作用ノ總カ必ス御親裁ヲ要シ、之ヲ他ニ委任スルコトノ出來ナイトイフノテハナイノテアリマス、……然ルニ從來多クノ學者ハ天皇大權ハ第五條カラ第十六條ノ列記事項ノミニ限ツテ、是レ以外ニハ大權ニ屬スル事項ハナイトシテ居ツテ之ヲ大權事項ト謂ツテ居ルノカ普通テアリマス、……此ノ大權事項ニハ二ツノ重要ナル意味カアル、第一ハ此等ノ事項ニ付テハ全ク議會ノ容喙ヲ許サナイトイフ憲法ノ趣意テ、此等ノ事柄ハ法律ヲ以テ定ムルコトヲ許サナイ、第二ハ此等ノ事項ハ必ス天皇ノ親裁ヲ必要トスルノテ之ヲ行政官廳ニ委任シテ行ハシムルコトハ憲法ノ許サナイト謂フノテアリマス、私ハ之ヲ以テ根據アル說ト信スルコトカ出來ナイ、第一此等ノ事項ニ付ハテ法律ヲ以テ定ムルコトヲ許サヌ趣意ハ憲法ノ何處ニモ見ヘヌ、憲法ハ法律ヲシナクテモヨイトイフニ止マツテ、法律ヲ以テ定メテハナラヌトイフ意味ハナイ、第二行政

官廳ハ皆天皇ノ大權ノ一部分ヲ委任サレテ居ルモノテ、天皇ノ手足タリ機關タルモノニ外ナラヌカラ、行政官廳ニ委任シテ行ハシムルノハ天皇カ御親裁遊ハサルノト少シモ違ハヌ、……(講話)

蓋、大權事項ノ列記ノ精神ハ大權モ亦之ヲ爲スコトヲ得ト謂フニハ非ス、寧、議會ノ干涉ヲ排スルノ意ニ在ルナリ、……憲法ハ大權、立法權各々其固有ノ畛域ヲ明劃シテ相牴觸侵犯スル所ナカラシム、此ノ故ニ法律ト大權命令トハ各々獨立對峙シテ相戾ラサルナリ、……軍事外交官制ノ如キ、……官吏ノ任免榮典ノ授與ノ如キ、憲法ノ之ヲ大權ニ留保セルハ其意深シ、然ルニ法律ヲ以テ直接間接ニ大權行動ノ自由ヲ束縛スルノ傾向アルヲ甘受スルニ至リテハ吾人甚之ヲ憾トスルナリ、我カ世上ノ通論ハ今尙歐洲五十年前ノ議院神聖ノ迷信ヲ脱却セス、法律全能ヲ當然ノ條理トシ、議院專權ヲ政治ノ上乘トス、世人ハ憲法ノ明文ヲ顧ミルノ勞ヲ取ラスシテ、議院及法律ノ專制ハ事ノ是非ニ關ラス立憲當然ノ運命ナリト絶念スルカ如シ、此ノ一種ノ絶念ト、時勢ニ媚ヒルノ風潮ト、且ツ又立法權全能ノ歐洲憲法論ノ心酔トハ相合シテ大ナル勢力ヲ成シ、我憲法ノ特質ヲ韜晦セントス、由來予ノ憲法論アルハ之ニ當ルカ爲ナリ、今茲ニ大權命令ノ大義ヲ明顯ニスルモ亦此ノ趨勢ニ對シ反省ヲ求ムルニ外ナラス(提要)

憲法ノ條項ニ於テ、特ニ之ヲ大權トシテ行フヘキモノトスル事項ヲ列舉セリ、大權トシテ行フヘシト云フハ天皇必ス之ヲ親裁專行セラルヘキ意ナリ、……又特ニ官府ヲ設ケテ、其權限ヲ委スヘカラサルノ意ナリ(述義)

(四) 從來ノ憲法學說往々此等ノ規定ヲ以テ大權ノ制限的列記トナシ此等ノ列記事項ノミヲ指シテ大權事項ト稱シ大權事項ハ議會ノ參與ヲ許サストナス者アリト雖モ何等ノ根據ナキ謬說ナリ、第一、議會ハ廣ク一般ノ國務ニ參與スル權能ヲ有スルモノニシテ第六條以下ノ列記モ憲法ハ毫モ之ヲ議會ノ權能ノ外ニ置クトセル根據ナシ、……議會カ建

議質問豫算ノ査定等ノ行爲ニ依リテ此等ノ作用ニ參與シ得ルコトハ言テ俟タサル所ニシテ……議會ノ協賛ヲ之ヲ行フモ憲法ノ禁止スル所ニ非ラサルハ當然ナリ、第二ニ委任ヲ許サストスルモ亦正當ナラス、……他ニ命シテ之ヲ行ハシムルハ自ラ之ヲ行フ一ノ方法ニシテ憲法力之ヲ禁止スルモノト解スヘキ根據ナシ、第三ニ議會ノ協賛ニ依ラスシテ天皇ノ親裁スル作用ハ決シテ憲法第六條乃至第十六條ニ列記スル事項ノミニ止マルモノニ非ラス憲法改正發議貴族院議員ノ勅任等……(撮要)

抑々狹義ノ大權事項ト立法事項トハ憲法第十條ノ如キ明文アル場合ノ外相分割シテ互ニ侵スコトヲ得サラシムルヲ我憲法ノ精神トス……故ニ天皇ノ大權ヲ解シテ君主ナル國家機關ノ權限ナリトスレハ格別然ラサル以上ハ憲法中ノ狹義ノ大權事項ハ天皇ニ專屬スルモノニシテ法律ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得サルモノトス、即チ議會ノ協賛ヲ許ササルモノト解スヘキモノトス、(憲法篇)

天皇ノ大權ハ天皇ノ權利ニアラス權限ナリ、權限ハ國家機關ニ屬スル政務ノ範圍ナリ(要論)

(九) 緊急命令ト法律

緊急命令ヲ以テ既定ノ法律ヲ廢止變更スルノ規定ヲ設ケタル場合ニ於テ、其緊急命令カ不承諾トナリタルトキハ前ノ法律カ其效力ヲ復活スルモノナルコトハ更ニ疑ヲ容レズ、從來ノ先例ニ於テ緊急命令ヲ以テ法律ヲ廢止シ、而モ其命令ハ既ニ效力ヲ完成セサルモノニシテ議會ノ承諾ヲ要スルニ非スト爲シ、之ヲ議會ニ提出セザリシ例アリト雖モ、是レ不當ノ甚タシキモノナリ(撮要)

法律ニ代ルト謂フハ法律ト同一ノ效力ヲ有スルト謂フ意ニアラスシテ立法事項ヲ規定シ得ルト謂フ意ナリ若シ然ラ

スシテ確定的ニ法律ヲ廢止變更スル效力ヲ緊急命令ニ認ムルトキハ緊急命令カ次ノ會期ニ於テ議會ノ不承諾ニ了リシトキモ之ニ依リテ廢止變更セラレタル法律ハ復活セス國家ハ更ニ立法ノ手續ニ依ルニ非ラサレハ之ヲ復活スル能ハサルニ至ラン、此ノ如キハ憲法ノ趣意ナリヤ決シテ然ラサルナリ(憲法論)

法律ノ規定ヲ變更又ハ廢止スル緊急命令ヲ發シ之ヲ議會ニ提出シ承諾ヲ得サルニ由リ其ノ將來ニ效力ヲ有セサルコトヲ公布シタルトキハ元トノ法律ハ復タ行ハルヘシ、(要論)

法律ニ代ルヘキトハ其内容及ヒ效力ノ兩面ニ關シ其形式コソ一命令ナルモ其效力ハ全ク法律ト同一地位ニ在ルヘキコトヲ意義スルモノト解釋スルニヨリ……緊急命令ヲ以テ既定ノ法律ヲ廢止變更スルコトヲ妨ケサルモノトス(憲法篇)

廢止セラレタル法律ハ既ニ存在セサルナリ……既ニ廢止セラレタル法律ノ復活スルコトナキハ云フ迄モナシ(通義)

(十) 緊急命令ノ廢止形式

法律ト内容效力ヲ同フスル緊急命令ノ廢止變更ハ亦法律若ハ緊急命令ヲ以テスヘキコト當然ノ事理ニ屬ス(憲法篇) 緊急命令ヲ發シ未タ議會ノ承諾ヲ經サル場合ニハ緊急命令ヲ以テスル外、通常ノ命令ヲ以テ變更廢止スルコトヲ得ス、何トナレハ憲法上ノ法律事項及法律ノ規定ハ通常ノ命令ヲ以テ規定スルコトヲ得サレハナリ、反之既ニ議會ノ承諾ヲ得タル緊急命令カ憲法上ノ法律事項ヲ規定シタルモノニアラサル以上ハ通常ノ命令ヲ以テ之ヲ變更廢止スルコトヲ得ルナリ(要論)

議會ノ承諾ヲ得ル以前ニ於テハ緊急命令ハ……其形式的效力ハ普通ノ命令ト異ナルコトナシ……議會提出以前ニ之

ヲ廢止スルハ普通ノ勅令ヲ以テスヘク緊急命令ノ形式ヲ以テスヘキニ非ス、……緊急命令カ議會ノ承諾ヲ得タル後ハ……確定ノ法律トシテノ效力ヲ生ス、……天皇ト議會トノ双方ノ意思ニ依リテ成立スル國家ノ意思表示ナルコトニ於テ完全ナル形式的意義ニ於テノ法律ナリ（撮要）

余ハ緊急勅令ノ效力ヲ法律ト同一視スル説ニ反對シ緊急勅令ハ立法事項ヲ規定シ得ルモノハ單ニ前ノ法律ノ效力ヲ停止シ別ノ規定ヲ設ケテ之レニ據ラシムルノ效力アルニ止マリ前ノ法律ヲ確定シ廢止變更スルコトヲ得ス又緊急勅令ニシテ存續ノ必要ナキニ至ラハ次ノ會期前ト雖モ天皇ハ普通ノ勅令ヲ以テ自由ニ之ヲ廢止シ得ルモノト解ス、但シ議會ノ承諾ヲ得タルトキハ其形式的效力ハ法律ト同一トナリ、一時停止セラレタル法律ハ確定シ其效力ヲ失ヒ又將來緊急勅令ヲ廢止スルニハ必ス法律ニ依ラサルヘカラス何トナレハ此場合ニハ議會ノ承諾ト稱スル新要素カ加ハリタレハナリ。（憲法論）

緊急勅令ト他ノ勅令ト區別スルハ、其ノ内容ニアリテ、其形式ニ在ラス、形式ニ於テハ單純ナル勅令ナリ、サレハ之ヲ廢止スルハ勅令ヲ以テスレハ足レリ、必スシモ法律ヲ以テスルコトヲ要セス（述義）

此ノ勅令ノ廢止變更ハ亦法律若ハ法律ニ代ル勅令ヲ以テスルコトヲ要ス（提要）

（十一） 緊急勅令ト承諾

緊急命令ハ一タヒ之ヲ發シタル以上ハ縱令次ノ會期以前ニ之ヲ廢止シタルトキモ猶之ヲ議會ニ提出セサルヘカラス（要論）

議會ニ提出スヘシトナス此ノ議論ハ法律ニ代ル命令ヲ出スハ本來違法ナレトモ緊急ノ必要アルコトヲ證明シ議會カ

之ヲ承認シタル場合ニ於テハ政府ノ行爲ニ對シ責任ヲ解除スルコトヲ定ムル國ノ法理ヲ以テ我憲法ノ解釋ニ適用セント欲スルモノニシテ無論誤マレリ（憲法論）

明治二十九年衆議院ノ質問ニ對シ政府ハ「緊急勅令ヲ議會ニ提出シテ其承諾ヲ求ムルハ唯將來ニ之ヲ施行スルノ必要アル場合ニ限り既ニ之ヲ廢止シタル以上ハ提出スルコトヲ要セス」ト答辨シタリ、政府ノ見解ハ妥當ナリトス（憲法論）

英國ニ於テハ緊急勅令ノ發布ヲ認メス、……此ノ英國ニ於ケル責任解除ト我國ノ緊急勅令ノ承諾トハ同一視スヘキモノニアラス、承諾ハ初メヨリ適法ナル行爲ニ對スルモノナリ……政府ノ責任ヲ解除セントスルニアラス（憲法論）

議會ノ承諾ヲ求ムルハ單ニ其效力ヲ將來ニ確定スルカ爲ノミニ非スシテ同時ニ其行爲ノ正當ナリシコトノ追證ヲ求ムルニアリ、此ノ目的ノ爲メニハ既ニ廢止セラレタル緊急命令モ亦等シク提出スルヲ要ス（撮要）

緊急勅令カ議會開會前ニ廢止セラレタルトキハ之ヲ議會ニ提出スルコトヲ要セス、……提出スヘシトスルハ承諾ヲ責任解除ナリトスル誤解先入セルニ由ル（述義）

第六章 大權親裁

(一) 官制大權、憲法第十條

(二) 官制ハ法規ナルヤ

官制トハ行政各部ノ事務ヲ擔任施行スル官府ヲ設置シ其組織權限ヲ定ムル法規ナリ (述義)
憲法所謂官制トハ行政官廳ノ組織ヲ定ムル勅令ヲ意味ス (精理)

(三) 此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ、各々其條項ニ依ルト云ヘリ、若シ之ヲ解シ法律ヲ以テスルモ亦官制ヲ設クルコトヲ得ル意ナリトセ官制大權ハ無意味ニ歸セン、……其ノ掲ケタルモノハトハ憲法ニ之カ特例ヲ設ケ、又憲法發布ノ時ニ於テ、法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ例外トスル意ナリ (述義)

(四) 官吏ハ其者ノ意思ヲ條件トシタル國家ノ任命行爲ニヨリ成立ス (原理)
官吏關係ハ公法上ノ契約ニヨリ成立ス (日本行政法)

(五) 軍令大權憲法第十一條

(六) 軍政大權同上第十二條

(七) 宣戰媾和大權同上第十三條

(八) 條約大權同上、法律命令ノ章參照

(九) 戒嚴大權同上第十四條

(十) 榮譽大權同上第十五條

(十一) 恩赦大權同上第十六條

第七章 國務大臣

(一) 天皇ハ陸海軍大元帥トシテ陸海軍ヲ統帥ス、之ヲ統帥大權ト謂フ、統帥大權カ國務上ノ大權ト區別セラレ、國務上ノ大權カ國務大臣ノ輔弼スル所ナルニ反シテ統帥大權カ其輔弼ノ外ニ在ルハ憲法ノ成文ニ基クニ非スシテ、主トシテ事實上ノ慣習ト實際ノ必要トニ基ク、憲法ニハ軍ノ統帥ニ付テモ、之ヲ一般國務上ノ大權ト區別スルコトナク大權ノ他ノ作用ト並ヘテ規定シ、而シテ廣ク國務大臣ハ天皇ヲ輔弼スト曰ヘルヲ以テ單ニ憲法ノ成文ヨリ曰ヘハ、軍ノ統帥モ國務大臣ノ輔弼スル所ニ屬スルカ如シ、……憲法義解ニ陸海軍ノ編成ヲ定ムル大權ニ付テハ「此レ固ヨリ責任大臣ノ輔弼ニ依ル」ト曰ヘルニ反シテ、陸海軍ノ統帥ニ關シテハ「兵馬ノ統一ハ至尊ノ大權ニシテ専ラ帷幄ノ大令ニ屬ス」ト蓋シ後者カ國務大臣ノ職務外ニ在ルコトヲ示セルナリ、之ヲ兵政分離ノ原則ト謂フコトヲ得(撮要)

(二) 憲法第五十五條

(三) 輔弼ト副署

國務大臣ノ輔弼ハ副署ニ依リテ之ヲ證明ス、副署ノ法律上ノ效果ハ二點ニ存ス、一ハ之レニ依リテ國務上ノ詔勅トシテノ法律上ノ効力ヲ生セシメ、一ハ之レニ依リテ國務大臣カ其行爲ヲ輔弼シ隨テ其責任ヲ負擔スルコトヲ證明スルコト是ナリ、國務大臣ノ責任ハ必スシモ副署ニヨリテ生スルニ非ス、副署ヲ爲サ、ル者ト雖モ苟モ其ノ議ニ贊成シタル者ハ其責任ヲ免ルコト能ハスト雖モ少クトモ副署シタル大臣ハ當然其責ニ任スルヲ要ス、(撮要)

(四) 副署ハ國務大臣カ憲法第五十五條第二項ニ依リ與ラレタル權限ナルカ故ニ副署ノ行爲ハ天皇ノ命令ヲ以テ之

ヲ國務大臣ニ強制スルコト能ハス、……副署ハ輔弼行爲ニ非ス大權ノ行使カ國務大臣ノ輔弼ニ依リテ行ハレタルコトヲ公證スル方式ナリ、……輔弼ノ實ナカリシ勅令又ハ詔勅ニ付テハ國務大臣ハ之レニ輔弼セルコトヲ證スル能ハス、從ツテ副署ヲ拒ムコトヲ得ヘシ（憲法論）

副署ハ君主ノ君主トシテノ行爲ナルコトヲ保證スルモノナル故ニ君主トシテノ行爲ニ對シテハ之ヲ拒ムコトヲ得サルモノナリ、……抑々國家ノ機關ハ其權限ノ行使ニ付キ獨立ヲ保障セラレサル限りハ統治權ノ主體タル天皇ノ命ニ從ハサルヘカラス、而シテ副署ハ國務大臣ナル國家機關ノ權限ニ屬シ國務大臣ハ其權限ノ行使ニ付キ獨立ヲ保障セラレ、コトナシ、國務大臣ハ副署ヲ拒ムコトヲ得サルモノナリ（憲法論）

大臣命ヲ受ケテ之ニ副署ス、事固ヨリ文書發布ノ公式ニ係ル、同意不同意ヲ表識スルモノニ非ス（提要）

（五） 國務大臣ト責任

一、國務大臣カ責任ヲ負フハ君主ノ大權行爲ノ外ニ出テス

二、國務大臣ノ責任ハ單獨ニシテ連帶ニアラス

三、大臣ノ責任ハ政治上ノ責任ニアラス

四、大臣ノ責任ハ懲戒上ノ責任ニアラス、天皇又ハ上官ノ命令ニ服從シテ爲シタル官吏ノ行爲ニ對シテハ懲戒ヲ課スル能ハルナリ

五、大臣ノ責任ハ君主カ責問スヘキニアラス、大臣ヲ彈劾スルハ必ス法律上天皇ノ意思ノ拘束ヲ受ケサル機關ナラサルヘカラス、而シテ其最モ普通ナルモノハ議會ナリ、

六、大臣ノ責任ハ自己ノ行爲ニ對スル責任ナリ、責任ノ一般的原则ニヨリ自己ニ過失ナキ大臣カ君主ノ過失ノ責任ヲ代リテ負擔スト謂フハ意味ナシ、

七、憲法ニ所謂國務大臣ノ責任ハ主觀的ノ責任能力ナリ、責任ニ付テハ引責能力アルノミヲ以テ足レリトセス必ス其責任ヲ糾彈スル規定ナカラサルヘカラス、……我現行法ニハ全然此等ノ規定ナキカ故ニ大臣責任ノ制度ハ之ヲ實行スルニ由ナシ……現行憲法ハ主觀的責任能力ヲ定ムルニ過キスシテ客觀的ノ治責規定ナキカ故ニ其責任ハ實際上何等ノ價值ナシ（憲法論）

立憲政治ハ國務上ノ總テノ行爲ニ付責任者アルコトヲ要求ス、而テ君主ハ神聖不可侵ニシテ固ヨリ親ラ責ニ任スヘキニ非ス、……國務大臣カ責ニ任ス（撮要）

大臣ノ責任ハ懲戒上ノ責任ナルカ故ニ此責任ヲ質スモノハ特別ノ規定ナキ限り君主國ニ於テハ君主ナルコト勿論ナリ（憲法篇）

大臣ノ責任ハ其職務上ノ責任ニシテ懲戒權ノ問フ所タリ、刑事民事ノ責任ノ意ニ非ス……輔弼共ノ宜ヲ得サレハ責問ヲ免ルルコト能ハサルヘシ、……大臣ノ責任ハ絕對ナリ、君命ニ籍口シテ其ノ責ヲ逃ルルコトヲ得サルヲ謂フ、大臣ノ責任ヲ問フ者ハ君主大權ナリ、（提要）

（六） 彈劾制度

彈劾手續ノ第一歩ハ庶民院ニ於テ議員カ彈劾勅ヲ提出スルニ依リテ始マル、……動機ニ對シ必要アレハ調査委員カ任命サレ、若シ勸議成立スルトキハ茲ニ彈劾條項書作成ノ爲委員カ選定サル、又貴族院ニ向テ彈劾手續ヲ遂行スル

爲ニ議員中ヨリ彈劾主任者若干名ヲモ選ムナリ、……審問ハ「ウエストミンスター」堂院ニ於テ行ハル、而シテ貴族院議員全體カ判事トシテ着座シ、若モ被告カ貴族ナルトキハ「ロード・ハイ、スチワード」カ裁判長トナリ、庶民ナルトキハ貴族院議長即チ大法官カ裁判長トナル、……既ニ有罪カ多數ナリトノ表決ヲ得ルモ、貴族院ハ庶民院ヨリ判決言渡ノ請求アル迄ハ之ヲ爲スコト能ハス、……刑罰ノ種類ニ制限アルコトナシ、

英國議會ノ彈劾權ハ法律上ニ於テハ猶ホ存在ス、唯事實上約百二十年間不使用ノ狀態ニ在ルニ過キサルナリ、其ノ原因ハ「一、今日ノ大臣ハ彈劾ニヨリ救済サル、如キ種類ノ犯罪ヲ犯サントスル誘引物サヘモ有セサル地位ニアルコト、二、今日ニ於テハ彈劾ノ期スル目的ハ克ク通常裁判所ニ於テ之ヲ一層好ク速シ得ルコトニアリト」

北米合衆國ノ彈劾ハ懲戒裁判ノ性質ナリ……彈劾權ヲ有スルモノハ合衆國民ノ代表者タル代議院ナリ……元老院ハ官吏彈劾事件ヲ審判スル專權ヲ有スルモノトス、

佛國議會ノ彈劾權ハ政府監督ノ一方法トシテ存在ス、……彈劾ハ一ノ刑事裁判ナリ、……裁判ハ代議院カ起シ元老院ノ審判スルナリ、責任訴訟ノ研究

(七) 政府ノ意義

政府ノ憲法上ノ組織ハ國務大臣及樞密顧問ヲ以テ成ル、……政府ニ固有ノ權力ナシ、又委任ヲ受ケテ權力ヲ行フニ非ス、政府ハ大權ノ内外ニ貫通スル唯一ノ渠渠タル者ナリ(提要)

憲法ノ政府ト云フハ此ノ行政官府ノ最上級ニ居ル内閣總理大臣及各省大臣カ、同時ニ國務大臣トシテ天皇ヲ輔弼シ憲法ノ組織上、議會ト對立スルコトヲ前提トシテ國務大臣ト各省大臣ト相兼ヘル一體ヲ指稱ス、(述義)

國務大臣ハ之ヲ稱シテ政府ト云フコトアリ、殊ニ議會ニ對スル關係ニ於テ之ヲ政府ト稱ス、……然レトモ政府ナル語ハ常ニ同一義ニ非ラス、或ハ國家又ハ國庫ヲ指稱シ或ハ行政官廳ヲ指稱ス(要論)

憲法中往々政府ノ語アリ、其意義稍不明ナル點ナキ能ハス、第六十七條「法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出一トアル政府ハ國家ヲ指稱ス、其他ノ場合政府ハ國務大臣ヲ指ス……勿論國務大臣ハ政府トシテ天皇ノ命令ノ下ニ行動スト雖モ天皇、即チ政府タルニ非ルナリ(要綱)」

政府トハ行政權ヲ總轄スル國家機關ヲ指ス別名ナリ、行政權ノ首長ハ第一次ニ於テ天皇ナリ、而シテ天皇ノ大權ハ常ニ國務大臣ノ輔弼ニ依リテ行ハルルカ故ニ第一次ニ於テハ國務大臣ノ輔弼ニ依リテ働ク天皇ヲ政府ト謂フ、更ニ第二次ニ於テハ各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付キ自己ノ責任ヲ以テ行政權ヲ行フ而シテ此場合ニ行政權全體トシテ觀レハ各省大臣ハ内閣ヲ組織スル故ニ第二次ニ於テ内閣ヲ政府ト謂フ(憲法論)

第八章 帝國議會

(一) 帝國議會ハ國民ノ名ニ於テ國務ニ參與シ政府ヲ監視スル國家機關ナリ、議會ハ國民ノ代表機關ナリト雖モ其授權ニ基クモノニ非ラスシテ直接憲法ニ依リ其權能ヲ行シ隨テ國家ノ直接機關タリ、議會ハ天皇ノ機關ニ非ス、天皇ノ委任ニヨリ其權能ヲ授ケラル、者ニ非ス……議會カ統治ニ參與スルハ決シテ立法ノ範圍ノミニ止マルモノニ非ス議會ハ廣ク總テノ國務ニ參與スルノ權ヲ有シ唯皇室ニ權軍令大權ノ如キ國務ト分別セラル、モノニ付キ參與權ヲ有セザルノミ(撮要)

帝國議會ハ天皇ノ官府ナリ、獨立固有ノ存在ヲ有スルニ非スシテ天皇ノ意思ヲ基礎トシ憲法ニ依リテ存在ス、從テ其權能ハ一ニ憲法ニ依リ、天皇ノ定メ玉フ所ニ依ル帝國議會トシテ獨立固有ノ權能ヲ有スルコトナシ(述義)

(二) 地方官會議勸語

茲に地方官會議の始 朕親ら臨て汝各官に詔く、朕經國治民の易らざるを思ひ深く公論衆議に望むことあり、今汝各官地方の重任に居り親しく民情を知る誠に能く同心協力し事緒多端なるも苟て其急を先にし議論異動あるも要するに其歸を一にし専ら衆庶の爲に公益を圖らば則斯會や將に國家無疆の幸福を開くの始たらんとす、汝各官夫れ斯旨を體せよ

(三) 英國ノ國會ナル語ハ上下兩院ヲ意味スルニ非ス、國王貴族院及庶民院ノ三者ヲ意味ス、此三者カ相合シテ働ク場合ニ之ヲ稱シテ「國會ニ於ケル國王」ト謂ヒ國會トモ謂フ、故ニ英國ノ「パリーメント」カ主權ヲ有スルコトハ

寧ろ正當ノ議論ニシテ敢テ奇トスルニ足ラス唯長年月ノ慣行ニ依リテ國會ニ於ケル國王ノ權刀漸ク衰ヘ千六百八十八年スチユワルト王家カ英國ヨリ放逐セラレタル後「權利ノ宣言」ニ依リ國王ノ過大ナル權力總テ廢棄セラレ狹義ノ國會ノ權利カ更ニ確認セララルルニ及ヒテ議院（即チ兩院）最上權ノ趨勢ヲ生シ國會ハ自ラ國政上ノ主ナル要素タランコトヲ力メ兩院ヨリ成ル議會其者カ主權ヲ掌握スルニ至レリ（帝國憲法論）

（四）議會ガ國民ノ代表機關ナルコトハ總テノ立憲國ヲ通シテ普ク承認スル所ナリ、然ルニ法律上ヨリ謂ヘハ議會ハ何人ヨリモ其權能ヲ委任セラレタル者ニ非ス、何人ノ指揮ヲ受ケス自由ノ意見ヲ以テ國政ニ參與スル者ニシテ他ノ權能ヲ代表スル者ニ非ラス、代表ノ觀念ハ常ニ其代表セラルヘキ者カ自ラ權能ノ主體ナルコトヲ前提トス、國民ハ其全體トシテ法人ニ非ラス、自ラ權能ノ主體タルコトナク全然代表セラルヘキ權能ヲ有セサル者ナリトナス愚者アレトモ（一）議會カ國民ノ代表機關ナリト曰フハ敢テ國民ヨリ其權能ヲ委任セラレタリト爲スノ意ニ非ス、國民ノ代表機關タルハ議會カ直接憲法ニヨリテ權能ヲ有シ、何人ヨリモ其權能ヲ授ケラル、コトナシ、國民ヲ代表スト曰フハ、議會ノ議決カ國法上國民ノ意思ノ發表ト看做サルト曰フニ止マル、議會ハ法定代表機關ナリ、（二）法定代表ノ觀念ハ又被代表者カ事實上ニ意思能力ヲ有スルコトヲ前提トセス、（三）議會制度ノ本旨カ國民ヲ代表セシムルコトハ社會心意ノ普ク承認スル所ニシテ、而シテ社會的認識ノ存スル所ハ即チ國法ノ認ムル所ニ外ナラス（憲法撮要）

議會ハ國家ノ機關ナリ、人民ノ代表會即チ人民ノ機關ニアラス、議會ノ作用ハ人民ヲ代表シテノ作用ニアラス、固ヨリ政治上倫理上ヨリ觀察スレハ議會ハ國民ノ精神ヲ發揚スルモノナレトモ、法律上ハ人民ノ代表會ナリト謂フヲ得ス、何トナレハ民性ノ總存在又ハ國民精神ナルモノハ權利又ハ權限ノ主體ニアラサルヲ以テ之ヲ代理又ハ代表スルヲ

得サルナリ（憲法要論）

（五）獨逸新憲法、第一條獨逸國ハ共和政體トス、第二條國權ハ國民ヨリ發ス、第二十一條議員ハ全國民ノ代表者ニシテ其良心ノミニ從ツテ行動シ委任ニ拘束セラル、コトナシ

（六）憲法第三十三條

（七）同上第三十四條、貴族院令第一條

（八）憲法第三十五條

（十）直接選舉ハ國民カ直接ニ議員ヲ選舉スル方法

間接選舉ハ一般國民カ先ツ議員選舉人ヲ選舉シ此ノ議員選舉人カ更ニ議員ヲ選舉スル方法

普通選舉ハ原則トシテ國民一般ニ選舉權ヲ與フル主義タイプ

制限選舉ハ個人ノ納稅財產教育性等ニヨリ一定ノ資格ヲ定メ其資格者ニ選舉權ヲ與フル主義タイプ

平等選舉トハ選舉權行使ノ結果ニ差等ヲ設ケサル方法

差等選舉トハ選舉權カ平等ナラサルタイプ

秘密選舉ハ選舉ヲ行フニ當リ何人ヲ選舉セシカハ他人ノ窺ヒ知ルヲ得サラシムル方法（例ヘハ無記名投票ノ如キ）

（十一）

公然選舉ハ秘密選舉ニ非サル方法（例ヘハ記名投票ノ如キ）

多數代表トハ政黨多數者ノ代表ヲ多數選舉セントスル方法ニシテ少數代表ハ小數黨ヲモ多少代表セシメン

トスル方法ナリ、比例代表トハ政黨ノ實勢力ニ應シテ代表者ヲ選出セシメントスル方法ナリ

比例代表ハ近時選舉方法トシテ有力ナル傾向ヲ有ス、比例代表ノ目的ハ第一ニ選舉人ノ政治上ノ意思ヲ正比例ニ議員數トシテ議院ニ反射セシムルニ在リ、即チ多數ノ選舉人ノ政治上ノ意思カ多數ノ議員トシテ表ハル、第二ノ目的ハ議員候補者ノ選擇ヲ一人ニ限ラス數人ニ及ヒ得而モ一人一票ノ制ヲ棄ラサルニアリ、第三ノ目的ハ候補者ヲシテ金權又ハ官權ノ壓迫ヨリ遁レセシムルニアリ、金力ナキモ人格手腕優レタル者モ、亦官權ニ對スル者モ均シク自由ニ選舉サル、ナリ、第四ハ各黨派ニ於テ力量アル者ヲ當選セシム。

比例代表ニハ候補者カ確定シ居ルヲ要スヲ以テ届出主義ヲ必要トス、又一選舉區ヨリ數人ヲ選出セシムルヲ以テ中選舉區又ハ大選舉區タルコトヲ前提トス、

比例代表ノ方法ハ名簿式(大陸式)單記移讓式(英國式)ニ大別ス、

名簿式トハ各黨派ニ於テ届出タル候補者ヲ優先順位ニ名簿ヲ作成ス、選舉人ハ自己ノ投票セントスル黨派ノ名簿ニ記號シテ投票スルヲ以テ足ル、各名簿毎ニ集積シタル數ヲ一二三四等ニテ順次ニ除シ選出スヘキ議員數丈ケ多數ヨリ少數ニ採出シ最少當選數ヲ以テ當選商トシテ各名簿數ヲ除シ、得タル數カ當選者數ナリ、斯カル計算法ヲ「トント」式トイフ、

名簿式ハ簡單ナルモ選舉人ハ自己ノ欲スル候補者ヲ指ホスルヲ得ス、名簿ニ投票スルノ實際ナルノ批難ヲ蒙ルルヲ以テ單記移讓式行ハル、此ノ式ハ名簿式ト形式ニ於テハ同様ナルモ投票者ハ同一名簿中自己ノ第一ニ當選セシメント欲スル者ニ一ト記シ次ニ當選セシメント欲スル者ニ二ト記シ、順次ニ番號ヲ記ス、而シテ名簿毎ニ集積シタル結果、

第一ニ當選セシメント欲スル者既ニ他ノ得票ニヨリ當選セルトキハ余分ノ得票ハ假令其者ニ一ノ記號アルトモ二ト記シタル者ノ有效得票トシテ計算サレ投票ノ移讓行ハル、斯クシテ黨派別ニ計算シテ其區ノ當選者數ヲ確定ス、

(十二) 大選舉區トハ一選舉區ヨリ數人ノ議員ヲ選出スル選舉區ニシテ一國ヲ一選舉區トナスハ實際ニ於テ行ハレサルモ一縣又ハ數縣ヲ一選舉區トスル制度トイフ、

小選舉區 トハ一選舉區ヨリ一人ヲ選出スル選舉區トイフ、

中選舉區 トハ大ト小トノ中間選舉區トイフ、小縣ハ一縣一區トシ大縣ハ之ヲ二區又ハ三區ニ分ツ制度ナリ、

(十三) 協賛、承諾 法律案豫算案ニ協賛スルハ成立要件ナリ又緊急勅令ヲ承諾スルハ該勅令ヲ存続セシムル要件ナリ、

(十四) 上奏建議等、之レ等ハ直接國家行爲ニ關係ナキモ政府ハ之レニヨリ其政策ヲ改メ其他種々ノ改廢ヲナスコトモアリ得、

(十五) 憲法改正 憲法改正ハ國家重大事ナリ、天皇ニ發議權アルノミ、攝政ニ此ノ權ナシ、兩議院ハ各々其議員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス、出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲナスコトヲ得ス、(憲法第七十三條)

(十六) 議會ノ修正權範圍

豫算ニ對スル議會ノ協賛權ハ主トシテ歳出豫算ニ付イテ存スト雖モ歳出ニツイテモ議會ハ自由ニ之ヲ修正スル權ヲ有セス……政府ノ提出セル原案ニ對シ新ナル款項ヲ追加シ又ハ各款項ノ定額ヲ増加スルノ發議ヲナスコトヲ得ス、

(憲法撮要)

議會ハ政府ノ提出セル豫算ニ付テハ款項ノ或ルモノヲ削リ又ハ其金額削減ノ權アレトモ新費目ヲ加フルノ權ナシ、議會ニ財務行政權ノ一部モナシ、(帝國憲法論)

議會ハ之ヲ修正スルコトヲ得ヘシ之ヲ否決スルコトヲ得サルナリ、……豫算ハ法令ノ施行及其ノ他諸般ノ政務ノ施設ノ爲ニ必然之ヲ要スヘキ歳計ノ見積ナルカ故ニ全然否決スルハ理ノ許ササルトコロナリ、或ハ謂フ議會ハ豫算ヲ議定セサルモ之ヲ強制スルノ手段ナシ故ニ豫算否決ノ自由アリト是レ事實ト法理トヲ混同スルノ妄言ナリ、(憲法提要)

(十七) 協賛ト承諾トノ差異

一、協賛ハ法律制定ノ事前ニ限ル、

承諾ハ常ニ事後ノモノニシテ既ニ成立シタルモノニ對ス、

二、協賛ハ未成立ノ法律案ノ可否ニ關シ積極的、

承諾ハ既ニ成立シタル勅令ニ對シ消極的觀念ニ屬ス、

三、協賛ハ他ノ要求ニ基キ若ハ自ラ發議スルコトニ因ル、

承諾ハ常ニ他ノ要求ニ基ク、

四、協賛ハ之レナクハ議案成立セス、

承諾ハ與ヘサルモ常ニ無効ナルニ非ラス、

五、協賛ハ之ヲ與ヘタルトキ常ニ或行爲ノ成立ヲ促ス、

承諾ハ之ヲ與フルモ特別ノ行爲ノ成立ヲ促カサス、

六、協賛ノ權ハ修正スルノ權ヲ包含ス、

承諾ハ之ヲ與フルカ不カノ外修正ヲ含マス、(憲法編)